

平成 2 2 年度

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

公 募 要 領

平成 2 2 年 1 月

農林水産省
農林水産技術会議事務局

目 次

募集にあたって（ポイントの紹介）

1 募集期間について	1
2 研究実施までのスケジュール（予定）	2
3 応募の要件	2
4 応募の手順	3
5 研究課題採択までの流れ	4
6 審査の視点	4
7 留意事項	5
8 その他	5
9 問い合わせ先	6

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 公募要領

1 事業の概要	
（1）目的	7
（2）事業の仕組み	7
2 応募要件等	
（1）共同研究グループの要件	9
（2）共同研究グループの構成員に関する要件等	9
（3）共同研究グループの構成員の要件等の特例	11
（4）機関連携強化型研究への応募要件	12
3 募集対象課題	
（1）対象範囲	13
（2）募集対象となる研究課題	15
（3）異分野技術の活用又は新産業の創出を促進するための措置	16
（4）地域活性化に係る各種施策を促進するための措置	16
4 研究連携協定について	
（1）用語の定義	17
（2）協定の要件	18
（3）協定の有効期限	18
（4）協定への署名	18
（5）協定の内容の変更等に関する報告	19
5 新規採択予定（想定）	20
6 研究の規模及び委託費の内容等	
（1）研究の規模	20
（2）研究実施期間	21
（3）研究委託費の内容	21
7 応募手続（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用した応募）	
（1）所属研究機関及び研究者情報の事前登録	24
（2）e-Radを利用した応募の流れ	24
（3）応募受付期間・補足資料の送付先	26
8 研究課題の選定	
（1）審査の方法及び手順	27
（2）審査基準	30
（3）審査結果の通知等	32

9 研究課題の管理等について	
(1) 委託契約の締結について	33
(2) 研究成果の取扱い	33
(3) 研究成果等の公表	34
(4) 繰越明許について	35
(5) 収益納付について	35
(6) 購入物品の取扱いについて	36
(7) 研究課題の進行管理等	36
(8) 研究課題の評価	37
(9) 研究終了課題のフォローアップ調査	37
(10) S B I R 関係	37
10 研究機関の経費執行状況のチェック体制の強化	38
11 本事業に係る相談窓口	38
12 その他応募に当たっての注意事項	
(1) 重複応募・重複研究参画	38
(2) 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除	38
(3) 研究費の不正使用防止のためへの対応	39
(4) 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応	39
(5) 研究上の不正行為防止のための対応	40
(6) 個人情報の取扱い	41
別紙 1 平成22年度 研究領域設定型研究に係る研究領域の説明	43
別紙 2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	49
別紙 3 直接経費に計上できる費目について	57
応募書類等	
○平成22年度 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 応募書類（研究実施計画）	
・提案区分表	62
・様式 1（研究課題総括表）	63
・様式 2（研究課題概要図）	64
・様式 3（研究課題内容）	65
・様式 4（研究管理運営機関を活用する理由書）	76
・様式 5（経理事務体制について）	77
・研究連携協定のイメージ	78
○e-Rad 入力シート等	
・e-Rad 入力シート（記載例）	82
・（別添 1）主分野・副分野一覧表	83
・（別添 2）キーワード表	84
・（別添 3）研究対象・内容/手法	85
○必要書類チェックシート	91
（参考）個別課題に関して研究機関のマッチングのあっせんや 提案書のブラッシュアップ等についての相談先一覧	92
（参考）作成上の留意事項（ホームページに掲載： http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm ）	

本公募は、平成22年度の予算成立後、可能な限り早期に研究開発に着手いただくため、予算成立前に行うこととしているものです。今後、予算成立までの過程で内容等に変更があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

募集にあたって（ポイントの紹介）

1 募集期間について

平成22年度「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の研究課題の募集を以下のとおり行います。

また、「機関連携強化型研究」の研究連携協定を含む研究課題の募集については、今回の募集とは別途のスケジュールで実施する予定にしており、募集の際は、あらためて農林水産省のホームページ等を通じてお知らせしますので注意して下さい。

なお、「緊急対応型調査研究」については、必要に応じ、その都度、農林水産省のホームページ等を通じて募集を行います。

募集対象となる研究区分		応募受付期間
(1)	研究領域設定型研究 （原則3年以内、上限額:5千万円/年） あらかじめ、農林水産省が、農林水産政策の推進上、重要性・緊急性が高いものとして、研究領域を設定し、これに基づき、研究課題の提案を求めるもの [平成22年度研究領域] 1. 競争力強化のための生産システムの改善 2. 新たな可能性を引き出す新需要の創造 3. 地域農林水産資源の再生と生態系保全 4. 食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大 5. 温室効果ガス排出削減のための省エネルギー・新エネルギー対策 ※研究課題を募集する研究領域の詳細については、本公募要領の15頁及び別紙1「平成22年度研究領域設定型研究に係る研究領域の説明」をご覧ください。	平成22年2月1日（月） （午前10：00から） ～平成22年2月19日（金） （午後3：00まで） （府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にて受付）
(2)	現場実証支援型研究 （原則3年以内、上限額:3千万円/年） 地域に由来する技術シーズの活用による地域の多様性の強化、農商工連携等を通じた地域の活性化に資するものとして、研究課題の提案を求めるもの	
(3)	機関連携強化型研究 （原則3年以内、上限額:5千万円/年） 地域の研究資源の利用効率を向上させる体制の構築を前提（研究連携協定の策定が必須）に、地域の活性化に資するものとして、研究課題の提案を求めるもの ※本研究区分の研究課題の募集については、今回の募集とは別途のスケジュールで実施します。	募集は平成22年3月上旬に行います。 詳細は2月下旬に以下のホームページで確認して下さい。 http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm
(4)	緊急対応型調査研究 （採択年度内、上限額1:千万円/年） 年度途中に発生した緊急課題に対応して、調査研究課題の提案を求めるもの ※年度当初の一括募集ではなく、年度途中で突発的な事象が生じた際、当該事象に対応すべき重要性・緊急性等を勘案して、その都度募集します。	必要に応じてその都度募集を行います。 公募は以下のホームページ上で行います。 http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm

※応募は全て（緊急対応型調査研究を除く。）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でのオンライン申請のみの受付となりますので注意して下さい。

2 研究実施までのスケジュール(予定)

(1) 研究領域設定型研究・現場実証支援型研究

平成21年12月21日	公募要領公表
12月22日～平成22年1月31日	相談受付・公募説明会の開催
平成22年2月1日～2月19日	応募受付期間
～3月下旬	1次(書面)審査
4月上旬	2次(ヒアリング)審査対象課題通知
4月中下旬	2次(ヒアリング)審査
5月中旬	採択課題決定・公表
6月下旬～	委託の実施(研究開始)

(2) 機関連携強化型研究

平成21年12月21日	公募要領公表
12月22日～平成22年2月下旬	相談受付
平成22年3月上旬～下旬	応募受付期間
4月上旬～5月中下旬	研究連携協定に係る書面審査、研究課題に係るヒアリング審査
6月上中旬	採択課題決定・公表
7月上旬	研究連携協定書への署名を受けて、委託の実施(研究開始)

(3) 緊急対応型調査研究(調査研究開始までの一般的なスケジュール)

- ・研究対象の公表
- ・応募受付期間(約2週間)
- ・審査(約1週間)※ヒアリング審査を省略する場合があります。
- ・採択課題決定・公表
- ・委託の実施(採択課題決定から約2週間で委託契約を締結、調査研究開始)

3 応募の要件

(1) 応募できる研究機関等

「研究領域設定型研究」、「現場実証支援型研究」及び「緊急対応型調査研究」については、下記のⅠ～Ⅳのセクターのうち、2以上のセクターの研究機関等から構成される共同研究グループでの応募が必須となります。

また、「現場実証支援型研究」にあつては、研究成果を現場へ迅速に導入・普及させる観点から、共同研究グループの中に普及支援組織(都道府県普及指導センター等、民間企業、協同組合等)の参画が必須となります。

ただし、「機関連携強化型研究」にあつては、公立試験研究機関及び地方独立行政法人の間の研究開発における役割分担や連携の強化を図る観点から、2以上のセクターの研究機関等の構成要件は必須ではありません。

- Ⅰ 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人
- Ⅱ 大学及び大学共同利用機関
- Ⅲ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人
- Ⅳ 民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

(2) 中核機関及び研究総括者

研究課題の応募を行おうとする共同研究グループは、研究推進の中心となる中核機関(中核機関は、法人格を有していることが前提です。)を選定するとともに、中核

機関の研究者の中から、研究課題の実施に責任を有する研究総括者を選定し配置する必要があります。

4 応募の手順

(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) (※) での応募

本事業への応募は全て（「緊急対応型調査研究」を除く。）「府省共通研究開発管理システム (e-Rad)」で行います。今回の e-Rad の受付期間は、昨年度より短くなっていますので注意して下さい。

なお、昨年度の受付では、締め切り時間までに e-Rad へのデータ入力が完了せず、受付不可となったケースが散見されました。e-Rad へのデータの入力に当たっては、入力したデータの修正を行える十分な時間を確保するなど余裕を持って行って下さい（少なくとも、締め切り 1 週間前程度にはほぼ当初の入力を完了させること。）。

[応募に際しての事前準備①（研究機関コード・研究者 ID の事前取得）]

本事業への応募では、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を使用します（郵送や直接の持ち込み、e-mail 等では一切受け付けませんので注意して下さい。）。

このため、応募に当たっては、事前に e-Rad への「研究機関情報」及び「研究者情報」の登録が必要となります。登録に当たっては、e-Rad のポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) の「所属研究機関向けページ」から所定の様式をダウンロードし、必要事項を記載した上で、研究機関の申請・登録を行って下さい。

また、研究者が研究機関に所属していない場合（農林漁業者等の個人の場合）は、「研究者向けページ」から所定の様式をダウンロードし、必要事項を記載した上で、研究者（個人）の申請・登録を行って下さい。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続きを行って下さい（平成 22 年 1 月中旬までに必ず申請すること。）。

なお、申請・登録の窓口は、文部科学省の e-Rad 運用担当となっていますので注意して下さい。

[応募に際しての事前準備②（所属研究機関・研究者情報の登録）]

本事業への応募に当たっては、中核機関及び共同機関の「研究機関情報」の登録が必要であるとともに、中核機関の研究総括者及び共同機関の研究代表者（筆頭研究者 1 名）の「研究者情報」の登録が必要となります。上記により所属研究機関の ID 等の取得が終了次第、各所属研究機関において、研究者情報の登録を行って下さい。なお、研究者が研究機関に所属していない場合（農林漁業者等の個人の場合）は、所属研究機関での登録の必要はありません。

(※) 府省共通研究開発管理システムについて

府省共通研究開発管理システムとは、競争的研究資金制度を中心として、研究管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです（平成 21 年度から、各府省等が実施する全ての研究開発事業の応募受付は、当該システムを使用することとなりましたので、ご承知おき下さい。）。

(2) 「応募書類（研究実施計画）」及び「作成上の留意事項」等の入手

本事業への応募では、所定様式の「応募書類（研究実施計画）」を使用します。農林水産省のホームページ (http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm) から、「応募書類（研究実施計画）」及び「作成上の留意事項」等をダウンロードして応募の準備を行って下さい。

5 研究課題採択までの流れ

研究課題の採択に係る審査は、「研究領域設定型研究」の研究領域、「現場実証支援型研究」、「機関連携強化型研究」及び「緊急対応型調査研究」の研究区分ごとに行います。

なお、「機関連携強化型研究」については、別途スケジュール、審査方法及び手順で行いますので注意して下さい。

〈研究領域設定型研究及び現場実証支援型研究〉

(1) 1次（書面）審査

外部専門家等による1次（書面）審査の結果をもとに、農林水産省農林水産技術会議事務局が2次（ヒアリング）審査の対象課題を選考します。

(2) 2次（ヒアリング）審査

外部専門家等を構成員とする「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業研究課題評価分科会」において、ヒアリング審査を実施し、その結果をもとに農林水産省農林水産技術会議事務局長が採択課題を決定します。

〈機関連携強化型研究〉

(1) 研究連携協定に係る書面審査

農林水産省農林水産技術会議事務局の行政官による研究連携協定の内容の審査を行います。

(2) 研究課題に係るヒアリング審査

外部専門家等を構成員とする「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業研究課題評価分科会」において、研究課題に係るヒアリング審査を実施し、(1)の研究連携協定に係る書面審査の結果と当該ヒアリング審査の結果を合わせた結果をもとに、農林水産省農林水産技術会議事務局長が採択課題を決定します。

6 審査の視点

(1)	科学的・技術的観点	（各研究区分共通） ・新規性・実用性等、科学的・技術的意義 ・研究方法、研究体制等研究実施計画の効率性 ・目標の明確性・達成可能性 ・技術の経済性・普及性、波及性、発展可能性
(2)	行政的観点	（各研究区分共通） ・行政的観点から見た社会的・経済的意義（食料自給率の向上、地域活性化等） ・行政施策等との整合性 ・他の競争的研究資金の有効活用の面から見た研究計画の効率性 ・参画機関の知的財産への取組状況 ・技術の経済性・普及性・波及性 （機関連携強化型研究） ・研究資源の集約化等を行う公設試験場の機関数 ・研究資源の集約化等を行う研究分野の種類、数、範囲の広さ ・研究資源の集約化、共有化又は重点化の内容 ・研究資源の利用効率の向上に資するその他の取組の内容
(3)	社会的観点	（各研究区分共通） ・社会的・経済的意義 ・技術の普及性、波及性

7 留意事項

(1) 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

本事業に応募される応募書類（研究実施計画）及び他府省からの情報等により、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択の取消し又は研究実施計画の見直しによる減額配分を行う場合があります。

(2) 研究費の不正使用防止への対応

本事業で実施する研究課題については、農林水産省が示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm））に沿って、研究費の不正使用防止に向けた取組みを行うことが求められます。

(3) 研究上の不正行為への対応

本事業における研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）に対しては、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm））が適用されます。

8 その他

公募要領、応募書類（研究実施計画）及び作成上の留意事項等の内容に変更が生じた場合には、随時、農林水産省のホームページ（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）に改訂版を掲載しますので、注意してご覧いただきますようお願いいたします。

また、「機関連携強化型研究」の募集については、平成22年2月下旬に、「緊急対応型調査研究」の募集については、必要に応じてその都度ホームページでお知らせします。

9 問い合わせ先

研究課題の応募に当たっては、本公募要領を熟読の上、的確に応募書類（研究実施計画）を作成していただきますようお願いします。

なお、今回の研究課題の募集に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

〈問い合わせ先一覧〉

事業全般に関する問い合わせ先 (事業全般、対象範囲、応募の際の一般的な留意事項等)	農林水産省農林水産技術会議事務局 研究推進課産学連携室 担当：産学連携振興班	TEL 03-3502-5530 午前9:30～午後5:30
	農林水産省地方農政局生産経営流通部農産課技術担当	午前9:00～午後5:00
※北海道、沖縄県の方は、 直接、農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 へお問合わせ下さい。	農林水産省東北農政局	TEL 022-263-1111 (代) 内線4109
	農林水産省関東農政局	TEL 048-600-0600 (代) 内線3352
	農林水産省北陸農政局	TEL 076-263-2161 (代) 内線3316
	農林水産省東海農政局	TEL 052-201-7271 (代) 内線2415
	農林水産省近畿農政局	TEL 075-451-9161 (代) 内線2318
	農林水産省中国四国農政局	TEL 086-224-4511 (代) 内線2415
	農林水産省九州農政局	TEL 096-353-3561 (代) 内線4292
府省共通研究開発管理システム (e-Rad)の操作方法等に関する 問い合わせ先	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	TEL 0120-066-877 午前9:30～午後5:30

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 公募要領

1 事業の概要

(1) 目的

我が国の農林水産行政においては、食料自給率の向上、食料供給コストの縮減、農林水産業と食品産業等との連携強化、地球温暖化対策の強化など、農林水産政策の推進に係る課題の多様化や新たに対応すべき課題が増加しています。

このような課題に的確に対応していくためには、そのブレークスルーとなる技術開発を効果的・効率的に推進し、その成果を着実に生み出し現場で活用していくことが重要です。

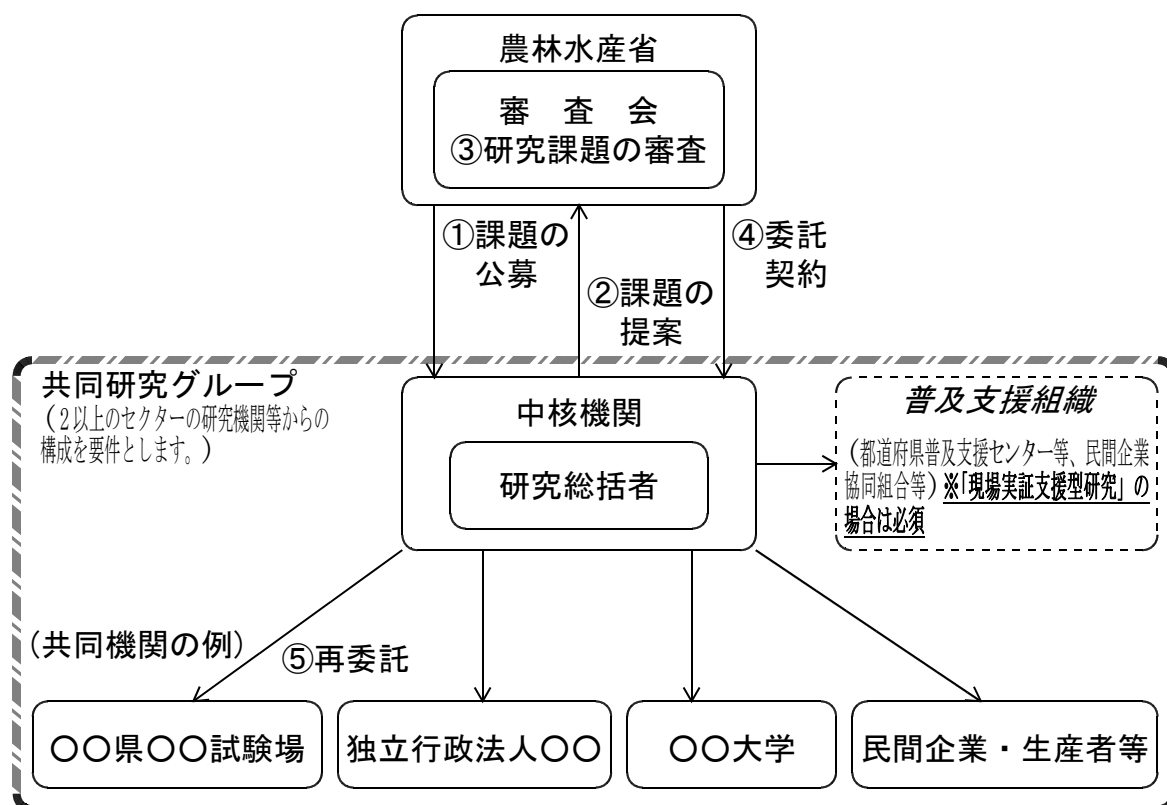
一方、地域の抱える課題は多様であり、地域の活性化を図るためには、その実情に応じた農林水産・食品産業の技術的課題の解決や農商工連携等を通じた取組を強化することが重要であるとともに、その取組を支える地域の研究資源の利用効率を向上させることが必要です。

このため、本事業は、産学官の研究能力を結集し、幅広い分野のシーズを活用しつつ、機動的な対応が可能である競争的資金制度の特徴を生かして、農林水産・食品産業における生産及びこれに関連する流通、加工等の現場（以下「生産現場等」という。）の技術的課題の解決や地域の活性化を図るための実用技術の早急な開発を推進することを目的として実施するものです。

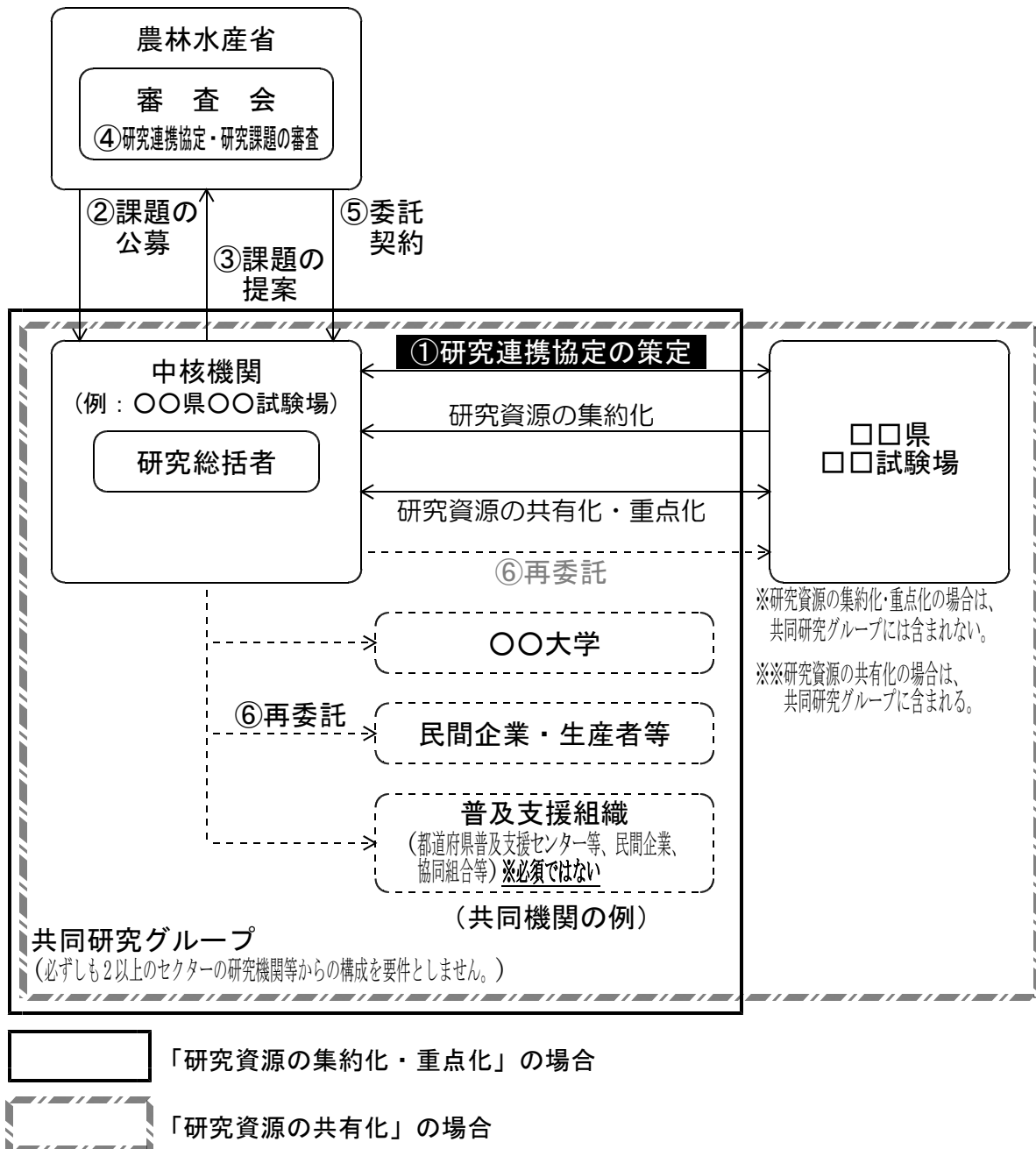
したがって、本事業において実施する研究課題については、研究実施期間の終了後、成果が誰に又はどのような場面で、どのように活用されるのか、どのようなプロセスを経て導入・普及に至るのかを具体的に見通した研究実施計画であることが重要です。

(2) 事業の仕組み

① 研究領域設定型研究・現場実証支援型研究・緊急対応型調査研究



② 機関連携強化型研究



2 応募要件等

(1) 共同研究グループの要件

- ① 「研究領域設定型研究」、「現場実証支援型研究」及び「緊急対応型調査研究」は、産学官の連携を活かした研究開発を行うため、下記のⅠ～Ⅳのセクターのうち、2以上のセクターの研究機関等から構成される共同研究グループでの応募が必須となります。

また、「現場実証支援型研究」にあつては、研究成果を生産現場等へ迅速に導入・普及させる観点から、共同研究グループの中に、都道府県普及指導センター等、民間企業及び協同組合等の機関（以下「普及支援組織」という。）の参画が必須となります。

ただし、「機関連携強化型研究」にあつては、公立試験研究機関及び地方独立行政法人の間の研究開発における役割分担や連携の強化を図る観点から、2以上のセクターの研究機関等の構成要件は必須ではありませんが、共同研究グループの中に、研究連携協定に参画する公立試験研究機関又は地方独立行政法人の参画が必須となります。

セクターⅠ 都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人

セクターⅡ 大学及び大学共同利用機関

セクターⅢ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

セクターⅣ 民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

（Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、事業全般に関する問い合わせ先までお問い合わせ下さい。）

- ② 共同研究グループは、研究推進の中心となり、国からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有する中核機関と、中核機関からの委託を受ける受託者としての契約責任を有する共同機関で構成される必要があります。

(2) 共同研究グループの構成員に関する要件等

① 中核機関及び研究総括者の要件等

共同研究グループは、構成員の中から中核機関を選定します。また、中核機関に所属する研究者の中から当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理を総括する研究の代表者（以下「研究総括者」という。）を選定し配置します。

[中核機関としての要件]

中核機関は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は中核機関となることはできません）
- B 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制、
具体的には、
- ・ 国との委託契約及び国との委託契約に準拠した内容で共同機関との試験研究調査委託契約を締結できる能力・体制
 - ・ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
 - ・ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経費執行責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む）
 - ・ 研究成果の普及、共同機関との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制
- を有していること
- C 研究（企画調整を含む）を円滑に実施する能力・体制を有していること（したがって、研究を実施しない「普及支援組織」は中核機関となることはできません。）

D 研究課題を受託できる財政的健全性を有していること

E 公益法人が中核機関となる場合は、政府全体の公益法人改革の方針に基づき、共同機関への委託費（試験研究調査委託費）の総額が研究費総額の5割未満となること

[研究推進のための中核機関としての役割]

中核機関には、研究推進のために次の役割が求められます。

- ・ 課題の審査・採択に当たって、見直しが必要とされた事項等に関し、研究実施計画の見直しを行うこと
 - ・ 研究実施計画に沿って研究を効率的に進めるため、共同機関間の情報交換等適切な進行管理を行うこと
 - ・ 毎年度の研究の進捗状況を確認するとともに、これによる研究実施計画の必要な見直しを行うため、共同機関等を参集した研究推進会議を開催すること
 - ・ 研究推進会議及び中間評価の結果を踏まえ、研究実施計画の必要な見直しを行うこと
 - ・ 試作品や一定の見通しが立った技術等について、必要に応じ、現場への適用を確認するための試験等を行い、その結果を共同研究グループの研究者にフィードバックすること
 - ・ 研究成果に関し、特許等を取得又は共同機関等に取得を促す等、知的財産権の適切な管理を行うこと
 - ・ 研究成果の幅広い普及を図るため、わかりやすく成果のとりまとめを行うこと
 - ・ 事業終了後の手続きを含めた事業全般の運営管理を行うこと
- なお、中核機関は、上記活動の一部を他の機関に委託することが可能です（「緊急対応型調査研究」を除く）

[研究総括者の要件]

研究総括者は、次の要件を満たしていることが必要です。なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、人事異動及び定年退職等により中核機関を離れることが見込まれる場合には、研究総括者になることを避けて下さい（審査期間中や研究課題の採択後に研究総括者が交替となる場合（あるいは交替が見込まれる場合）は、審査で不利になりますので注意して下さい）

- ・ 原則として中核機関に常勤的に所属しており、国内に在住していること
- ・ 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
- ・ 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

② 共同機関の要件

共同機関は、次の要件を満たしていることが必要です。

A 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制、

具体的には、

- ・ 中核機関との委託契約を国との委託契約に準拠した内容で締結できる能力・体制
- ・ 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制

を有していること

B 中核機関から研究等を受託できる財政的健全性を有していること

C 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること

なお、「現場実証支援型研究」及び「機関連携強化型研究」における「普及支援組織」については、上記の要件に加え、次の要件を満たしていることが必要です。

D 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための技術能力を有している

こと

E 研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること

(注1) 共同機関については、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、課題構成と参画機関の役割分担を明確にするとともに、参画機関数は過度に多くならないように配慮して下さい。また、1小課題（最小単位の課題）は、原則として1機関で分担する体制として下さい。

なお、審査基準のひとつに「研究実施計画の効率性（人員の配分、参画機関の役割分担）」の項目を設けており、参画機関の役割が不明確な場合や参画機関数が過度に多い場合は、審査で不利になりますので注意して下さい。

(注2) 普及支援組織については、必ずしも初年度目から参画させる必要はありません。例えば、生産現場等への導入・普及が見込まれる技術の開発に一定程度の目処が立つ2年度目以降から参画させるなど、研究実施機関の体制との役割分担を明確にして下さい。

(3) 共同研究グループの構成員の要件等の特例

地方公共団体においては、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究総括者となる場合であって、地方公共団体が中核機関となることが困難と認められる場合に限り、研究総括者が所属する機関とは別の機関（以下「研究管理運営機関」という。）が中核機関となることができることとします。

この場合、(2)の①の「中核機関に所属する研究者の中から研究総括者を選定し、配置する」要件を適用しないこととします。

その他の要件等の取扱いは以下のとおりとします。

[研究管理運営機関の要件]

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、(2)の①[中核機関としての要件]を適用します。

研究管理運営を専門に行う機関が中核機関となる場合は、(2)の①[中核機関としての要件]のうち、「C 研究（企画調整を含む）を円滑に実施できる能力・体制を有していること」の要件を適用しないこととするとともに、以下の要件を追加します。

- ・研究総括者の所属する地方公共団体の所在地もしくは研究総括者と一体となって推進することができる範囲の地域に所在する機関であること

[研究管理運営機関の役割]

研究管理運営機関は、研究総括者との密接な連携とバックアップを通じて研究総括者と一体となって研究開発を推進することを旨とし、(2)の①の「研究推進のための中核機関としての役割」のうち、当該研究の実実施計画の企画立案や進行管理等の研究総括者が行う業務以外の業務、すなわち、

- ・契約事務、知的財産権を含めた財産管理及び事業終了後の手続き等事業全般の運営管理
- ・共同研究グループ内及び参画研究者間相互の連絡調整、研究推進会議の開催運営等の推進支援業務

等を行っていただきます。

また、研究管理運営を専門に行う機関が研究管理運営機関である場合は、事業終了後の生産現場等への成果の導入・普及についても支援していただきます。

なお、研究管理運営を専門に行う機関が研究管理運営機関の場合は、上記活動の一部を他の機関に委託することはできません。

〔研究総括者の要件〕

研究総括者が所属する機関が中核機関になることが困難な場合においても、研究総括者については（２）の①の〔研究総括者の要件〕を適用しますが、この場合、「中核機関に常勤的に所属しており」を「共同機関に常勤的に所属しており」と読み替えることとします。

なお、この措置は一部限定的な特例措置であることから、これを希望する場合は、地方公共団体が中核機関になることが困難である理由を応募書類に記載していただくとともに、地方公共団体の財政担当部長の承認を必要とします。

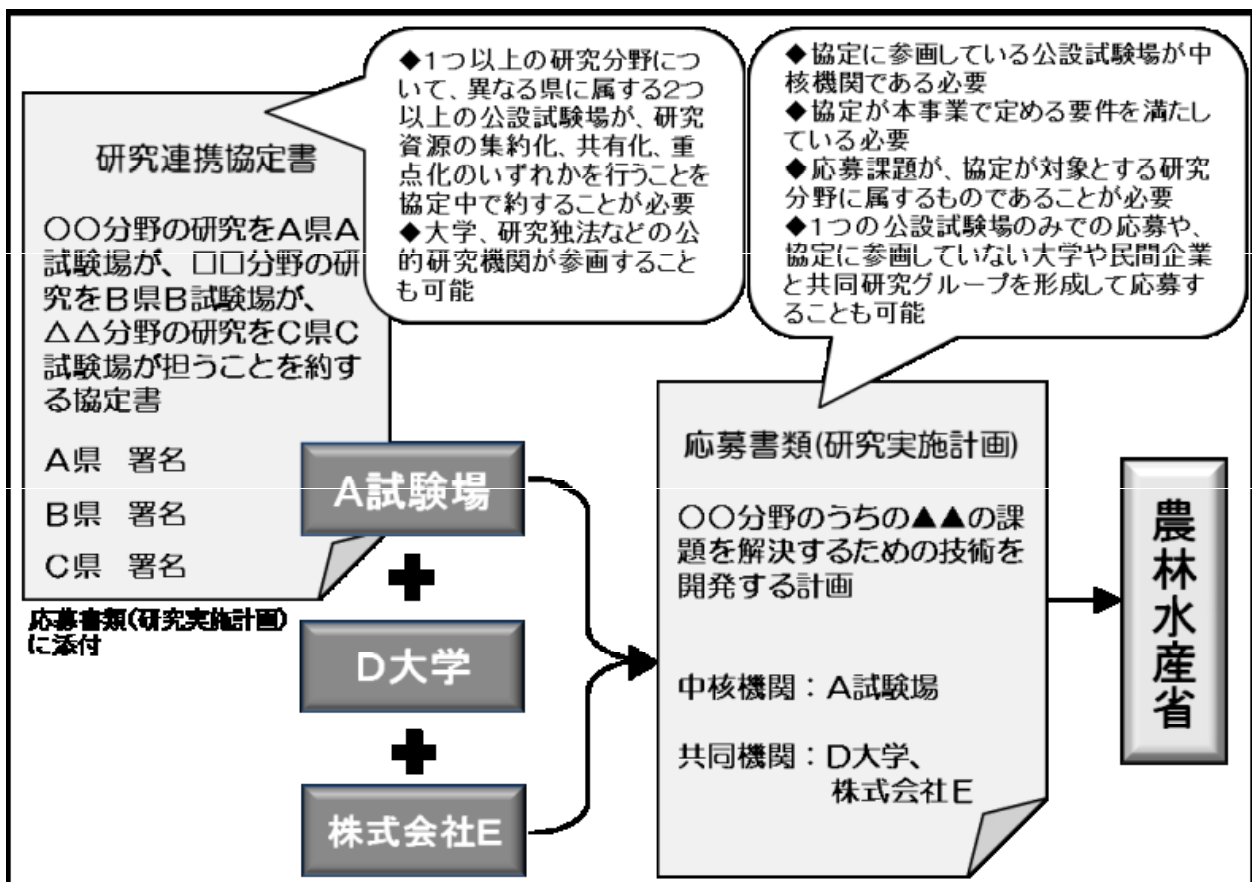
（４）機関連携強化型研究への応募要件

機関連携強化型研究に応募するためには、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 研究連携協定に参画する公設試験場（以下「都道府県の農林水産・食品産業に関連する試験場及び地方独立行政法人」をいう。）が中核機関であること
- B 研究連携協定が本事業において定める要件を満たしていること
- C 応募する課題が、研究連携協定が対象とする研究分野に属するものであること

なお、共同研究グループへの参画機関は、研究連携協定への参画に関わらず中核機関になることができます。

研究連携協定の策定と事業への応募の関係のイメージ



3 募集対象課題

(1) 対象範囲

本事業では、研究実施期間終了後に生産現場等で実用的に活用できる生産・流通・加工等の技術（以下「生産技術等」という。）の開発、あるいは、行政施策の立案・推進に活用できる水準の調査・分析の結果が求められる調査研究（「緊急対応型調査研究」）を対象としています。

ここでいう、生産現場等で実用的に活用できる生産技術等の開発とは、本事業における研究実施期間の終了後（開始後3年程度）に生産現場等に導入・普及可能な技術（技術の体系化を含む）・手法（新たな評価・分析手法等）であり、本事業での研究開発に着手する前提として、十分な基礎・応用研究での知見、それに基づく技術シーズの蓄積があることが必要です。また、本事業で実施する研究開発として、上記の技術シーズの積み上げ、技術の改良による体系化（システム化・ユニット化）、新たな評価・分析手法を確立することをいいます。

なお、「研究領域設定型研究」、「現場実証支援型研究」及び「機関連携強化型研究」の各研究区分の対象範囲は以下に示すとおりとします。

〈研究領域設定型研究〉

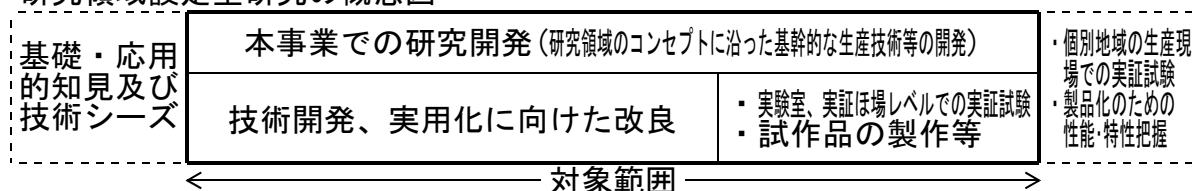
本研究区分では、研究開発の内容が本公募要領で示す研究領域のコンセプトに合致するとともに、研究成果を3の(2)の「募集対象となる研究課題」の①の「研究領域設定型研究」で示す範囲に導入・普及させることを目的とした実用化が可能と見込まれる基幹的な生産技術等の開発を対象とします。

なお、研究実施期間中に開発した生産技術等については、研究実施期間の終了後に、個別の地域の生産現場での実証試験を行うとともに、個別の地域条件に適応した技術的な改良・改善を加えること等により、多様な地域の生産現場等への導入・普及をめざします。

例えば、

- ・農作物の生産に関する技術体系の確立のために行う研究開発の場合は、実証ほ場での実証試験までが対象（個別の地域条件に適応させるための地域の生産現場での実証試験は対象とはならない）
- ・機械や資材・食品等の製品開発のために行う研究開発の場合は、試作品の製作や製品製造技術の開発（製品の製造プロセスを実製造規模へスケールアップするために行う実証試験（いわゆるプロトタイプの製造））までが対象

研究領域設定型研究の概念図



〈現場実証支援型研究・機関連携強化型研究〉

本研究区分では、研究領域設定型研究以外の研究開発で、研究実施期間の終了後に、研究成果を多様な地域の生産現場等へ速やかに導入・普及させることを目的とした実用化が確実に見込まれる地域・現場密着型の生産技術等の開発を対象とします。

このため、新たな技術の開発に加え、既存の技術の問題点の解決や地域の生産現場等に定着させるための追加的な研究開発（改良・改善）が対象となります。

また、本研究区分では、研究開発と同時並行的に行う、個別の地域条件に適応させ

るための地域の生産現場等での実証試験についても対象とします。

例えば、

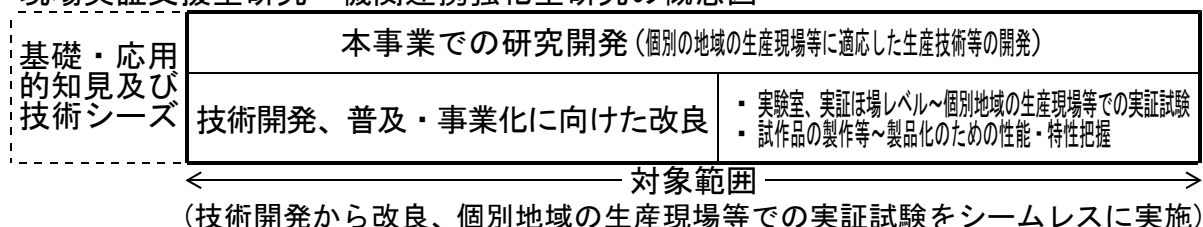
- ・農作物の生産に関する技術体系の確立のために行う研究開発の場合は、新たに開発予定の技術又は既存技術について、導入・普及を図ろうとする地域の個別条件に適応させるための改良試験や当該個別地域の生産現場での実証試験までが対象

なお、個別地域の生産現場での実証試験については、普及支援組織による取組（実証試験の実施に係る研究実施機関と生産現場との調整、実証試験におけるデータの収集、実証試験において発生する技術的課題に関する情報の研究実施機関へのフィードバックと課題解決のために必要な助言・指導等）が対象

- ・機械や資材・食品等の製品開発のために行う研究開発の場合は、製品化を視野に入れた商品開発、その実用規模での製造試験や製品化のための性能・特性確認に係るデータの収集（製品化に当たっての技術的・経済的評価をもとにした製品としての有効性の判断）、いわゆる量産試作までが対象

本研究区分は、あくまでも研究開発及び生産現場等の現場段階での実証試験を含む研究開発を対象としており、既に構築されている生産技術等の普及・啓発に係る指導活動（単なる普及活動）は対象とはなりませんので注意して下さい。

現場実証支援型研究・機関連携強化型研究の概念図



緊急対応型調査研究を除く上記の3つの研究区分の対象となるかどうかについて不明な場合は、事業全般に関する問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

また、本事業は、自然科学系研究における実用技術の開発を主体的に行う研究課題を対象としており、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。仮にこのような課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますのでご注意ください。

- ・基礎・基盤的な研究課題
- ・社会科学系研究を主として行う研究課題
- ・農林水産・食品産業の発展に直接寄与しない研究課題

具体的には、「農林水産研究基本計画」（平成17年3月農林水産技術会議決定、平成19年3月改定）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）の重点目標の達成に向けた研究開発と方向性が異なる研究課題

なお、応募に当たっては、課題採択の審査において、他府省を含め現在実施中の課題との重複の有無も判断材料となることから、農林水産省の委託プロジェクト研究及び他府省を含む競争的資金等の実施課題について、ホームページ（農林水産省の委託プロジェクト研究（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2010/project2010.htm>）、競争的資金制度（<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>）、その他の研究資金は各府省のホームページを参照して下さい。）等により確認して下さい。

特に、研究領域設定型研究における各研究領域は農林水産省の委託プロジェクト研究との仕分けを行った上で設定しており、実施中の委託プロジェクト研究もしくは平成22年度に開始予定の委託プロジェクト研究の範囲に入る研究課題は、本事業の募集対象となる研究課題とはなりませんので、農林水産省のホームページでよくご確認いただくほか、ご不明の場合はお問い合わせ下さい。

(2) 募集対象となる研究課題

次に示す①～④の4つの研究区分に該当する課題が募集の対象になります。

なお、提案された課題の目的・内容が、研究区分（研究領域設定型研究、現場実証支援型研究、機関連携強化型研究及び緊急対応型調査研究）の趣旨に合致していない場合や、研究領域設定型研究に提案された課題の目的・内容が当該研究領域の趣旨に合致していない場合は、農林水産技術会議事務局が研究総括者の了解を得た上で、研究区分あるいは研究領域の変更を行う場合があります。

① 研究領域設定型研究

行政部局や地域からの要請等に基づき、農林水産政策推進上の重要性・緊急性が高く、生産現場等の問題解決や農林水産政策の立案・推進に資するものとして毎年度設定される研究領域に対応した研究課題を対象とします。平成22年度は次の5領域を対象とします。（詳細は別紙1「平成22年度研究領域設定型研究に係る研究領域の説明」を参照して下さい。）。

1. 競争力強化のための生産システムの改善
2. 新たな可能性を引き出す新需要の創造
3. 地域農林水産資源の再生と生態系保全
4. 食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大
5. 温室効果ガス排出削減のための省エネルギー・新エネルギー対策

研究領域設定型研究は、原則として、波及効果の広がり、下記に示すブロックを単位として概ね1ブロックレベル（波及効果がブロックのおよそ全域に及ぶものをいう。以下同じ。）ないし、全国レベルに及ぶものを対象とします。（農林水産物・食品の輸出拡大に係る研究開発については、1ブロックレベル未満のものも対象とします。）

ブロックとは、北海道ブロック（北海道全域）、東北ブロック（東北農政局管内）、関東ブロック（関東農政局管内）、北陸ブロック（北陸農政局管内）、東海ブロック（東海農政局管内）、近畿ブロック（近畿農政局管内）、中国ブロック（中国四国農政局管内のうち鳥取、島根、岡山、広島及び山口県）、四国ブロック（中国四国農政局管内のうち徳島、香川、愛媛及び高知県）、九州沖縄ブロック（九州農政局管内及び沖縄県）をいいます。

② 現場実証支援型研究

地域に由来する技術シーズの活用により地域の多様性の強化、農商工連携等を通じた地域の活性化に資する技術開発に対応した研究課題であって、波及効果が上記に示す概ね1ブロックレベル未満程度の研究課題を対象（波及範囲の程度を示したものであり、必ずしもブロック内での波及に限定するものではありません。）とします。

なお、本研究区分への応募に当たっては、普及支援組織（都道府県普及指導センター等、民間企業、協同組合等）の参画が必須となりますので注意して下さい。

研究領域設定型研究で示されたどの研究領域のコンセプトにも該当しないと判断されるものにあつては、波及効果いかにかわらず現場実証支援型研究の対象とします。

なお、現場実証支援型研究は、地域の多様性の強化・地域活性化に資するとの趣旨のもと、公設試験場、地域の大学等の地域機関を中心とした参画を一層促す観点から、行政的観点の審査に当たって、研究課題の内容と中核機関の属性との整合性に配慮して審査を行います。

③ 機関連携強化型研究

協定の対象となる研究分野に属する研究課題であって、現場実証支援型研究の募集対象となる研究課題を対象とします。

④ 緊急対応型調査研究

農林水産分野における災害の発生や、その他の突発的な事象等の緊急課題に対応した1年以内の短期間で実施する調査研究を対象とします（年度当初の一括募集ではなく、年度途中で突発的な事象が生じた際、当該事象に対応すべき重要性・緊急性等を勘案して、その都度、農林水産省のホームページで募集を行います。）。

（3）異分野技術の活用又は新産業の創出を促進するための措置

本事業においては、地域の多様性強化、地域の活性化を一層促進させるツールとして、異分野技術を活用する研究課題や新産業の創出をめざす研究課題については、一部限定的な運用として、審査に当たって優先的な取扱いを行うこととします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

優先的な取扱いの方法については、8の「研究課題の選定」を参照して下さい。

（4）地域活性化に係る各種施策を促進するための措置

現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究においては、農商工連携等・新需要の創出、地域再生計画、地域における産学官連携等の取組みを一層促進する観点から、これらの施策と関連性が高い研究課題については、一部限定的な運用として、審査に当たって優先的な取扱いを行うこととします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

優先的な取扱いの方法については、8の「研究課題の選定」を参照して下さい。

4 研究連携協定について

地方財政の悪化により都道府県の農林水産・食品産業に関連する公立試験研究機関及び地方独立行政法人の研究費や若手研究者の大幅減少、設備の老朽化が進展しており、国の基礎的・基盤的な研究の成果を生産現場等に導入・普及させるための研究体制が弱体化しつつあります。

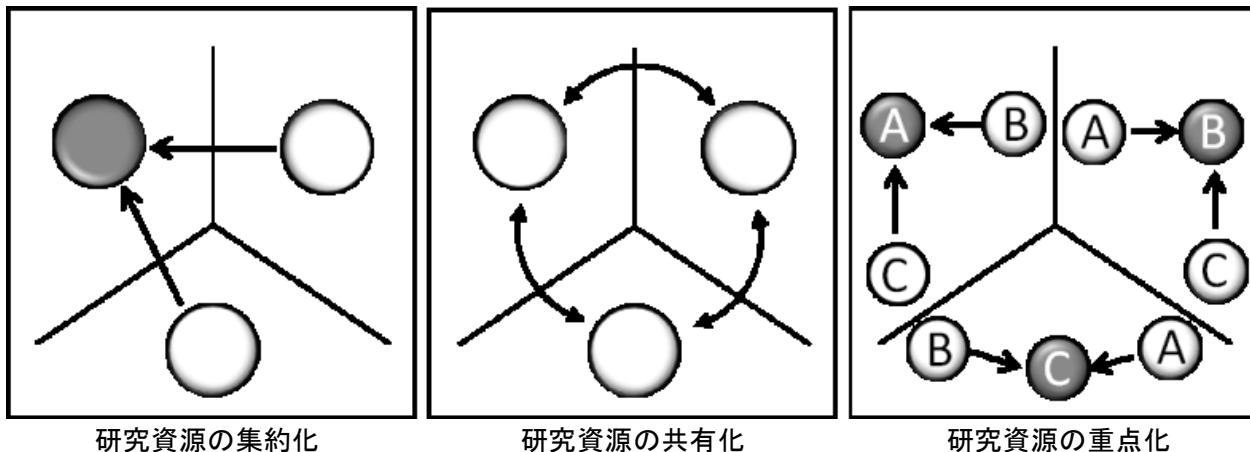
また、競争的資金制度の活用等により、公設試験場、大学及び独立行政法人等（以下「公的研究機関」という。）の研究者個人の間での連携は強化されつつあるものの、公的研究機関の間の組織的な連携体制の構築が図られていません。

「機関連携強化型研究」への応募要件として、地域の公的研究機関に対して研究連携協定の策定を求めることの目的は、このような状況への対応として、公設試験場における研究開発の重複排除や相互補完を促進し、限られた研究資源の利用効率を飛躍的に向上させ、地域の関係者が地域の技術的課題を自らで解決できる体制の維持・強化を図ることにあります。

（１）用語の定義

- ① 「研究連携協定」（以下「協定」という。）とは、都道府県（公設試験場を含む）、大学、独立行政法人、地方独立行政法人等が、特定の研究分野において、集約化、共有化、重点化その他の研究資源（研究者、技能員、研究設備、データ、参考資料、研究費など）の利用効率の向上に資する取組みを行うことを約する文書をいう。
- ② 「研究分野」とは、一定の広がりを持つ研究対象の範囲であって、研究資源の集約化、共有化又は重点化を図ることにより、その利用効率が大幅に向上するものと合理的に考えられるものをいう（例えば、地球温暖化対応技術の開発、有機農業における生産技術の開発、鳥獣害対策技術の開発、環境保全型農業における生物多様性の評価、施設園芸における省エネルギー技術の開発、非食用水稲の品種開発等）。
- ③ 「集約化」とは、特定の研究分野の研究について、都道府県における当該研究分野の研究資源を１つの都道府県の公設試験場に集約し、当該公設試験場が当該研究分野の研究を担うことをいう。
- ④ 「共有化」とは、特定の研究分野の研究について、共通の具体的な研究実施計画を策定して、共同で行うことを約するとともに、データ、参考資料その他の当該研究分野の研究に関する情報を共有する体制を構築することをいう。
- ⑤ 「重点化」とは、協定に参画する都道府県が、それぞれにおいて、複数の研究分野に係る研究資源を１つの研究分野に集約すること（協定に参画する都道府県ごとに異なる研究分野に集約する場合に限る）をいう。

協定に基づく取組の3類型



(2) 協定の要件

1つ以上の研究分野について、2つ以上の公設試験場（同一の都道府県に属する場合を除く。）が研究資源の集約化、共有化又は重点化を行うことを協定中で約することを要件とします。

協定中には、次の事項が含まれている必要があります。

- ① 公設試験場の名称
- ② 研究分野の名称
- ③ 研究資源の集約化、共有化又は重点化の具体的な内容
- ④ 研究成果（研究の結果として生ずる知的財産である特許、ノウハウなど）の取扱い方針
- ⑤ 研究資源の集約化、共有化又は重点化以外の取組であって研究資源の利用効率の向上に資するものを協定に含める場合は、当該取組を行う機関の名称及び当該取組の具体的な内容
- ⑥ 研究資源の利用効率の向上に資する取組を円滑に行うために協定中で定めておくことが必要なその他の事項がある場合は、その具体的な内容

(3) 協定の有効期間

協定の期間に関する基準は特に定めません。したがって、協定が存続する限り、協定に基づく、他の研究課題についても、本事業における機関連携強化型研究への研究課題の応募ができるものとします。

なお、委託契約期間中に協定が失効した場合は、その時点で委託契約を解除することとなります。

(4) 協定への署名

協定への署名は、研究課題の採択が決定した後でもよいものとします。ただし、署名を行った後でなければ、農林水産技術会議事務局長は中核機関との委託契約を締結しません。

また、協定及び研究課題を応募した後は、委託契約の締結前に当該協定の内容を変更することは原則としてできないものとします。ただし、複数の研究分野に関する協定を策定し、そのうち特定の研究分野に属する研究課題が採択されなかった場合は、農林水産技術会議事務局に協議した後で、当該研究分野に関する規定を削除することができることとします。

なお、協定へ署名する者については、当該協定の内容に責任を有することができる者であれば、職位・職階は問いません。

(5) 協定の内容の変更等に関する報告

協定の内容が変更され、又は協定が失効した場合は、中核機関の長は、速やかにその旨を農林水産技術会議事務局へ報告して下さい。

5 新規採択予定（想定）

平成22年度の予算額については、12月末に政府予算案の概算決定、年度末に予算成立となる予定であり、現時点では確定したものではありませんが、研究領域設定型研究の研究費の平均単価を3千5百万円程度、現場実証支援型研究の研究費の平均単価を2千万円程度、また、機関連携強化型研究の研究費の平均単価を5千万円程度とした場合の新規採択課題数は以下を想定しています。

なお、これは研究課題の研究費の単価や全体予算額の水準によって変動することになりますので、あらかじめご承知おき下さい。

〈研究領域設定型研究〉

36 課題前後

1. 競争力強化のための生産システムの改善

16 課題前後

2. 新たな可能性を引き出す新需要の創造

5 課題前後

3. 地域農林水産資源の再生と生態系保全

5 課題前後

4. 食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大

5 課題前後

5. 温室効果ガス排出削減のための省エネルギー・新エネルギー対策

5 課題前後

〈現場実証支援型研究〉

23 課題前後

〈機関連携強化型研究〉

4 課題前後

6 研究の規模及び委託費の内容等

（1）研究の規模

1 課題当たりの年間の研究費の上限は、原則として以下の金額とします。ただし、これはあくまでも上限を示したものです。応募の際は、研究課題の研究実施計画の内容に応じて真に必要な経費か精査を行い、不要なものが入っていないものにして下さい。応募の際の申請額については、研究領域設定型研究では3千5百万円を超える場合、現場実証支援型研究では2千万円を超える場合は、その経費が必要な理由を応募書類（研究実施計画）に記載していただきます。

また、審査基準のひとつに「研究実施計画の効率性（研究コスト及び費用対効果）」の項目を設けており、過大な積算を行っている研究課題については審査で不利になります。

採択課題の決定の際は、2次（ヒアリング）審査の結果を踏まえ、研究実施計画の必要な見直しやそれに伴う研究費（申請額）の見直しを行い、配分額をお知らせします。

1年間当たりの研究費の上限額

研究区分		研究費上限額
(1)	研究領域設定型研究	5千万円
(2)	現場実証支援型研究	3千万円
(3)	機関連携強化型研究	5千万円
(4)	緊急対応型調査研究	1千万円

(2) 研究実施期間

研究（緊急対応型調査研究を除く）の実施期間は、1 課題につき原則として3 年以内とします。ただし、研究開発の特殊性や技術の性格等からみて、それ以上の実施期間が必要であるとの客観的かつ明確な理由があるものは、その理由を応募書類（研究実施計画）に記載していただきます。研究実施期間の設定の妥当性については、審査においてその理由を含め厳密な評価を行った上で、最長5 年を限度として期間設定を認める場合があります。

採択課題の決定の際は、2 次（ヒアリング）審査の結果を踏まえ、研究実施計画の必要な見直しやそれに伴う期間の見直しを行い、実施期間をお知らせします。

また、研究実施期間中に、研究の進捗状況等について審査する中間評価を実施します。評価結果によっては、研究実施計画の見直しや研究の中止等の措置を採ることがあります。

なお、緊急対応型調査研究の実施期間は、1 研究課題につき研究開始日が属する年度が終了（採択年度内に終了）するまでの間とします。

(3) 研究委託費の内容

中核機関（研究管理運営機関を含む。以下同じ。）は、国からの委託費として、直接経費、間接経費及び試験研究調査委託費を計上できます。ただし、研究管理運営を専門に行う機関及び普及支援を専門に行う機関（研究を実施しない普及支援組織）の場合は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。共同機関は、中核機関からの試験研究調査委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます（消費税を含む）。具体的な内容は、原則として以下の①～③とします。

- ① **直接経費**…研究の遂行（研究管理運営機関の場合は、研究の管理・運営を含む。）及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費
- A 人件費（研究開発に直接従事する研究員等の人件費（国及び地方公共団体からの交付金等で職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）を除く。）及び研究推進に係るコーディネートをを行う者（中核機関のみ計上可能。ただし、F の経費を計上する場合は、計上不可。）の人件費。研究管理運営機関の場合、契約手続きなどを行う事務的職員の人件費は含まない。）
- B 謝金（研究のアドバイザー等に対する謝金）
- C 研究員等旅費（当該機関に所属する研究員等の調査、連絡等に要する国内旅費）
- D 委員旅費（研究のアドバイザー等の国内旅費）
- E 試験研究費
- ・賃金（研究の補助業務などの単純労務に服する者に対する賃金）
 - ・機械・備品費（単体で機能し、耐用年数1 年以上、単価10 万円以上の機械装置、器具等）
 - ・消耗品費（事務用品、燃料、薬品、飼料等で、長期使用に適さないもの等の代価）
 - ・雑役務費（物品の加工・試作、単純な分析等の外注費、ほ場借料など）
 - ・印刷製本費（図書、文書、パンフレット等の印刷代、製本代など）
- F 研究推進業務費（中核機関の役割のうち、コーディネート業務などの一部を共同機関以外の機関に委託する場合における経費。中核機関のみ計上可能。）

計上できる経費についての詳細は、別紙3 の「直接経費に計上できる費目について」をお読み下さい。

- ② **a 間接経費**…研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費。原則として、直接経費の10%に相当する額以上を計上することとし、30%に当たる額（直接経費のうち、研究推進委託費を計上する場合は、直接経費の合計額から当該経費を除いた額の30%に当たる額。）を、機関連携強化型研究にあつては、35%に当たる額を上限として計上できます。

研究管理運営を専門に行う機関の場合は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。

b 一般管理費…研究管理運営業務の遂行に直接関連していないが、当該業務推進のために必要な事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務職員の人件費及び補助職員賃金等であつて、直接経費の10%を上限として計上することができます。

間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成21年3月27日改正）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）に基づき、被配分機関の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図って下さい。

なお、本事業の委託契約の際、委託事業に係る経費の帳簿及び支出内容を証する証拠書類又は証拠物を事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならないこととしており、間接経費の執行にあつても、当然事業終了の年度の翌年度から5年間証拠書類又は証拠物を保管（合算使用の場合は算出基礎の作成・保管）しなければならないことに注意して下さい。

「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に示されている間接経費の主な使途の例は以下のとおりです。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- －図書館の整備、維持及び運営経費
- －ほ場の整備、維持及び運営経費
- など

- その他の関連する事業部門に係る経費
 - －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費
 - など

③ 試験研究調査委託費（中核機関のみ計上可能）…共同機関に対する試験研究の委託に要する経費

[経費を計上する際の留意事項]

- ※1 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に消耗品費、光熱水料を計上する場合は注意が必要です。
- ※2 機械・備品費については、以下の点にご注意下さい。
 - ・原則として専ら本委託事業を行うために必要な機器のみ購入できます。（このような機器であっても購入より借り上げの方が経費を抑えられる場合には、可能な限り借り上げで対応することとし、その場合の経費は雑役務費に計上します。
 - ・当該研究機関等が本来営む業務を実施するために整備した機器を本委託事業に使用した場合、その機器が破損もしくは劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。
- ※3 試作品等の加工について、①当該研究機関で資材を購入し試作品を作成して研究に使用する場合は消耗品費として計上、②他者に設計図を示して試作を行ってもらう場合は雑役務費に計上します。
また、試作品は使用して目的を達成した時点で原則全て廃棄となります。
- ※4 建物及び構築物の取得は対象になりません。
- ※5 研究領域設定型研究にあつては、研究開発と一体で行う小規模な実証（又は製造）試験のための機械・備品費及び試作品作成に必要な経費の計上、現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究にあつては、実用規模での実証（又は製造）試験のための機械・備品費及び試作品作成に必要な経費の計上を対象とします。
- ※6 中核機関が公益法人の場合は、試験研究調査委託費の総額が委託費総額の5割未満とされているので注意が必要です。
- ※7 機関連携強化型研究にあつては、委託研究に直接必要でなくても、研究資源の集約化・共有化又は重点化を行う研究分野の研究に必要な機械・備品の購入、資料の移転、ネットワークシステムの整備等に必要な経費については、間接経費で支出することができます。

7 応募手続（府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での応募が必須）

本事業への応募は全て（緊急対応型調査研究を除く。）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で行います。今回の e-Rad の受付期間は、昨年度より短くなっていますので注意して下さい。

なお、前述したとおり、昨年度の受付では、締め切り時間までに e-Rad へのデータ入力完了せず、受付不可となったケースが散見されました。データの入力に当たっては、入力したデータの修正を行える十分な時間を確保するなど余裕を持って行って下さい（少なくとも、締め切り 1 週間前程度にはほぼ入力を完了させること。）。

（1）所属研究機関及び研究者情報の事前登録（未登録機関又は未登録者のみ）

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）にログインするために、「所属研究機関情報」と「研究者情報」の両方をあらかじめ登録（研究機関に所属しない研究者の場合は研究者番号のみ）しておく必要があります。登録されていない方は必ず応募時までに登録しておいて下さい。

なお、登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行って下さい（平成 22 年 1 月中旬までに必ず申請すること。）。

〔所属研究機関の登録〕

研究総括者又は研究分担者の所属する研究機関を、応募時までに e-Rad システム運用担当に申請・登録し、e-Rad にログインするための ID、パスワード、電子証明書及び所属研究機関コードを取得して下さい（既に登録済みの場合は、再度登録する必要はありません。）。

※ 研究分担者が農林漁業者のように研究機関に所属していない個人の場合は、研究機関の申請・登録は必要ありません。ただし、応募時までにシステム運用担当に個人で申請・登録を行い、e-Rad にログインするための ID、パスワード、電子証明書及び研究者番号を取得して下さい。

〔研究者情報の登録〕

研究総括者又は研究分担者の所属する研究機関の事務代表者（当該所属研究機関で研究者情報を管理、また、応募時に承認の処理を行う者）は、電子証明書をインストールしたパソコンで e-Rad にログインし、本事業に応募する研究総括者又は研究分担者に関する情報を登録して下さい（既に登録済みの場合は、再度登録する必要はありません。）。

※ 研究分担者が農林漁業者のように研究機関に所属していない個人の場合は、当該作業の必要はありません。

なお、研究機関情報及び研究者情報の申請・登録、研究課題の応募については、別紙 2 「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」及び e-Rad ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）を参照して下さい。

（2）e-Radを利用した応募の流れ

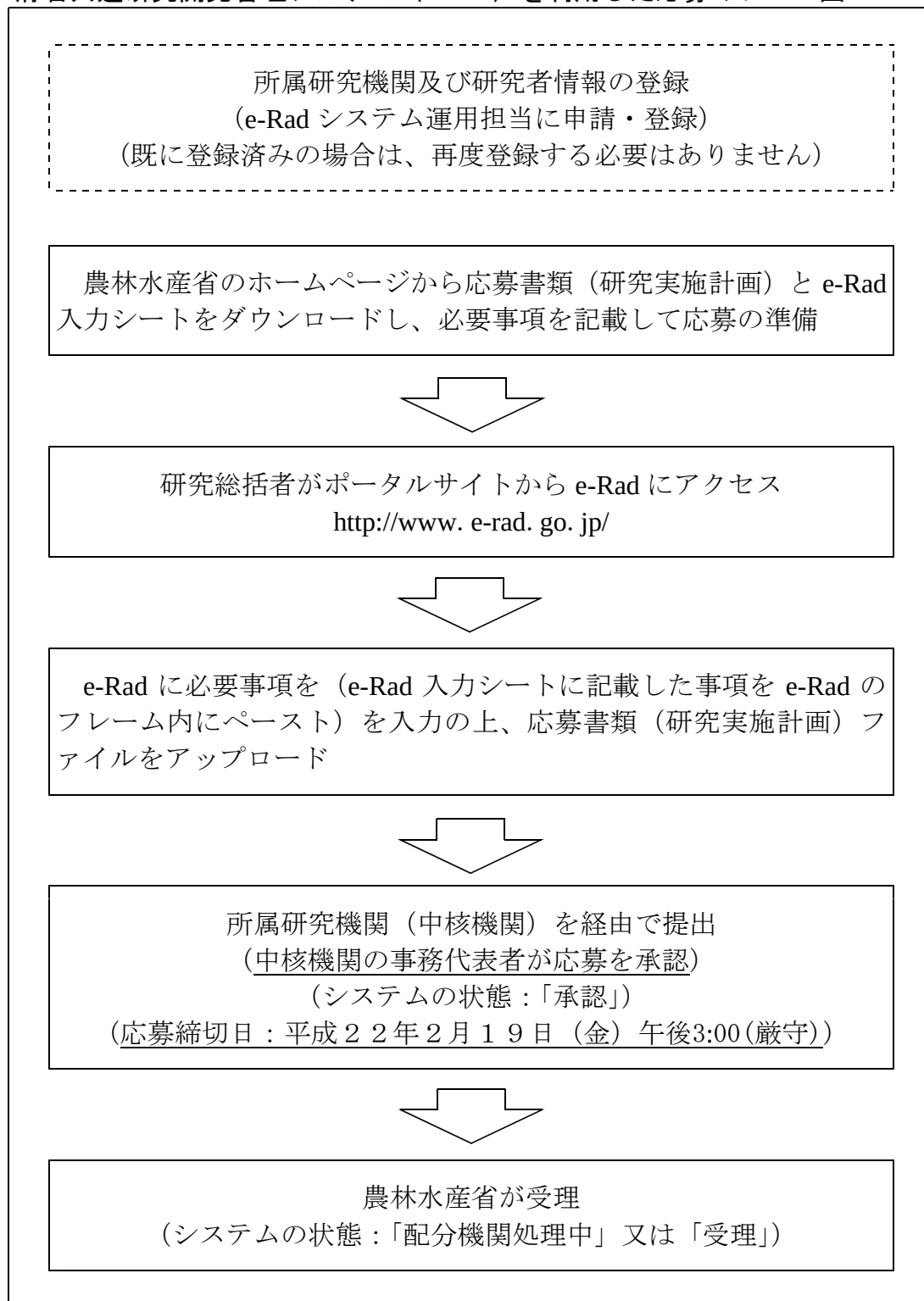
研究総括者は、「応募書類（研究実施計画）」及び「e-Rad 入力シート（Excel ファイル）」をあらかじめ、農林水産省のホームページからダウンロードし、必要事項を記載して応募の準備を行って下さい。

e-Rad ポータルサイトから e-Rad にアクセスし、システムに必要事項を入力（e-Rad 入力シートから所要部分をコピーして e-Rad のフレーム内にペースト）して下さい。

e-Rad への入力終了したら、応募書類（研究実施計画）の電子ファイル（Word、一太郎、PDF のいずれか）を応募内容の一部として e-Rad にアップロードして下さい。

その後、中核機関の事務代表者が、応募情報の内容を確認し、応募の承認処理を行って下さい（中核機関の事務代表者が承認処理を行わないと応募が完了しない（農林水産省に応募情報が送信されません。）ので、研究総括者は入力終了した旨を必ず事務代表者に伝えて下さい。）。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募のフロー図



(3) 応募受付期間・補足資料の送付先

(機関連携強化型研究、緊急対応型調査研究を除く。)

【府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による受付期間】

- ・ 応募受付期間：平成22年2月 1日(月) 午前10:00～
平成22年2月19日(金) 午後 3:00まで(厳守)
(締め切り時間を過ぎると一切入力処理が行えないので注意)
- ・ システムの利用可能時間帯
(月～金) 午前6:00～翌午前2:00まで
(土曜日) 午後0:00～翌午前2:00まで
(日曜日) 午後6:00～翌午前2:00まで
- ・ 連絡先等：別紙2「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について」を参照して下さい。

【補足資料の送付先及び送付期限】

- ・ 送 付 先：〒103-0026
東京都中央区日本橋兜町15-6 製粉会館6階
(社) 農林水産技術情報協会 研究開発部
電 話：03-3667-8931
- ・ 送付期限：平成22年2月末日

※送付内容については、必要書類チェックシートの3の「補足資料の内訳」を確認して下さい。

(応募書類(研究実施計画)作成に当たっての留意事項等)

- ・ 応募書類(研究実施計画)の作成に当たっては「作成上の留意事項」を参考にして下さい。
- ・ 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ・ 提出された応募書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。また、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で「配分機関受付中」の状態になると応募書類(研究実施計画)の差し替えができなくなる可能性がありますので、注意して下さい。
- ・ 提出された応募書類(研究実施計画)等は返却しません。
- ・ 応募内容に関する秘密は厳守します。
- ・ 締め切り日間際は、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合に、e-Rad へのデータ入力ができなくなることが予想されますので、余裕を持って、早めに(少なくとも締め切りの一週間前程度)データの入力を行って下さい。
- ・ e-Rad で「配分機関受付中」又は「受理」の状態となった後、1週間程度は、農林水産技術会議事務局又は(社)農林水産技術情報協会より、内容等についての確認の連絡を入れる場合がありますので、出張等により不在となる場合は連絡先の周知を図る等、研究総括者と確実に連絡が取れる体制にしておいて下さい。

8 研究課題の選定

(1) 審査の方法及び手順

1次（書面）審査及び2次（ヒアリング）審査を経て（機関連携強化型研究及び緊急対応型調査研究を除く。）、採択課題を決定します。

また、審査については、「研究領域設定型研究」の研究領域、「現場実証支援型研究」及び「緊急対応型調査研究」の研究区分ごとに行います。

〈研究領域設定型研究、現場実証支援型研究の場合〉

○スケジュール

平成21年	12月21日	公募要領公表
	12月22日～(平成22年)1月31日	公募説明会・相談受付
平成22年	2月1日～2月19日	応募受付期間
	～3月下旬	1次(書面)審査
	4月上旬	2次(ヒアリング)審査対象課題通知
	4月中下旬	2次(ヒアリング)審査
	5月中	採択課題決定・公表
	6月下旬～	委託の実施(研究開始)

① 1次（書面）審査

1次（書面）審査においては、科学的・技術的観点及び行政的観点から、外部専門家等による審査を実施し、農林水産技術会議事務局が2次（ヒアリング）審査の対象課題を選考します。2次（ヒアリング）審査の対象となった課題については、研究総括者に直接連絡するとともに、農林水産省のホームページにも掲載します（審査日程については、2次（ヒアリング）審査対象課題の研究総括者に連絡するとともに、農林水産省のホームページにも掲載します。）。

[1次（書面）審査の手順]

- 科学的・技術的観点は、ピアレビュー方式で1課題当たり3名の外部専門家による審査を実施します。書面審査を行う外部専門家は、あらかじめ登録されたデータベースの中から、研究課題の専門分野、利害関係者等を考慮して割り振ります。
- 行政的観点は、政策的視点及び行政現場の視点から3名の行政官による審査を実施します。
- ・審査に当たり、あらかじめ科学的・技術的観点70%、行政的観点30%のウエイト配分比率を設定します。
- ・科学的・技術的観点、行政的観点とも、(2)の審査基準に基づき、A、B、C、Dの4段階による総合評価を行います。
- ・A、B、C、Dそれぞれに100点から段階的に点数を割り付け、総合評価結果を点数化します。
- ・科学的・技術的観点と行政的観点の得点にそれぞれウエイト配分比率を乗じ、これを合計したものを当該研究課題の評価ポイントとし、研究区分別、研究領域別（「研究領域設定型研究」の場合。以下同じ。）に上位からポイント順に2次（ヒアリング）審査対象課題を選考します。

② 2次（ヒアリング）審査

2次（ヒアリング）審査においては、科学的・技術的観点、社会的観点及び行政的観点の3観点から、研究領域別及び現場実証支援型研究型別に、外部専門家及び外部有識者等を構成員とする「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業研究課題

評価分科会」(以下「評価会」という。)を開催し、2次(ヒアリング)審査の対象課題について研究総括者に対するヒアリング評価を実施し、その結果に基づき、農林水産技術会議事務局長が採択課題を決定します。

なお、審査は非公開で行われます。

[2次(ヒアリング)審査の手順]

- ・研究区分別、研究領域別に開催する各評価会において、1課題ずつヒアリングを実施し、
 - 科学的・技術的観点は、評価会ごとに、当該作目・品目の専門分野及び工学、医学、農業経営、普及指導関係者等幅広い観点からの外部専門家10数名で審査
 - 社会的観点は、ジャーナリスト、マーケティングの専門家等の外部有識者1名で審査
 - 行政的観点は、政策的視点及び行政現場の視点から3名の行政官で審査を実施します。
- ・審査に当たり、あらかじめ科学的・技術的観点60%、社会的観点10%、行政的観点30%のウェイト配分比率を設定します。
- ・1次(書面)審査と同様、3観点とも(2)の審査基準に基づき、A、B、C、Dの4段階による総合評価を行います。
- ・A、B、C、Dそれぞれに100点から段階的に点数を割り付け、総合評価結果を点数化します。
- ・科学的・技術的観点、社会的観点、行政的観点の得点にそれぞれウェイト配分比率を乗じ、これを合計したものを当該研究課題の評価ポイントとし、研究区分別、研究領域別に、上位からポイント順に、予算の範囲内で採択課題を決定します。
- ・なお、採択に当たっては、審査・評価結果を踏まえた研究実施計画の見直し等の条件が付される場合があります。

③ 審査における優先的な取扱いの方法

3の(3)の「異分野技術の活用又は新産業の創出を促進するための措置」及び(4)の「地域活性化に係る各種施策を推進するための措置」については、上記の選定手順中、行政的観点のウェイト配分比率を乗じる前の点数に10ポイント(ウェイト配分比率を乗じると3ポイントに相当)を加算します。

〈機関連携強化型研究の場合〉

研究連携協定に係る書面審査及び研究課題に係るヒアリング審査を経て、採択課題を決定します。

○スケジュール

平成22年3月上旬～下旬	応募受付期間
4月上旬～5月中下旬	研究連携協定に係る書面審査、研究課題に係るヒアリング審査
6月上中旬	採択課題決定・公表
7月上旬	研究連携協定への署名を受けて、委託の実施(研究開始)

① 協定の内容に係る書面審査

協定の内容に係る書面審査においては、行政的観点から行政官による審査を実施します。

[協定の内容に係る書面審査の手順]

- ・ 1 協定当たり 3 名の行政官による審査を実施します。
- ・ (2) の審査基準 ((効率性) の「E 行政的観点から見た研究資源の利用効率性 (※ 機関連携強化型研究の場合)」) に基づき、A、B、C、D の 4 段階による総合評価を行います。
- ・ A、B、C、D それぞれに 100 点から段階的に点数を割り付け、総合評価結果を点数化し、当該協定の内容に係る評価ポイントとします。

② 研究課題に係るヒアリング審査

機関連携強化型研究に係る 7 の (1) の②の評価会を開催し、研究総括者に対するヒアリング評価を実施し、先に実施する協定の内容に係る書面審査の結果及び当該ヒアリング審査の結果に基づき、農林水産技術会議事務局長が採択課題を決定します。

ヒアリング審査は、科学的・技術的観点、行政的観点及び社会的観点の 3 観点から行います。

なお、審査は非公開で行われます。

[研究課題に係るヒアリング審査の手順]

- ・ 機関連携強化型研究における研究課題のヒアリングを行うために開催する評価会において、1 課題ずつヒアリングを実施し、
 - 科学的・技術的観点は、当該作目・品目の専門分野及び工学、医学、農業経営、普及指導関係者等幅広い観点からの外部専門家 10 数名で審査
 - 行政的観点は、政策的視点及び行政現場の視点から 3 名の行政官で審査
 - 社会的観点は、ジャーナリスト、マーケティングの専門家等の外部有識者 1 名で審査を実施します。
- ・ 審査に当たり、あらかじめ科学的・技術的観点 60 %、社会的観点 10 %、行政的観点 30 %のウェイト配分比率を設定します。
- ・ 3 観点とも (2) の審査基準 ((効率性) の「E 行政定期観点から見た研究資源の利用効率性 (※機関連携強化型研究の場合)」を除く。) に基づき、研究課題に係る書面審査の結果を勘案して A、B、C、D の 4 段階による総合評価を行います。
- ・ A、B、C、D それぞれに 100 点から段階的に点数を割り付け、総合評価結果を点数化します。
- ・ 科学的・技術的観点、社会的観点、行政的観点の得点にそれぞれウェイト配分比率を乗じ、これを合計したものを当該研究課題の評価結果とし、先に実施した協定の内容に係る書面審査の結果を合算し、上位から点数順に、予算の範囲内で採択課題を決定します。
- ・ なお、採択に当たっては、審査・評価結果を踏まえた研究実施計画の見直し等の条件が付される場合があります。

③ 協定の内容に係る書面審査において評価対象となるその他の取組

公設試験場における研究資源の集約化、共有化又は重点化以外の取組みであって研究資源の利用効率の向上に資すると考えられるものが協定中で具体的に言及されている場合（例：特定の研究分野における大学や試験研究を行う独立行政法人と公設試験場の共同研究の実施など）は、採択審査において、その内容を評価し、想定される効率化の程度や実効性に応じて加点します。

なお、試験研究を行う独立行政法人が参画する場合は、地方分権の観点から、これまで公設試験場が行ってきた研究を当該独立行政法人が新たに引き受けないことを条件とします。

（２）審査基準

審査の項目は以下のとおりです。

① 科学的・技術的観点

（必要性）

A 科学的・技術的意義（新規性・先導性、実用性）

（効率性）

B 研究実施計画の効率性（研究コスト及び費用対効果、研究実施期間、研究方法、参画機関の役割分担等）

この項目では、研究費の積算に係る厳密な評価をしますので、研究実施計画に基づく使途が明確となる積算を行って下さい。積算が過大である等の場合は研究内容のいかににかかわらず採択しないことがあります。

（有効性）

C 目標の明確性・達成可能性

D 科学的・技術的観点から見た技術の経済性（低価格・低コストであるか、生産性・収益性の向上に資するか等）・普及性、波及性、事業化等発展可能性

② 行政的観点

（必要性）

A 行政的観点から見た社会的・経済的意義（重要性、緊急性）

この項目では、食料自給率の向上への貢献、地域の活性化への貢献（特に、現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究）、その他農林水産省等が実施する取組への貢献の視点から、重要性及び緊急性の程度を評価します。

B 事業の趣旨及び行政施策等との整合性等（研究領域との整合性、農林水産研究基本計画その他行政施策との整合性）

この項目では、主に以下の点を評価します。

- ・研究領域設定型研究にあつては研究領域との整合性
- ・現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究にあつては、地域の知の拠点再生プログラム（地方公共団体等が作成する地域再生計画）、地域における産学官連携や、農商工連携等の府省連携の推進の取組などの各種行政施策との関連性
- ・緊急対応型調査研究にあつては緊急対応型調査研究の対象との整合性

[現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究における各種行政施策との関連性の評価の視点]

※ 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

（農商工等連携促進法）」に基づく「農商工等連携事業計画」の策定を前提とした研究実施計画か（応募書類にその旨明記）

※ 「地域再生法」に基づく地域再生計画（地域の知の拠点再生プログラム、地域の産業活性化プログラム）に、具体的に本事業名が記載され、本事業で研究開発に取り組むことが明記されているか、又はこれから策定する地域再生計画に明記されることが確実か（応募書類（研究実施計画）に、地域再生計画の中に記載された本事業への研究課題名・研究概要・参画機関・研究実施期間等を具体的に明記）

※ 本事業への応募に当たり、地域の産学官連携・交流組織や農林水産省が主催するイベント又は地域の産学官連携・交流組織のあつせん等を通じて課題の研究開発要素となる研究シーズの探索や共同研究グループの構築を行った課題であるか（応募書類にその旨明記）

のいずれかに該当するもの

（効率性）

C 参画機関の知的財産への取組状況

この項目では、主に「農林水産研究知的財産戦略」（平成19年3月農林水産技術会議決定）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）に基づき、参画機関に関する知的財産の保護・活用体制整備の取組方針、研究成果に関する共同研究グループの知的財産管理の方針等の策定状況について評価します。

D 他の競争的資金の有効活用の視点から見た研究実施計画の効率性

この項目では、主に他府省を含む他の競争的研究資金における研究成果が活用された研究実施計画となっているかについて評価します。

E 行政的観点から見た研究資源の利用効率性（※機関連携強化型研究の場合）

この項目は、機関連携強化型研究における協定の内容に係る評価において、主に公的研究機関の間の研究資源の利用効率がどの程度向上するのかについて、以下の視点から、総合的に勘案して評価します。

- ・研究資源の集約化、共有化又は重点化を行う公設試験場の機関数
- ・研究資源の集約化、共有化又は重点化を行う研究分野の種類、数及び範囲の広さ
- ・研究資源の集約化、共有化又は重点化の内容
- ・評価対象となるその他の取組の内容

（有効性）

F 行政的観点から見た技術の経済性・普及性、波及性

この項目では、主に農林水産省等が実施する取組への貢献の視点から、経済性・普及性及び波及性の程度を評価します。特に、現場実証支援型研究にあつては、普及支援組織の取組について評価します。

③ 社会的観点

（必要性）

A 社会的・経済的意義（重要性、緊急性）

この項目では、主に生産者、流通・加工業者及び消費者等が求めるニーズへの対応の視点から、重要性及び緊急性の程度を評価します。

(有効性)

B 社会的観点から見た技術の経済性・普及性、波及性

この項目では、主に生産者、流通・加工業者及び消費者等が求めるニーズへの対応の観点から、経済性・普及性及び波及性の程度を評価します。

(3) 審査結果の通知等

採択課題については、評価所見及び採択に当たって見直しが必要とされた事項等を、不採択課題については、その理由を採択課題の決定後、速やかに研究総括者にお知らせします（採択課題について、見直しが必要とされた事項等について、採択課題の研究総括者には研究実施計画の必要な見直しを行っていただきます。）。

なお、採択課題については、研究課題名、研究機関名、研究課題の概要等について、農林水産省のホームページ等を通じて公表します。

9 研究課題の管理等について

(1) 委託契約の締結について

採択された研究課題については、農林水産技術会議事務局が研究実施計画の必要な見直しの確認を行った上で、中核機関の長との間で委託契約（平成21年度版委託契約書の例参照（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm））を締結します。

委託契約の締結に当たっては、以下の点にご留意下さい。

- ① 契約上の要件として、平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格が必要です。このため、現在この資格のない中核機関は、平成22年1月末日までに申請し、資格を取得して下さい。2月以降も随時受け付けは行われますが、その場合、参加資格の付与に相当の日数を要し、4月末日までに資格が付与されない場合もありますので、注意して下さい。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト（<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を参照して下さい。
なお、地方公共団体においては、取得する必要はありません。
- ② 地方公共団体においては、委託契約が早期に締結できるよう適切に予算措置をお願いします。円滑な予算措置がなされないと判断した場合、不採択となる場合がありますので注意して下さい。
- ③ 中核機関には契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（試験研究調査委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができない場合もありますので、採択された場合には、契約書の内容を十分確認して下さい。
- ④ 委託契約は単年度ごとに行いますので、次年度以降はその都度契約することとなります。

(2) 研究成果の取扱い

① 実績報告書

研究を実施した中核機関の長は、毎年度、委託契約書に基づく実績報告書を農林水産技術会議事務局に提出していただきます。

② 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、以下のA～Dの条件を遵守していただく（遵守に係る確認書を提出していただく）ことを前提条件に、その知的財産権の帰属先を、中核機関とすることができます。また、中核機関から共同機関への試験研究調査委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同機関とする（必要に応じて、中核機関と当該共同機関との間での持ち分を定める）ことができます。詳細については、農林水産技術会議事務局にお問い合わせ下さい。

- A 研究成果が得られた場合には、遅滞なく国に報告すること。
- B 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- C 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。
- D 当該知的財産権を第三者に譲渡・実施許諾等する場合には、あらかじめ国の承認を受けること。

なお、知的財産権に関する次の事項についてもご留意願います。

- ※1 本事業は、国の委託事業であることから、Aにより報告した研究成果を中核機関に帰属させることで日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど農林水産施策推進上、不適当と判断される場合には、帰属させることができません。したがって、帰属の承認手続きを要しますのでご留意下さい。

ただし、中核機関が地方公共団体、地方独立行政法人、国立大学法人及び独立行政法人の場合は、公共性の高い機関であることを勘案して、承認手続きは不要とします。

- ※2 帰属を受けた知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は実施許諾等を行う場合には、農林水産省の承認が必要です。

- ※3 本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）に基づき、対応することとします。

- ※4 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者等による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利もしくは特許を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。中核機関において、職務発明規程等が定められていない場合、研究成果の帰属や権利の承継にあたり不都合が生じますので、本事業の契約締結後速やかに整備して下さい。

- ※5 本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らさないで下さい。出願前に研究成果を公開した場合、新規性は失われ特許権等を受けることが出来なくなりますのでくれぐれもご注意下さい。

③ 本事業において育成された農作物品種の取扱い

本事業で育成された農作物品種については、農林水産技術会議事務局が必要と判断した場合には、農林水産技術会議事務局が実施する新品種の優良性及び普及性の審査の対象となり、審査の結果、優良な品種と認定した場合には、その旨を公表することとしております。

このため、本事業で農作物品種を育成した場合は、審査の申請をしていただく場合があります。

詳細につきましては、農林水産技術会議事務局にお問い合わせ下さい。

（3）研究成果等の公表

本事業の研究成果については、農林水産技術会議事務局が、研究成果発表会や、冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますのでご承知おき下さい。

また、各研究機関等において、本事業による研究内容及び成果について、プレスリリース、インターネット及びシンポジウム等により公表する場合には、事前に、農林

水産技術会議事務局に連絡していただくこととし、公表に当たっては、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」（英名：Research and development projects for application in promoting new policy of agriculture, forestry and fisheries.）を活用して行っているもの、あるいは行ったものであることを必ず明示していただきます。

なお、農林水産技術会議事務局及び農林水産・食品産業分野の研究開発に関する地域の産学官連携・交流組織では、技術ニーズとシーズのマッチングの場として「アグリビジネス創出フェア」等の技術交流イベントを毎年度開催しておりますので、本事業の研究実施期間中や実施期間終了後において、研究内容や成果を紹介する機会として是非活用して下さい。

（４）繰越明許について

本事業の研究費は、繰越明許費となっており、繰越手続きを行うことにより、翌年度に使用することが可能となっています。

なお、繰越手続きを行うに当たっては、以下の点に留意する必要があります。不明な点については、事業全般に関する問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

① 繰越を行うための条件

研究課題の実施に係る委託契約の繰越を行うためには、委託事業計画書の委託業務が、契約締結時には予想し得なかった以下の要因により年度内の完了が困難となり、翌年度内に完了する見込みがあることが必要です。

- ・ 研究開発に際しての事前の調査
- ・ 研究方式の決定の困難
- ・ 計画又は設計に関する諸条件
- ・ 気象の関係
- ・ 資材の入手難
- ・ その他やむを得ない事由

② 必要な手続き

当該委託契約の繰越手続きは、財務大臣と協議し、年度内（３月31日迄）に承認を得る必要があります。なお、繰越事由が発生した場合は、年度内に行う委託業務と繰越することとなる委託業務について、それぞれの業務の内容及び経費を明らかにするとともに、当該委託契約の契約変更手続きを行い、既に支払いを受けた委託費がある場合においては、当年度に必要な委託費とその差額を国に返還することが必要になります。

なお、繰越事由が発生した場合は、速やかに事業全般に関する問い合わせ先へ連絡して下さい。

③ その他留意事項

翌々年度への繰越は、原則認められません。

また、翌年度に継続的に実施する計画がある委託業務を繰越す場合は、翌年度に実施する計画の委託業務の内容及び実施期間等に影響することが想定されるので留意して下さい。

（５）収益納付について

各研究機関等には、本事業の研究成果による収益状況を本事業が終了した翌年度から起算して５年間、毎事業年度末から90日以内に報告していただきます。報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

① 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定により収益が生じた場合の納付額

納付額＝収益額×（研究費の確定額の総額／本事業に関連して支出された技術開発費総額）×1/2

（注）式中「本事業に関連して支出された技術開発費総額」とは、研究費の確定額の総額及び当該特許権等を得るために要した本事業以外の技術開発費の合計額をいいます。

② 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合の納付額

納付額＝収益額×（研究費の確定額の総額／企業化に係る総費用）×企業化利用割合×1/2

（注1）式中「収益額」とは、本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益をいいます。

（注2）式中「企業化に係る総費用」とは、研究費の確定額の総額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額をいいます。

（注3）式中「企業化利用割合」とは、製品全体の製造原価に占める、本事業に係る成果物の製造原価の割合をいいます。

（6）購入物品の取扱いについて

本事業により中核機関が取得した物品は、委託事業期間内は中核機関の所有となり、善良な管理者の注意を持って管理していただくことになります。委託事業終了後の取扱いについては、別途、国への返還の可否をお知らせすることにしていきます。本事業の購入物品である旨、管理簿に登録したうえで、物品にシールを貼るなどして明記して下さい。

また、共同機関が取得した物品は、共同機関の所有となり、同様に善良な管理者の注意を持って管理していただくことになります。試験研究調査委託事業終了後の取扱いについては、中核機関からお知らせします。

（7）研究課題の進行管理等

① プログラムオフィサーによる助言・指導

農林水産技術会議事務局では、本事業の総括プログラムオフィサー（研究課題の進行管理を行う責任者で農林水産技術会議事務局長が指名した者（以下「総括PO」という。））と専門プログラムオフィサー（効率的かつきめ細かに研究課題の進行管理を行うため、本事業の業務のアウトソーシング先に配置した非常勤のプログラムオフィサー（以下「専門PO」という。））が連携した進行管理体制のもとで研究の進捗状況を常に把握し、必要に応じた助言・指導等を行うなど研究の進行管理を効率的・効果的に行います。

採択された研究課題の研究総括者は、専門POと密に連絡を取り合い、適宜進捗状況の報告を行うとともに、事業推進上の疑問点を専門POに相談するなどして迅速に解消し、スムーズに研究課題を推進していただくようお願いします。

② 研究推進会議の開催

中核機関には、毎年度、参画機関による研究の推進状況を確認していただくとともに、研究実施計画の必要な見直しを機動的に行うために、参画機関等を参集した「研究推進会議」を開催していただきます。

また、採択課題の研究総括者は、研究課題の推進に当たり、「アドバイザー（当該研究課題に関する専門知識を持つ有識者であり、共同研究グループに属さない者）」等に依頼し、外部の視点から専門的アドバイスをいただくようにして下さい。

なお、研究推進会議には、必要に応じ、総括POを主査として専門POや農林水産省の関係職員から構成される推進チーム等が参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導等を行います。

③ 研究実施計画及び研究の進捗状況の報告

研究課題の実施に当たっては、毎年度、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業実施要領」に基づく、研究実施計画書及び実績報告書を提出していただきます。

(8) 研究課題の評価

① 中間評価

研究実施期間が3年間の研究課題については、研究開始2年度目以内に、研究実施期間が4、5年間の研究課題については、原則として研究開始3年度目以内にそれぞれ中間評価を実施します。

中間評価の結果によっては研究実施計画の見直し、研究費の減額、研究の中止を求めることがあります。

② 事後評価

研究実施期間終了時に事後評価を実施します。

(9) 研究終了課題のフォローアップ調査

研究終了後、一定期間経過したものについて、実施された研究課題の成果がもたらす波及効果の把握等のためにフォローアップ調査を実施します。

このため、研究機関等に調査の協力を求めることとなりますので、ご承知おき下さい。

(10) SBIR関係

本事業は、「中小企業技術革新制度（日本版SBIR）」の「特定補助金等」に指定されています。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大、特許料等の減免措置等の特例の支援措置を受けることができます。

詳しくは、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/20fy/index.html>）をご覧ください。

10 研究機関の経費執行状況のチェック体制の強化

農林水産技術会議事務局においては、本事業の経費執行に当たり、研究総括者、研究分担者（共同研究者）、経理事務担当者等関係者の方々に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての相談、指導等を行っています。

具体的にはステージごとに以下のとおり、経費執行についての指導・チェックを行いますのでご了承下さい。

- ・応募申請時：機関の経費執行管理体制の整備状況を示す書類の添付を義務付け、農林水産技術会議事務局が体制をチェック
- ・採択時：採択課題が決定し次第、新規採択課題の研究総括者、経理担当者を召集し、研究課題の進行管理、経費の適正執行について説明・指導
- ・実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関について、現地指導を実施
- ・実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる機関を選定し、現地指導を実施

11 本事業に係る相談窓口

本事業の募集に当たって、本要領の公表後1ヶ月程度、相談受付期間を設けています。

相談受付は、農林水産省の本省及び各地方農政局を相談窓口として、事業全般や対象範囲、応募の際の一般的な留意事項等について相談を受け付けますので、6頁の連絡先にご相談下さい（公募受付の開始後は、公平性の観点から相談を受け付けかねますのでご了承下さい。）。

なお、個別課題ごとの研究機関のマッチングの相談や研究課題の内容のブラッシュアップ等の相談は、巻末に記載してある各ブロックのNPO法人等にご相談下さい。

12 その他応募に当たっての注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画

同一の者が研究総括者として2件以上応募すること及び本事業で既に研究総括者となっている者（平成21年度で研究終了の場合は除く。）が新たに応募することは禁止します。重複応募・重複研究参画が認められる場合、当該課題については審査を行いません。

なお、同一の者が研究分担者（共同研究者）として複数研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載する「エフォート（研究専従率）」^(※)は正確に算出して下さい。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の中核機関として応募することは可能です。

(※) エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」

本事業における「エフォート」とは、研究者の年間の総研究活動時間（教育活動等を含まない。）に対する、本事業に基づく委託研究の実施に必要となる時間の割合（%）とします。

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(2) 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率）等）を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取り消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

- ② 課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成21年3月27日改正））

（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）に基づき、研究実施計画及び他府省からの情報等により、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び研究実施計画の内容の一部（制度名、研究者名、所属研究機関名、研究課題名、研究概要、予算額等）を他府省を含む他の競争的資金担当部局に情報提供する場合があります。

（３）研究費の不正使用防止のためへの対応

① 不正使用防止に向けた取組み

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）を策定しました。

本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されますので、各研究機関においては、このガイドラインに沿って、研究費の適正な運営・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。また、その実施状況について、必要な報告等をしていただきます。また、必要に応じ、農林水産省による現地調査を行う場合があります。

② 不正使用等が行われた場合の措置

（ア）本事業及び他府省を含む他の競争的資金等において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。

- ・不正使用を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の間でその不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- ・不正受給を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降5年間
- ・不正使用又は不正受給を共謀して行った研究者：その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間
- ・他府省を含む他の競争的資金において不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者：当該競争的資金において応募を制限することとされた期間と同一の期間

（イ）本事業において研究費の不正使用又は不正受給を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

（４）虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先である中核機関に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀

した研究者については、上記（３）の②の不正受給を行った場合と同様の措置が採られます。

（５）研究上の不正行為防止のための対応

① 不正行為防止に向けた取組み

農林水産省では、研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年２月28日総合科学技術会議）に則り、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund2010/fund_2010.htm）を策定しました。

本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されます。各研究機関においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な体制の整備等を行っていただく必要があります。

② 不正行為が行われた場合の措置

本事業を含む上記ガイドラインの対象となる資金（以下、「対象資金」という。）に係る研究活動において、不正行為が行われたと認定された場合、下記ア）の当該認定に係る者に対し、下記イ）の措置が採られます。

ア）措置の対象者

措置は次の者が対象となります。

- a. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）。
- b. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。
- c. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。

イ）措置の内容

ア）に掲げる者に対して、以下の a. から e. のうち一つあるいは複数の措置が講じられます。措置の内容は、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無等を考慮し、事案ごとに定められます。

a. 資金の打ち切り

ア）に掲げる全ての者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る本事業の競争的資金の配分を打ち切る等

b. 資金の申請の不採択

対象資金で、不正行為が認定された時点でア）に掲げる者が研究代表者として申請されているものについては採択しない等

c. 不正行為に係る本事業の競争的資金の返還

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。）の一部又は全部の返還

d. 資金の申請制限

a) ア）の a. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研

究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

b) ア) の b. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく2年から10年

c) ア) の c. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく1年から3年

e. 措置内容の公表

原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた本事業の競争的資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容等の公表

- ③ 本事業において不正行為に関与したと認定された者（上記②ア）の a. 又は b. に該当）については、他府省を含む国費による研究資金を所管する機関に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間となります。また、不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（上記②ア）の c. に該当）についても上記と同様の措置がとられます。応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間となります。

（6）個人情報の取扱い

本事業に提出された応募書類及び府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された個人情報は、農林水産技術会議事務局が本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施等の業務のために利用及び提供するほか、上記（2）、（3）、（4）及び（5）に基づく情報提供を行う場合があります。また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由して内閣府の「政府研究開発データベース」^{（※）}に提供されます。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名及び研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることとなります。

以上のことを予めご了解の上、応募書類へのご記入をお願いします。

（※）政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議において、各種情報（研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できるデータベースです。なお、本データベースは一般公開されておられません。

平成 2 2 年度
研究領域設定型研究に係る研究領域の説明

領域名

競争力強化のための生産システムの改善

領域の目標及び技術的課題

農林水産業従事者の減少や高齢化の進展等による国内生産力の脆弱化が進む中、国内農林水産業の構造改革と地域の活性化を図り、国際競争力を強化していくためには、より効率的で生産性が高く環境変動にも対応した持続可能な生産システムへの転換を図る必要がある。

このため、本領域においては、近年、技術の進展が著しいIT(情報技術)、RT(ロボット技術)及びゲノム解析等の先端技術も活用しつつ、地域条件に応じた農林水産物の大幅な低コスト化、高品質・高付加価値化や周年安定生産等を可能とし、これらを通じて食料自給率の向上に貢献する革新的かつ先進的な生産技術・流通技術やその技術体系の確立及び地球温暖化に伴う生産適地の変動や病虫害等の拡散に対応した技術開発を行う。

ここでいう生産技術とは、品種の開発（普及レベルに達するもの）、作物生産技術（植物工場、環境保全型農業の生産技術を含む）、畜産生産技術、病虫害の防除技術（生物的防除技術を含む）その他営農に係る技術であって、生産性や品質の向上又は高付加価値化に直接つながる一次製品の生産技術をいう。また、ここでいう流通技術とは、品質の向上や高付加価値化につながる一次製品の流通技術をいう。

なお、生産技術には、林野分野にあつては木材生産、特用林産物生産及び森林病虫害防除を含み、森林資源の保全管理技術を除く。水産分野にあつては養殖、漁撈及び水産病虫害防除を含み、水産資源の保全管理技術を除く。

〈課題例〉

- ① 超強力小麦のブレンド等による国産小麦の加工適性向上技術の開発
- ② 茶の有機栽培技術体系の確立
- ③ 花きの日持ち性の向上等の高付加価値化をめざした生産・流通技術の開発
- ④ ミツバチ等の訪花昆虫の安定利用技術の開発
- ⑤ 乳質に影響するものと考えられる乳房炎等の生産病の発生を低減させる飼養管理技術の開発
- ⑥ 地域活性化をめざした国産ウルシの持続的管理・生産技術の開発
- ⑦ 優良形質を有する重要養殖種苗の選抜技術の開発

（注1）研究領域設定型研究は、原則として、波及効果の広がり、概ね1ブロックレベルから全国レベルのものを対象とする。

（注2）課題例は、本領域で対象とする技術開発内容の具体的イメージを数課題程度ずつ例示したものである。

領域名

新たな可能性を引き出す新需要の創造

領域の目標及び技術的課題

近年、国民の健康志向の高まりや多様化する消費者ニーズを受け、人に何らかの効果を与える機能を持つ成分を多く含む食品あるいは生物機能や農林水産物を原料とした様々な素材・製品が次々に開発・商品化が行われるようになってきている。こうした中、多種多様な生物を扱う農林水産業は、これまで開拓されてこなかった新たな需要の創造やこれによる事業化などにつながる高い潜在力と可能性を秘めた生物産業と位置付けられ、地域活性化の観点からも、農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業との融合・連携による農林水産業の6次産業化に向けた取組を推進していくことが期待されている。

また、これらの取組を戦略的に推進するためには、医学・薬学・工学等の異分野との融合による技術開発を行うことが重要である。

このため、本領域においては、新しい産地づくりにつながる農林水産物の加工需要等の更なる用途拡大やその事業化のため産地と民間企業が連携して取り組む技術開発を行うとともに、農林水産物や未利用バイオマスなどの農山漁村の地域資源を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出する新食品・新素材等の開発やこれらの高度利用技術の開発を行う。

〈課題例〉

- ① 食品・農林水産物の機能性や^{えんか}嚥下性等に対する評価技術及び新食品の開発
- ② 米の品種特性を活かした全国的な消費拡大に資する新たな加工技術の開発
- ③ 網羅的解析技術等を用いた品質管理技術や新規機能性食品の開発
- ④ コラーゲン等の動物由来副産物を用いた医療分野向け新素材の開発
- ⑤ 環境負荷低減型のスギ及びヒノキの花粉飛散抑制剤の開発
- ⑥ 未利用・低利用魚類資源の加工技術の開発

(注1) 研究領域設定型研究は、原則として、波及効果の広がり、概ね1ブロックレベルから全国レベルのものを対象とする。

(注2) 課題例は、本領域で対象とする技術開発内容の具体的イメージを数課題程度ずつ例示したものである。

領域名

地域農林水産資源の再生と生態系保全

領域の目標及び技術的課題

農山漁村における近年の過疎化・高齢化の急速な進展に伴うコミュニティ機能の低下や環境変化の拡大等により、農業生産基盤施設や森林の荒廃、水産動植物の生育環境の悪化、さらには野生鳥獣等による被害の拡大等がもたらされている。こうした状況の中で、農林水産業の健全な発展と地域の活性化を図っていくためには、都市と農山漁村の共生・対流を通じた地域のマネジメントシステム等の構築や地域における生態系に配慮した農林水産資源の再生及び持続的な利用と環境問題への的確な対応を進める必要がある。

このため、本領域においては、資源・環境保全を含む地域マネジメントシステムの開発、地域における農業生産を行う上での基盤施設の持続的な利用や森林資源を維持するための適正な管理技術、水産動植物の生育環境等の改善による適正な管理技術及び有害鳥獣等による被害を防止する技術の開発を行う。

〈課題例〉

- ① 深刻な材質劣化を引き起こす野生鳥獣による剥皮被害の防止技術の開発
- ② 赤潮プランクトンの発生予測技術の開発
- ③ 耕作放棄地の植生、立地及び土壌条件に適した復興技術と地域マネジメントシステムの開発
- ④ 大規模地震、豪雨を想定したパイプライン及び排水路の基幹施設における性能設計手法の開発
- ⑤ 水田農業の生物多様性保全のための管理技術の開発

(注1) 研究領域設定型研究は、原則として、波及効果の広がり、概ね1ブロックレベルから全国レベルのものを対象とする。

(注2) 課題例は、本領域で対象とする技術開発内容の具体的イメージを数課題程度ずつ例示したものである。

領域名

食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大

領域の目標及び技術的課題

国内農林水産業と密接な関係を有しつつ、海外への展開も期待される我が国の食品産業においては、少子高齢化に伴う国内市場の縮小、原料の安定確保、製造コストの縮減や食の安全と信頼性確保、さらには、国際的な規格化競争への対応等、国内外で事業を展開する上で解決すべき種々の課題が生じている。今後は、異業種間、学際間の連携によりこれらの共通課題を早急に解決し、国際的な優位性を確保するとともに、地域活性化にも資することが強く求められている。

このため、本領域においては、食品産業の共通課題である品質管理の徹底と信頼性の確保、国際的な規格基準への対応のほか、国産農畜水産物の利活用の増進、食品廃棄物の発生抑制・再生利用、新たな市場の創出につながる新規加工技術等の国際社会で優位性の確保に資する技術の開発、さらに、発酵技術や機能性食品等の我が国食品産業の海外展開に資する技術の開発や微生物制御等の応用技術の開発による食品産業の多角的な展開を推進する。

また、本領域においては、農林水産物・食品の輸出拡大を促進する技術開発として、生産・加工技術の開発はもとより、長期かつ過酷な流通においても製品の健全性を確保しうる防除殺菌技術や包装・梱包の技術、品種の育成者権やブランドの保護に資する技術の開発を行う。

〈課題例〉

- ① 微生物制御等の伝統的食品製造技術を活かした新たな食品加工技術の開発
- ② 食品廃棄物の発生抑制や再生利用を促進する加工・保存技術の開発
- ③ 品種判別、産地判別及びトレーサビリティ等、消費者の信頼性確保に資する技術の開発
- ④ 機能性や物性等の食品評価技術の信頼性確保に資する標準物質や装置等の開発
- ⑤ 水産物の加工流過程における劣化因子の動態解明と劣化低減技術の開発
- ⑥ 農産物の収穫後及び食品製造後の品質低下を防止する包装・梱包技術や輸送技術の開発
- ⑦ 輸出先国の消費者嗜好及び検疫基準に対応した農林水産物の生産や流通・加工技術の開発

(注1) 研究領域設定型研究は、原則として、波及効果の広がり、概ね1ブロックレベルから全国レベルのものを対象とする。

(注2) 課題例は、本領域で対象とする技術開発内容の具体的イメージを数課題程度ずつ例示したものである。

領域名

温室効果ガス排出削減のための省エネルギー・新エネルギー対策

領域の目標及び技術的課題

加速的に進行する地球温暖化は、農林水産物の生産量や品質の低下など農林水産業の経営に深刻な影響を及ぼす一方で、化石燃料等の有限資源に依存する農林水産業の生産活動は、我が国の温室効果ガスの排出量を増加させる一因ともなっている。こうした問題に的確に対応し、環境と経済が両立する持続可能な農林水産業を構築するためには、中長期的な視点から、農林水産業において、温室効果ガスの排出量削減に貢献する石油に代わる経済的な新エネルギーの着実な導入拡大を図ることが急務である。

このため、本領域においては、園芸施設、農業機械・漁船等の生産現場で速やかに普及しうる効率性の高い省エネルギー技術の開発を行うとともに、太陽光（熱）、風力、バイオマスなどの地域で再生可能な自然エネルギーの利活用や未利用エネルギーの有効活用など地域を活性化させる新エネルギーの利活用を低価格・低ランニングコストで導入できる技術の開発を行う。

〈課題例〉

- ① 施設園芸における脱石油型暖房システムの開発
- ② 土地改良施設等の電気需要を踏まえた、再生可能エネルギーの相互連携による電力の安定供給技術の開発
- ③ 林地残材の収集・運搬過程における省エネルギー技術の開発
- ④ 二酸化炭素、窒素酸化物等の排出削減につながる環境に優しい省エネ型漁船推進システムの開発

（注１）研究領域設定型研究は、原則として、波及効果の広がり、概ね１ブロックレベルから全国レベルのものを対象とする。

（注２）課題例は、本領域で対象とする技術開発内容の具体的なイメージを数課題程度ずつ例示したものである。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

〈「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」への応募〉

本事業への研究課題（「緊急対応型調査研究」を除く。）の応募は、全て府省共通研究開発管理システム（e-Rad）でのオンライン申請のみの受付となりますので、注意して下さい。

1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付 → 審査 → 採択 → 採択課題管理 → 成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものの。

2 e-Radの操作方法に関する情報確認サイト及び問い合わせ先について

e-Rad の操作方法（操作マニュアルのダウンロードなど）等に関する情報確認サイト及び問い合わせ先は、下記のとおりです。問い合わせにあたっては、情報提供サイトに掲載されている情報を十分に確認した上で行って下さい。

- ・ 情報提供サイト：e-Radポータルサイト（<http://e-rad.go.jp/>）

（なお、研究者、研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けています。）

- ・ e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：

e-Radヘルプデスク

TEL 0120-066-877

受付時間 9:30～17:30

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

【注意事項】

ヘルプデスクは研究機関・研究者の登録や e-Rad の操作についての問い合わせ先ですが、以下のように事業全般に関する問い合わせ先にお問い合わせいただく内容が大変多く含まれています。以下のような項目については、事業全般に関する問い合わせ先あてにお問い合わせいただくようお願いします。

- ・ 予算額・経費には何を入力すればいいのか？
- ・ 公募締切後だが応募したい！
- ・ 農林水産省へ提出済みの課題を修正したい！
- ・ 実施中の課題（応募・受入状況）には何を入力すればいいのか？

- ・配分機関に提出する前に入力した内容を確認してほしい！
- ・応募したいが何をすればいいか教えてほしい？
- ・応募したいがどの研究区分に該当するのか？
- ・審査結果はいつ頃分かるのか？
- ・任意入力項目に記入するかどうかで有利（不利）になるのか？
- ・採択後の事務作業は大変なのか？
- ・応募に関わる研究者は、どの範囲まで登録する必要があるのか？
- ・e-Rad への応募情報の登録は、どの立場の研究者が行えばいいのか？
- ・期限までに、研究機関あるいは研究代表者・研究分担者の登録が間に合わないが、どうすればいいか？
- ・応募・受入状況の入力欄に登録すべきものが11件以上あるが、どれを入力すればいいのか？

〔なお、本事業に関する問い合わせは、従来どおり下記にて受け付けているほか、農林水産省の各地方農政局生産経営流通部技術担当（公募要領6頁参照）でも受け付けています。〕

事業全般に関する問い合わせ先：農林水産省 農林水産技術会議事務局
研究推進課 産学連携室 産学連携振興班
TEL 03-3502-5530

3 e-Radによる応募の流れについて

(1) 研究機関の登録及び電子証明書の取得〔研究総括者の所属研究機関及び研究分担者（共同研究者）の所属研究機関による作業〕

研究総括者の所属する研究機関及び研究分担者（共同研究者）の所属する研究機関を、応募時までに、文部科学省府省共通研究開発システム（e-Rad）運用担当に申請し、登録する必要があります。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

e-Rad にログインして各種作業を行うパソコンには、e-Rad の電子証明書がインポートされている必要がありますので、研究機関の登録と併せて、必要な台数分の電子証明書を取得する申請も行ってください。

研究機関の登録方法についての詳細は、e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。登録手続き完了までには通常でも1～2週間要する場合があります、混雑具合によってはそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕を持って登録手続きをして下さい。

なお、研究分担者が農林漁業者のように研究機関に所属していない個人の場合は、研究機関の申請・登録は必要ありませんが、応募時までに個人での申請・登録を行い、ログインID、パスワード、電子証明書及び研究者番号を取得して下さい。

【登録申請の対象となる研究機関について】

- (1) 特殊法人、特別認可法人及び独立行政法人
- (2) 大学、高等専門学校及び大学共同利用機関
- (3) 地方公共団体、都道府県立試験研究機関

(4) 公益法人（財団法人、社団法人、その他）

(5) 民間企業

※上記の機関に所属しない研究者については、個人登録を行って下さい。

（送付先）〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）運用担当

(2) 研究者情報の登録〔研究総括者の所属研究機関及び研究分担者の所属研究機関の事務代表者による作業〕

研究総括者の所属する研究機関及び研究分担者の所属する研究機関の事務代表者は、電子証明書をインポートしたパソコンで e-Rad にログインし、本事業に応募する研究総括者又は研究分担者に関する研究者情報を登録して下さい。ただし、過去に他省庁等が所管する研究資金制度・事業への応募等の際、既に登録済みの場合は再度登録する必要はありません。ログイン ID とパスワードは、各研究機関の事務代表者から配布されます。

なお、研究分担者が農林漁業者のように研究機関に所属していない個人の場合は、当該作業の必要はありません。

研究者情報の登録方法についての詳細は e-Rad ポータルサイトを参照して下さい。

(3) 応募する前の準備作業〔研究総括者が行う作業〕

まず、本事業のホームページ（http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund.2010/fund.2010.htm）から、応募書類（研究実施計画）（Word、一太郎）、e-Rad 入力シート（Excel）をダウンロードして下さい。

次に、研究課題について応募書類（研究実施計画）を完成させて下さい。その後、e-Rad 入力シート（Excel）を完成させて下さい。e-Rad 入力シートに記載する内容は e-Rad に入力するための必要な基本情報になります。あらかじめ e-Rad 入力シートを完成させておくことで、応募情報の入力作業（下記(4)の応募情報の入力作業）が効率的に行えます。

(4) 応募情報の入力、応募書類（研究実施計画）ファイルのアップロード〔研究総括者が行う作業〕

研究総括者は、パソコンで e-Rad にログインし、本事業への応募情報を入力（e-Rad 入力シートの記載事項を e-Rad システムの各入力項目のフレーム内にペースト）して下さい。

応募情報を入力後、応募書類（研究実施計画）を e-Rad にアップロード（応募書類（研究実施計画）を PDF ファイル化して e-Rad システムに登録）して下さい（ただし、e-Rad 入力シートはアップロードする必要はありません。）。

- ・ 応募書類（研究実施計画）（アップロードファイル）は「Word」、「一太郎」、「PDF」のいずれかの形式にて作成して下さい。「Word」、「一太郎」、「PDF」のバージョンについては、ポータルサイトを参照して下さい。
- ・ 応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変

換されません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトの操作方法を参照して下さい。

- ・アップロードできるファイルの最大容量は、3 Mbyte です。
- ・作成した応募書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換されます。
- ・外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認して下さい。利用可能な文字については、ポータルサイトを参照して下さい。

また、研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正することは可能ですが、所属研究機関から農林水産省へ提出された時点で修正することができなくなりますので、ご注意下さい（修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡して下さい。）。

なお、研究総括者が提出された応募情報は、下記(5)によって研究総括者の所属研究機関の事務代表者が承認しなければ、農林水産省へは提出されません。

(5) 応募情報の承認〔研究総括者の所属研究機関（中核機関）の事務代表者が行う作業〕

中核機関の事務代表者（研究総括者が事務代表者となっている場合は研究総括者）は、e-Rad にログインして応募情報の内容を確認した上で、「承認」、「修正依頼」又は「却下」を選択して確定して下さい。なお、承認する際には、研究総括者が作成した応募書類（上記(3)で作成された書類）に不備がないことも確認して下さい（事務代表者が行う「承認」の処理は、中核機関の長が行う決裁行為に代わりうるものです。）。

応募締切期日までに研究機関の事務代表者が「承認」の処理を行うと、e-Rad の「受付状況一覧画面」における応募情報の状態が「配分機関受付中」になります。なお、応募締切期限までに「配分機関受付中」にならなかった場合、当該応募は無効となります。

〔 事務代表者が「承認」の処理を行わない場合、応募情報の状態が「配分機関受付中」になりませんので、事務代表者は忘れずに承認の処理を行って下さい。 〕

(6) 提案受理の確認

農林水産省において提案が受理されると、e-Rad の「受付状況一覧」画面の応募状況が「配分機関処理中」に更新されます。その後、農林水産省で受理作業を行います。なお、受理に関して、文書又はメールでの通知は行いませんので、e-Rad の応募情報の状態が「配分機関処理中」又は「受理」になっていることを必ず確認して下さい。

4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れ

【所属研究機関及び研究者情報の登録】

－研究機関に所属する研究者の場合－

①研究機関の登録申請手続き

- ・ e-Rad からダウンロードした所属研究機関登録申請書等の様式
- ・ 必要書類に必要事項を記載の上、下記の送付先に郵送

② e-Rad にログイン

- ・ e-Rad システム運用担当からメールで送られた電子証明書をインストール、郵送で届いた情報通知書（事務代表者のログイン ID、パスワード）を使用しログイン

③所属研究機関の基本設定

- ・ 部局コードの設定等、所属研究機関の基本情報の設定（④事務分担者の設定（事務分担者を置く場合））
- ・ e-Rad で事務分担者を登録、事務分担者の情報通知書を発行、ログイン情報通知書と電子証明書を事務分担者に配布

⑤研究者の登録

- ・ 機関に所属している研究者を登録

【研究者（個人）情報の登録】

－農林漁業者のように機関に所属しない研究者（個人）の場合－

①研究者の登録申請手続き

- ・ e-Rad からダウンロードした研究者番号発行依頼書・必要書類に必要事項を記載の上、下記の送付先に郵送

②システム運用担当がシステムに登録

③ログイン情報通知書の郵送

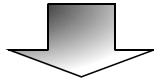
- ・ システムのログイン ID、初期パスワード、研究者番号の郵送

（上記の作業について、既に登録済みの場合は、再度登録する必要はありません）

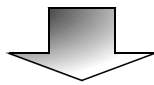
（送付先）〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）運用担当

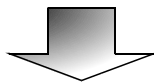
農林水産省のホームページから応募書類(研究実施計画)、e-Rad 入力シート等をダウンロード、研究課題について応募書類(研究実施計画)、e-Rad 入力シートを作成



研究総括者がポータルサイトから e-Rad システムにアクセス
<http://www.e-rad.go.jp/>



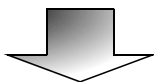
e-Rad システムに必要事項 (e-Rad 入力シート記載事項) を入力
(e-Rad のフレーム内にペースト) の上、応募書類 (研究実施計画)
をアップロード
(応募締切期限：平成22年 2 月 19 日 (金) 午後3:00 (厳守))
※定刻になると一切入力が行えないので注意して下さい。



所属研究機関 (中核機関) を経由で提出
(事務代表者が必ず「承認」の処理を行って下さい)
(状態：「承認」)



(状態：「配分機関受付中」)



農林水産省が受理
(状態：「配分機関処理中」又は「受理」)

※応募書類 (研究実施計画) アップロード後は、e-Radにて受理状況が確認できます。

5 e-Rad の使用にあたっての留意事項

(1) e-Rad の利用可能時間帯

(月～金曜日) 午前 6 : 0 0 ～翌午前 2 : 0 0 まで

(土曜日) 午後 0 : 0 0 ～翌午前 2 : 0 0 まで

(日曜日) 午後 6 : 0 0 ～翌午前 2 : 0 0 まで

なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても、保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

(2) 個人情報の取り扱い

応募情報に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他省庁等が所管する研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供も含む。）するほか、e-Rad を経由して内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

直接経費に計上できる費目について

直接経費に計上できるものは下記のとおりですが、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限りします。

費 目	説 明
A 人件費	研究開発に直接従事する研究機関（中核機関または共同機関のことをいいます。）に所属する研究員で研究分担者一覧に記載のある者、研究開発を行うため研究機関において臨時に雇用する研究員、研究推進に係るコーディネートを行う者（以下、「研究員等」といいます。）の給与、諸手当及び社会保険料事業主負担分を計上できます。 ただし、国及び地方公共団体からのからの交付金等で職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む）については、職員分の人件費の計上はできません。なお、研究推進に係るコーディネートを行う者の給与等については、中核機関のみ計上可能です。ただし、Fの研究推進業務費を計上する場合は、計上できません。また、研究管理運営機関の場合、契約手続きなどを行う事務的職員の人件費は計上できません。 なお、特に人件費の単価等は定めていませんので、所属（または雇用）する研究機関の規程等に基づき計上して下さい。その際、福利厚生費に係る諸手当（食事手当など）は除きます。 本委託事業を含む複数の外部資金等から、研究員等に人件費を支払うことを予定している場合は、本委託事業に直接従事する予定時間数により算出することになります（実際に支出する場合は、作業日誌等により十分な勤務管理を行っていただく必要があります）。
B 謝金	研究推進会議の外部アドバイザーに対する出席謝金や、共同研究グループ以外の者に依頼する研究協力謝金など、本委託事業の遂行のために専門知識の提供等で協力を得た者に対する謝金を計上できます。単価については研究機関の規程等に基づき、業務内容に応じて計上して下さい。
C 研究員旅費	研究員等が、研究推進のために行う調査、連絡等に必要となる国内出張に係る経費を計上できます。なお、外国旅費については研究計画上においてその必要性が認められる場合に限り計上が可能です。旅費は原則として研究機関の旅費規程等に基づいた交通費、宿泊費及び日当とします。
D 委員旅費	研究推進会議の外部アドバイザーに対する出席旅費や、共同研究グループ以外の者に依頼する研究協力の際に要する旅費など、本委託事業の遂行のために専門知識の提供等で協力を得る際に要する旅費を計上できます。原則として研究機関の旅費規程等に基づいた交通費、宿泊費及び日当とします。

E 試験研究費	
賃 金	研究の補助業務などの単純労務に服する者に対する賃金、諸手当及び社会保険料事業主負担分を計上できます。 なお、特に賃金の単価等は定めていませんので、雇用する研究機関の規程等に基づき計上して下さい。その際、福利厚生費に係る諸手当（食事手当など）は除きます。 本委託事業を含む複数の外部資金等から、賃金を支払うことを予定している場合は、本委託事業に直接従事する予定時間数により算出することになります（実際に支出する場合は、作業日誌等により十分な勤務管理を行っていただく必要があります）。
機械・備品費	専ら本委託事業で使用するもので、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が3万円以上の物品の購入経費を計上できます。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計測機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品の購入経費を計上できます。 また、リース等で経費を抑えられる場合は、経済性の観点から可能な限りリース等で対応して下さい（リース等の場合、当該経費は雑役務費に計上して下さい。）。 なお、本来機関で備えるべき机、椅子、書庫等の什器、パーソナルコンピュータ本体又は周辺機器（研究用機械に付随するものは除く。）などの汎用性の高い事務機器、建物や構築物の取得は対象となりません。 なお、委託契約の際、当項目に計上の無い機械・備品の購入は原則認められませんので、漏れの無いよう、詳細に計画を立てた上で計上して下さい。 また、当該機関が本来営む業務を実施するために整備した機器を本委託事業に使用した場合において、その機器が破損もしくは劣化等で使用不能となっても、当経費での機器の更新は認められません。
消耗品費	試験研究用の試薬、材料、飼料、市販のコンピュータソフトウェア等、機械・備品費に該当しない物品を計上できます。なお、事務用品など直接研究材料とならないものや、汎用性の高い消耗品については、特に本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに研究推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できる場合に限りします。 また、研究施設等の燃料（灯油、重油等）費も計上できますが、この場合も、特に研究推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限りします。
印刷製本費	成果報告書、資料等の印刷、製本、資料のコピー代等研究に必要な資料を作成するための経費を計上できます。

雑役務費	以下のような経費が計上できます。 ・研究推進に当たって直接必要となる物品の加工・試作費。 ・研究推進に当たって直接必要となる物品及び施設等の借料及び損料。圃場借料。 ・研究施設等や研究機器等の電気、ガス、水道料。ただし、研究推進に直接必要であることが、経理的に明確に区分できるものに限りです。 ・単純な試料分析の外注費。 ・当研究の成果を発表する場合における学会参加費（単なる情報収集のための学会参加費は認められません）。 ・派遣会社を通じたポストク等確保のための研究員経費。 ・研究試料の運搬費。
F 研究推進業務費	中核機関の役割のうち、コーディネート業務など一部を共同機関グループ以外の機関に委託する場合における経費を計上できます。中核機関のみ計上可能です。

その他留意事項

1. 試作品の製作・加工する場合において、研究機関で資材を購入し自ら製作・加工する場合の資材購入費は消耗品費として、他者に設計図を示して製作・加工する場合は雑役務費に計上します。
2. 試作品は目的を達成した時点で、原則全て廃棄となります。なお、研究期間内において廃棄処理が完了する場合は、雑役務費に撤去費を計上できます。
3. 研究領域設定型研究にあっては、研究開発と一体で行う小規模な実証（又は製造）試験のための機械・備品費及び試作品作成に必要な経費の計上、現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究にあっては、実用規模での実証（又は製造）試験のための機械・備品費及び試作品作成に必要な経費の計上を対象とします。

平成22年度

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

応募書類（研究実施計画）

（このページは提出の必要はありません。）

提案区分表

(このページは提出の必要はありません。)

〈記載上の留意事項〉

本表は、「様式 1（研究課題総括表）」の「提案区分」を記載する際に必要となる番号、名称を示したものです。

以下に従い、該当する区分番号、研究区分名（研究領域設定型研究にあつては、研究領域番号、研究領域名）を記載して下さい。

区分番号	研究区分名	研究領域番号	研究領域名
1	研究領域設定型研究	(1)	競争力強化のための生産システムの改善
		(2)	新たな可能性を引き出す新需要の創造
		(3)	地域農林水産資源の再生と生態系保全
		(4)	食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大
		(5)	温室効果ガス排出削減のための省エネルギー・新エネルギー対策
2	現場実証支援型研究	空欄	空欄
3	機関連携強化型研究	空欄	空欄
4	緊急対応型調査研究	空欄	空欄

[illegible]

様式 2 （研究課題概要図）（A4用紙1枚以内）

課 題 名	
-------	--

様式3（研究課題内容）

課 題 名			
中核機関名 (研究管理運営機関名)		研究総括者名	

（必要性について）

1. 研究目的

（1）科学的・技術的観点からの研究目的

（2）社会的・経済的観点からの研究目的

2. 事業の趣旨及び行政施策等との関係について

（1）研究領域等との関係について（研究領域設定型研究及び緊急対応型調査研究の場合のみ記載）

①対応する研究領域名：

②研究領域等との関係

（2）農林水産研究基本計画の重点目標の達成への貢献（現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究の場合は必ず記載すること）

①本研究が貢献する重点目標の該当項目

②重点目標の達成への貢献

（3）その他行政施策等との関係について（現場実証支援型研究及び機関連携強化型研究で該当する場合は記載すること）

以下に示す施策・計画等との関係について記載

① 農商工連携等の府省連携の推進に係る取組の概要及び研究の位置付け

② 地域再生計画（地域の知の拠点再生プログラム又は地域の産業活性化プログラム（地方公共団体等が作成する地域再生計画）の概要及び研究の位置付け

③ 地域における産学官連携への取組の概要及び研究の位置付け

④ 上記①～③のほか、地域における行政施策への取組等の概要及び研究の位置付け

・ 計画又は取組の名称

・ 計画又は取組の概要

・ 計画又は取組における研究の位置付け等

・ 特記事項

（効率性について）

3. 本研究課題に関連する既往の研究成果

（1）研究成果の概要

（2）（1）に関連して活用した研究制度等

・ 研究制度名： ()

・ 研究課題名：

・ 研究実施期間（西暦）： 年度～ 年度 () 年間

・ 研究費総額： 千円

（3）先行特許等（本研究と関連する特許権等を既に出願、取得している場合、その概要を記載）

（4）参画機関の知的財産への取組状況（知的財産に係る体制、知的財産ポリシーの作成、研究成果に関する共同研究グループの知的財産管理の方針、その他取組について記載）

4. 研究計画・方法等

(1) 研究課題の構成及び年次計画

研究項目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
所要経費（千円）	千円	千円	千円	千円	千円

[研究計画が3年を超える理由]（研究計画が4年以上のものは必ず記載）

[研究費（単年度当たり）の額が大規模になる理由]（研究領域設定型研究にあつては3千5百万円超、現場実証支援型研究にあつては2千万円超となる場合は必ず記載）

(2) 研究課題及び研究項目ごとの研究費見込額

研 究 項 目	研 究 機 関	所要経費(千円) (2010年度)
ア. ○○における△△の確立 ①・・・・・・の解析 ②・・・・・・の開発 ③・・・・・・の試作	○○大学 ○○試験場 ○○研究所	○○, ○○○ ○, ○○○ ○, ○○○ ○, ○○○
イ. ○○における△△の確立 ① ② ③		○○, ○○○ ○, ○○○ ○, ○○○ ○, ○○○
○. 研究管理の運営	○○管理運営機関	○○, ○○○
参画機関別の所要経費の合計額	○○大学 ○○試験場 ○○研究所 ○○管理運営機関	(千円) ○○, ○○○ ○○, ○○○ ○○, ○○○ ○○, ○○○

(注) 1 小課題 (最小単位の課題) は、原則として 1 機関で分担する体制として下さい。

(3) 研究課題及び研究項目ごとの研究内容

(4) 研究成果により期待されるマクロ的な経済効果 (研究開発費を投資することによる経済的な効果を可能な限り定量的に記載する)

5. 共同研究体制

(1) 研究課題について、研究グループとしての地域での活動状況

(2) 参画機関 (中核機関又は研究管理運営機関及び共同機関) の役割分担

(3) 参画機関の概要

中核機関名 (研究管理運営機関名)			
研究管理運営 責任者 (研究管理運営を専門 に行う機関が研究管 理運営機関となる場 合のみ記載。)	氏 名 : 所属部署 : 勤務先 : 〒 住所 電話番号 : FAX 番号 : E-mail アドレス :		
経理事務 担当者	氏 名 : 所属部署 : 勤務先 : 〒 住所 電話番号 : FAX 番号 : E-mail アドレス : (都道府県が中核機関の場合) 予算措置見込 (委託契約締結時期見込 : 月)		
業務概要			
資本金	(千円)	従業員数	(人)

共同機関名			
代表者名			
所在地	〒 住所 : 電話番号 :		
業務概要			
資本金	(千円)	従業員数	(人)

(注1) 電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスは半角文字で記載すること。

(注2) 共同機関が複数ある場合は、様式を追加の上、すべて記載すること。

(4) 研究分担者一覧

研 究 項 目	研究者氏名	所属機関・部署・役職名	エフ ォ ー ト (%)

(◎研究総括者、○中課題責任者、△小課題責任者)

(注) 共同機関については、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、課題構成と参画機関の役割分担を明確にするとともに、参画機関数は過度に多くならないように配慮すること。
また、1小課題（最小単位の課題）は、原則として1機関で分担する体制とすること。

(5) 研究者情報

研究総括者の経歴等（研究総括者のみ記載）

研究総括者名	
最 終 学 歴	
学 位	
主 な 職 歴 と 研 究 内 容	

主な研究論文、著書及び特許の取得（研究総括者・研究分担者すべての者において記載）

氏 名	学位	主な研究論文・著書・特許（近年の重要なものを各自5件以内）
(研究総括者)		〈論文〉 〈著書〉 〈特許〉
(研究分担者1)		〈論文〉 〈著書〉 〈特許〉
(研究分担者2)		〈論文〉 〈著書〉 〈特許〉
(研究分担者3)		〈論文〉 〈著書〉 〈特許〉
(研究分担者4)		〈論文〉 〈著書〉 〈特許〉
(研究分担者5)		〈論文〉 〈著書〉 〈特許〉

(◎は提案課題との関連があるもの)

(注) 著者（共著者）に本人及び研究分担者が含まれる場合は名前にアンダーラインを付すこと

6. 研究費の見込額一覧

中核機関：

(1) 各年度別経費内訳（単位：千円）

委託費の内訳		所要額（千円）				
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
①直接経費	人 件 費					
	謝 金					
	研究員等旅費					
	委 員 旅 費					
	試 験	賃 金				
		機械・備品費				
	研 究	消 耗 品 費				
		雑 役 務 費				
	費	印刷製本費				
	a 小 計					
	b 研究推進業務費					
	c 計（a + b）					
②間接経費 （c × 10%以上、a × 30%以下）						
③試験研究調査委託費						
合計（①+②+③）						

（注1）本項目の試験研究調査委託費の金額と、参画する全ての共同機関の研究経費総額（直接経費・間接経費）を合計した金額とが一致すること。間接経費については、直接経費の10%に相当する額以上を必ず計上することとし、研究推進業務費を除く直接経費の30%に相当する額を上限とすること。

なお、機関連携強化型研究にあっては、研究推進業務費を除く直接経費の35%に相当する額を上限とすること。

（注2）消費税課税対象機関にあっては、各費目は消費税込みの額とすること。なお、非課税・不課税取引である費目（賃金、人件費及び謝金のうち課税取引以外のもの）については、5%を乗じた額を加算した額を所要額とすること。

（注3）研究を実施する研究管理運営機関の場合は、「中核機関：」を「中核機関（研究管理運営機関）：」と修正の上、記載すること。なお、この場合「b 研究推進業務費」は計上できないので注意すること。

（注4）公益法人が中核機関となる場合は、政府全体の公益法人改革の方針に基づき、共同機関への委託費（試験研究調査委託費）の総額を研究費総額の5割未満とすること。

※研究推進業務費を計上する場合は、下記の表を作成すること。

研究推進業務費の内訳		所要額（千円）				
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
①直接経費	人 件 費					
	謝 金					
	旅 費					
	委 員 旅 費					
	事 業 費	賃 金				
		消 耗 品 費				
		雑 役 務 費				
		印刷製本費				
	計					
②一般管理費（①×10%以内）						
合計（①＋②）						

※研究を実施しない研究管理運営機関の場合は、中核機関の表に代えて下記の表を作成すること。

研究管理運営機関：

(1) 各年度別経費内訳（単位：千円）

委託費の内訳		所要額（千円）				
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
①直接経費	人 件 費					
	謝 金					
	研究員等旅費					
	委 員 旅 費					
	試 賃 金					
	験 機械・備品費					
	研 消耗品費					
	究 雑 役 務 費					
	費 印刷製本費					
	計					
②一般管理費（①×10%以内）						
③試験研究調査委託費						
合計（①＋②＋③）						

（注1）本項目の試験研究調査委託費の金額と、参画する全ての共同機関の研究経費総額（直接経費・間接経費）を合計した金額とが一致すること。一般管理費については、直接経費の10%に相当する額を上限とすること。

（注2）消費税課税対象機関にあっては、各費目は消費税込みの額とすること。なお、非課税・不課税取引である費目（賃金、人件費及び謝金のうち課税取引以外のもの）については、5%を乗じた額を加算した額を所要額とすること。

（注3）公益法人が中核機関となる場合は、政府全体の公益法人改革の方針に基づき、共同機関への委託費（試験研究調査委託費）の総額を研究費総額の5割未満とすること。

(2) 機械・備品費の内訳 (単位：千円)

品名・仕様	数量	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署

(注) 原則、機械・備品費は初年度に計上すること。

(3) 雑役務費の内訳 (単位：千円)

件名・仕様	数量	単価	金額	使用目的及び必要性

共同機関：

(1) 各年度別経費内訳 (単位：千円)

委託費の内訳		所要額 (千円)				
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
①直接経費	人 件 費					
	謝 金					
	研究員等旅費					
	委 員 旅 費					
	試 賃 金					
	験 機械・備品費					
	研 消耗品費					
	究 雑 役 務 費					
	費 印刷製本費					
	計					
②間接経費						
合計 (①+②)						

(注1) 間接経費については、直接経費の10%に相当する額以上を必ず計上することとし、直接経費の30%を上限とすること。

なお、機関連携強化型研究にあっては、研究推進業務費を除く直接経費の35%に相当する額を上限とすること。

(注2) 消費税課税対象機関にあっては、各費目は消費税込みの額とすること。なお、非課税・不課税取引である費目（賃金、人件費及び謝金のうち課税取引以外のもの）については、5%を乗じた額を加算した額を所要額とすること。

(2) 機械・備品費の内訳 (単位: 千円)

品名・仕様	数量	単価	金額	使用目的及び必要性	設置部署

(注) 原則、機械・備品費は初年度に計上すること。

(3) 雑役務費の内訳 (単位: 千円)

件名・仕様	数量	単価	金額	使用目的及び必要性

(注) 共同機関が複数ある場合は、上記(1)から(3)の様式を追加の上、すべて記載すること。

(有効性について)

7. 目標とする成果

(1) 技術開発の目標 (数値目標を可能な限り記載する)

(2) 当該技術の現場への導入・普及により目指す効果 (生産性 (能率、コスト等) や精度等に係る効果を可能な限り定量的に記載する)

(3) 当該技術の現場への適応可能性を確認するための取組み

8. 期待される効果 (他の地域、異分野、政策等への波及効果及び新産業の創出可能性も含め、可能な限り数値を用いて記載する)

(その他)

9. 他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況

(1) 他の競争的資金制度及びプロジェクト研究に関する委託・助成の実績の有無 有・無

(2) 他の競争的資金制度等への申請の有無 有・無

(3) ((1)及び(2)において該当がある場合) 研究の内容

①研究制度名:

②研究課題名:

③研究実施期間:

④研究費総額:

⑤エフォート:

⑥これまでの研究成果((1)において該当がある場合のみ記載):

様式 4 （研究管理運営機関を活用する理由書）

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇都道府県財政担当部長

担当者の連絡先	
担当者氏名	
所 属 部 署	
役 職	
電 話 番 号	
E-mail アドレス	

（注）課題が採択された場合、都道府県財政担当部長の公印を押印したものを速やかに提出していただきます。

様式 5（経理事務体制について）

1. 区分経理処理が行える会計の仕組みについて （どちらかに○を付して下さい。）

- ・ 現在整備出来ている
- ・ 現在整備出来ていない

内容（現在整備出来ていない機関にあつては、整備予定時期も記載のこと）

2. 経理執行体制について

（1）現在の経理体制・職務内容

（2）内部牽制について

研究連携協定のイメージ① (集約化を行う場合)

A県（以下「甲」という。）、B県（以下「乙」という。）及びC県（以下「丙」という。）は、〇〇に関する研究を効率的に推進することが地域の共通の課題であることに鑑み、研究資源の利用効率を共同して向上させ、当該研究を効率的かつ効果的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

(対象研究分野)

第 条 本協定が対象とする研究分野は、〇〇に関する研究とする。

(研究資源の集約化)

第 条 〇〇に関する研究については甲のA試験場が担う。乙及び丙は〇〇に関する研究者をA試験場に派遣するとともに、〇〇に関する研究機材をA試験場に移転する。

2 甲、乙及び丙は、乙における〇〇に関する研究の実施に必要な費用を分担して支出する。詳細については別途定めることとする。

3 本協定の発効後1年以内に、本協定に基づく体制に移行する。

(成果の取扱い)

第 条 本協定が対象とする研究分野におけるA試験場の研究成果に起因する特許等に係る知的財産権の帰属については、甲、乙及び丙が協議の上決定することとする。

2 甲、乙及び丙は、研究成果の利用及び研究成果に起因する知的財産権の実施許諾に当たっては、甲、乙及び丙の関係者に対し、差別的な対応をしてはならない。

3 甲は、〇〇に関する研究の成果を乙又は丙以外の第三者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、事前に乙及び丙の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第 条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取り組みの結果知り得た秘密を甲、乙及び丙以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第 条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の〇ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出がない場合は、さらに〇年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第 条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

研究連携協定のイメージ② (共有化を行う場合)

A県A試験場（以下「甲」という。）、B県B試験場（以下「乙」という。）及びC県C試験場（以下「丙」という。）は、〇〇に関する研究を効率的に推進することが地域の共通の課題であることに鑑み、研究資源の利用効率を共同して向上させ、当該研究を効率的かつ効果的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

(対象研究分野)

第 条 本協定が対象とする研究分野は、〇〇に関する研究とする。

(研究資源の共有化)

第 条 甲、乙及び丙は、〇〇の研究に関する具体的な共同研究計画を共同で策定するとともに、当該計画に基づく研究の進行管理を共同で行うこととする。

2 甲、乙及び丙は、〇〇に関する研究の遂行に必要なデータ、参考資料その他の情報を相互に開示することとする。但し、第三者との契約により秘密保持義務を負っているものはこの限りではない。

3 甲、乙及び丙は、2の相互開示を即座に行うことができる電子的システムを構築することとする。

4 第1項の具体的な共同研究計画の策定及び第3項の電子的システムの構築については、本協定の発効後1年以内に行うこととする。当該計画の下での研究及び当該システムの利用の開始も同様とする。

(知的財産権の取扱い)

第 条 本協定が対象とする研究分野における研究成果に起因する特許等に係る知的財産権の帰属については、甲、乙及び丙が共有する。

2 甲、乙及び丙は、研究成果の利用及び研究成果に起因する知的財産権の実施許諾に当たっては、A、B及びC県の関係者に対し、差別的な対応をしてはならない。

3 甲、乙及び丙は、〇〇に関する研究の成果を第三者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、事前に相手方の同意を得るものとする。

(秘密保持)

第 条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取り組みの結果知り得た秘密を甲、乙及び丙以外の者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第 条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は〇年〇月〇日までとする。ただし、有効期間満了の〇ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出がない場合は、さらに〇年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第 条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

研究連携協定のイメージ③ (重点化及び大学との連携を行う場合)

A県A試験場（以下「甲」という。）、B県B試験場（以下「乙」という。）及びC県C試験場（以下「丙」という。）は、〇〇、△△及び□□に関する研究を効率的に推進することが地域の共通の課題であることに鑑み、研究資源の利用効率を共同して向上させ、当該研究を効率的かつ効果的に推進するため、次のとおり協定を締結する。

また、甲及びD大学（以下「丁」という。）は、〇〇に関する丁の研究能力を地域の課題解決のためにより有効に活用することが重要であることに鑑み、〇〇に関する研究を連携して行うため、次のとおり協定を締結する。

第1章 役割分担

（対象機関）

第 条 本章の対象機関は、甲、乙及び丙とする。

（対象研究分野）

第 条 本章が対象とする研究分野は以下のとおりとする。

- 一 〇〇に関する研究
- 二 △△に関する研究
- 三 □□に関する研究

（研究資源の重点化）

第 条 本章が対象とする研究分野に係る全ての研究資源を、甲は〇〇に、乙は△△に、丙は□□に関する研究分野に集約する。

（成果の取扱い）

第 条 本章が対象とする研究分野における各試験場の研究成果に起因する特許等に係る知的財産権は、各試験場が所有する。

- 2 甲、乙及び丙は、研究成果の利用及び研究成果に起因する知的財産権の実施許諾に当たっては、A、B及びC県の関係者に対し、差別的な対応をしてはならない。

（秘密保持）

第 条 甲、乙及び丙は、本章に基づく取り組みの結果知り得た秘密を甲、乙及び丙以外の者に漏らしてはならない。

第2章 連携研究

（対象機関）

第 条 本章の対象機関は、甲及び丁とする。

（対象研究分野）

第 条 本章が対象とする研究分野は〇〇に関する研究とする。

（研究計画等）

第 条 甲及び丁は、連携して行う研究の計画策定及び当該計画に基づく研究の進行管理を共同で行うこととする。

(秘密保持)

第 条 甲及び丁は、本章に基づく取り組みの結果知り得た秘密を甲及び丁以外の者に漏らしてはならない。

第3章 共通事項

(対象機関)

第 条 本章の対象機関は、甲、乙、丙及び丁とする。

(有効期間)

第 条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は○年○月○日までとする。ただし、有効期間満了の○ヶ月前までに甲、乙、丙又は丁のいずれからも申し出がない場合は、さらに○年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第 条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印の上、各自その1通を保有する。

(本様式は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)へのデータ入力を簡便にするものです。e-Radへデータを入力する前に必ず作成してください。)

記載例

あらかじめ記入しておいた応募書類ファイル(Word、一太郎又はPDF)を選択して、e-Rad上にアップロードして下さい。

(別添1)主分野・副分野一覧表

応募課題の主分野、副分野として最も適合するキーワードを選択して研究分野コード(4桁)を記載して下さい。

研究分野 コード	重点研究分野	研究区分及び戦略重点科学 技術との対応	研究分野 コード	重点研究分野	研究区分及び戦略重点科学 技術との対応
0101	ライフサイエンス	ゲノム	0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0102	ライフサイエンス	医学・医療	0502	エネルギー	原子力エネルギー
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術	0503	エネルギー	自然エネルギー
0104	ライフサイエンス	脳科学	0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0106	ライフサイエンス	環境・生態	0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0107	ライフサイエンス	物質生産	0589	エネルギー	共通基礎研究
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究	0599	エネルギー	その他
0199	ライフサイエンス	その他	0601	製造技術	高精度技術
0201	情報通信	高速ネットワーク	0602	製造技術	精密部品加工
0202	情報通信	セキュリティ	0603	製造技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0203	情報通信	サービス・アプリケーション	0604	製造技術	環境負荷最小化
0204	情報通信	家電ネットワーク	0605	製造技術	品質管理・製造現場安全確保
0205	情報通信	高速コンピューティング	0606	製造技術	先進的ものづくり
0206	情報通信	シミュレーション	0607	製造技術	医療・福祉機器
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置	0608	製造技術	アセンブリープロセス
0208	情報通信	入出力 (注)	0609	製造技術	システム
0209	情報通信	認識・意味理解	0689	製造技術	共通基礎研究
0210	情報通信	センサ	0699	製造技術	その他
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0212	情報通信	ソフトウェア	0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0213	情報通信	デバイス	0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0289	情報通信	共通基礎研究	0704	社会基盤	事故対策技術
0299	情報通信	その他	0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0301	環境	地球環境	0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0302	環境	地域環境	0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0303	環境	環境リスク	0722	社会基盤	広域地域研究
0304	環境	循環型社会システム	0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0305	環境	生物多様性	0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0389	環境	共通基礎研究	0725	社会基盤	バリアフリー
0399	環境	その他	0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)	0789	社会基盤	共通基礎研究
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)	0799	社会基盤	その他
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	0801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
0404	ナノテク・材料	ナノ医療	0802	フロンティア	宇宙開発利用
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	0821	フロンティア	海洋科学
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	0822	フロンティア	海洋開発
0407	ナノテク・材料	表面・界面	0889	フロンティア	共通基礎研究
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準	0899	フロンティア	その他
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	0900	人文・社会	
0410	ナノテク・材料	基礎物性	1000	自然科学一般	
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション			
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究			
0499	ナノテク・材料	その他			

(注) 研究区分番号0208の入出力とは、情報通信システムの入出力を容易にする技術をいう。ただし、研究区分番号0209から0211までに該当するものを除く。

(別添2)キーワード一覧表

研究キーワードとして最も適合するものを選択してコード(3桁)を記載して下さい。

コード	キーワード	コード	キーワード	コード	キーワード	コード	キーワード
001	遺伝子	071	低消費電力・高エネルギー密度	141	コージェネレーション	211	コスト削減
002	ゲノム	072	ディスプレイ	142	メタンハイドレート	212	環境対応
003	蛋白質	073	リモートセンシング	143	バイオマス	213	建設機械
004	糖	074	モニタリング(リモートセンシング以外)	144	天然ガス	214	建設マネジメント
005	脂質	075	大気現象	145	省エネルギー	215	国際協力
006	核酸	076	気候変動	146	新エネルギー	216	国際貢献
007	細胞・組織	077	水圏現象	147	エネルギー効率化	217	地理情報システム(GIS)
008	生体分子	078	土壌圏現象	148	二酸化炭素排出削減	218	交通事故
009	生体機能利用	079	生物圏現象	149	地球温暖化ガス排出削減	219	物流
010	発生・分化	080	環境質定量化・予測	150	燃料電池	220	次世代交通システム
011	脳・神経	081	環境変動	151	水素	221	高度道路交通システム(ITS)
012	動物	082	有害化学物質	152	電気自動車	222	走行支援道路システム(AHS)
013	植物	083	廃棄物処理	153	LNG車	223	交通需要マネジメント
014	微生物	084	廃棄物再資源化	154	ハイブリッド車	224	バリアフリー
015	ウイルス	085	大気汚染防止・浄化	155	超精密計測	225	ユニバーサルデザイン
016	行動学	086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	156	光源技術	226	輸送機器
017	進化	087	環境分析	157	精密研磨	227	電子航法
018	情報工学	088	公害防止・対策	158	プラズマ加工	228	管制
019	プロテオーム	089	生態系修復・整備	159	マイクロマシン	229	ロケット
020	トランスレーショナルリサーチ	090	環境調和型農林水産	160	精密部品加工	230	人工衛星
021	移植・再生医療	091	環境調和型都市基盤整備・建築	161	高速プロトタイピング	231	再使用型輸送系
022	医療・福祉	092	自然共生	162	超精密金型転写	232	宇宙インフラ
023	再生医学	093	政策研究	163	射出成型	233	宇宙環境利用
024	食品	094	磁気記録	164	高速組立成型	234	衛星通信・放送
025	農林水産物	095	半導体超微細化	165	高速伝送回路設計	235	衛星測位
026	組換え食品	096	超高速情報処理	166	微細接続	236	国際宇宙ステーション(ISS)
027	バイオテクノロジー	097	原子分子処理	167	-	237	地球観測
028	痴呆	098	走査プローブ顕微鏡(STM, AFM, STS, SNOM, 他)	168	ヒューマンセンタード生産	238	惑星探査
029	癌	099	量子ドット	169	複数企業共同生産システム	239	天文
030	糖尿病	100	量子細線	170	品質管理システム	240	宇宙科学
031	循環器・高血圧	101	量子井戸	171	低エントロピー化指向製造システム	241	上空利用
032	アレルギー・ぜんそく	102	超格子	172	地球変動予測	242	海洋科学
033	感染症	103	分子機械	173	地震	243	海洋開発
034	脳神経疾患	104	ナノマシン	174	火山	244	海洋微生物
035	老化	105	トンネル現象	175	津波	245	海洋探査
036	薬剤反応性	106	量子コンピュータ	176	土砂災害	246	海洋利用
037	バイオ関連機器	107	DNAコンピュータ	177	集中豪雨	247	海洋保全
038	フォトニックネットワーク	108	スピンエレクトロニクス	178	高潮	248	海洋資源
039	先端の通信	109	強相関エレクトロニクス	179	洪水	249	深海環境
040	有線アクセス	110	ナノチューブ・フラーレン	180	火災	250	海洋生態
041	インターネット高度化	111	量子閉じ込め	181	自然災害	251	大陸棚
042	移動体通信	112	自己組織化	182	自然現象観測・予測	252	極地
043	衛星利用ネットワーク	113	分子認識	183	耐震	253	哲学
044	暗号・認証等	114	少数電子素子	184	制震	254	心理学
045	セキュア・ネットワーク	115	高性能レーザー	185	免震	255	社会学
046	高信頼性ネットワーク	116	超伝導材料・素子	186	防災	256	教育学
047	著作権・コンテンツ保護	117	高効率太陽光発電材料・素子	187	防災ロボット	257	文化人類学
048	ハイパフォーマンズ・コンピューティング	118	量子ビーム	188	減災	258	史学
049	ディペンダブル・コンピューティング	119	光スイッチ	189	復旧・復興	259	文学
050	アルゴリズム	120	フォトニック結晶	190	救命	260	法学
051	モデル化	121	微小共振器	191	消防	261	経済学
052	可視化	122	テラヘルツ/赤外材料・素子	192	海上安全		
053	解析・評価	123	ナノコンタクト	193	非常時通信		
054	記憶方式	124	超分子化学	194	危機管理		
055	データストレージ	125	MBE、エピタキシャル	195	リアルタイムマネジメント		
056	大規模ファイルシステム	126	1分子計測(SMD)	196	国土開発		
057	マルチモーダルインターフェース	127	光ピンセット	197	国土整備		
058	画像・文章・音声等認識	128	(分子)モーター	198	国土保全		
059	多言語処理	129	酵素反応	199	広域地域		
060	自動タブ付け	130	共焦点顕微鏡	200	生活空間		
061	バーチャルリアリティ	131	電子顕微鏡	201	都市整備		
062	エージェント	132	超薄膜	202	過密都市		
063	スマートセンサ情報システム	133	エネルギー全般	203	水資源		
064	ソフトウェア開発効率化・安定化	134	再生可能エネルギー	204	水循環		
065	ディレクトリ・情報検索	135	原子力エネルギー	205	流域圏		
066	コンテンツ・アーカイブ	136	太陽電池	206	水管理		
067	システムオンチップ	137	太陽光発電	207	淡水製造		
068	デバイス設計・製造プロセス	138	風力	208	渇水		
069	高密度実装	139	地熱	209	延命化		
070	先端機能デバイス	140	廃熱利用	210	長寿命化		

(別添3)研究対象・内容/手法キーワード表

1. 応募課題の研究対象として最も適合するキーワードを、A研究対象に属するキーワードから1～2つ選択してコード(4桁)を記載して下さい。

A研究対象	分類 番号	研究対象カ テゴリ	コード	キーワード	備		考	
	101	食用作物	1011	イネ				
			1012	ムギ類				
			1013	豆類				
			1014	イモ類				
			1015	雑穀				
	102	工芸作物	1021	茶				
			1022	イグサ				
			1023	タバコ				
			1024	製糖用作物	サトウキビ	テンサイ		
			1025	油糧作物	ナタネ	ベニバナ	ヒマワリ	
	103	園芸作物	1031	野菜	果菜	葉菜	根菜	花菜 廃棄野菜
			1032	果樹	落葉果樹	常緑果樹	熱帯果樹	
			1033	花き	切り花	鉢花・苗物		
			1034	緑化植物	景観植物	観賞樹・花木	芝	
	104	家畜・家禽	1041	牛	肉牛	乳牛		
			1042	豚				
			1043	鶏	食用鶏	採卵鶏		
			1044	特用家畜	馬	山羊	めん羊	ミツバチ
			1045	人獣共通感染症	ウイルス	細菌	寄生虫	プリオン
	105	飼料	1051	飼料作物	ソルガム	飼料用トウモロコシ	飼料用麦	クワ
			1052	牧草	寒地型牧草	暖地型牧草	マメ科牧草	
	106	森林木・竹	1061	森林・樹木・竹林	針葉樹	広葉樹	モウソウ竹	
	107	木材・竹材	1071	国産材	木質材料	間伐材	林地残材	
	108	きのこ	1081	きのこ類				
	109	水産生物	1091	水産動物	魚類	軟体動物	棘皮動物	甲殻類 海獣
			1092	海藻	海苔	昆布	ひじき	あおさ
			1093	プランクトン				
	110	食品	1101	食品加工	機械的操作	加熱	電磁波利用	加工評価
			1102	保存・流通	殺菌剤	添加物	天然抗菌物質	流通コンテナ 包装資材
			1103	機能性食品	機能性食品素材	抗酸化成分	抗癌成分	ポリフェノール
			1104	発酵食品	伝統的発酵食品	新発酵食品	食品発酵素材	
			1105	分析	分離分析	分光分析・質量分析	熱分析・レオロジー分析	顕微鏡 標準物質

A研究対象	分類 番号	研究対象カ テゴリ	コード	キーワード	備	考
	111	有用生物	1111	有用昆虫	天敵	蚕
			1112	有用微生物	微生物資材	
			1113	有用植物	薬用植物	
	112	農林水産業 有害生物	1121	有害植物	雑草	アレルギー植 物 外来植物
			1122	有害昆虫	害虫	外来昆虫
			1123	有害動物 (鳥獣害)	外来動物	農林業有害動 物
			1124	有害微生物	病原菌	ウイルス・ウイ ロイド 病原細菌 線虫
	113	食品危害 要因	1131	食中毒菌	病原性大腸菌	サルモネラ リステリア カンピロバク ター 黄色ブドウ球菌
			1132	天然物	カビ毒	食物アレルギー 食物アレルギー きのこ毒 シガテラ毒
			1133	化学物質	重金属	残留性有機汚 染物質(POPs) 質 内分泌攪乱物 質
			1134	調理加工生成 物質	アクリルアミド	PAH、フラン トランス型脂肪 酸
	114	生産資材	1141	機械	農業用機械	畜産業用機械 林産業用機械 水産業用機械
			1142	肥料・土壌改良 資材	堆肥	有機質肥料
			1143	農薬		
	115	農村環境	1151	農林水産関連 景観資源	農地	山林 河川 湖沼 海岸
	116	生産基盤 整備	1161	農業用生産施 設	温室・ハウス	植物工場
			1162	農業生産基盤	水田	畑地
			1163	農林水産関連 基盤	農業用排水 路 水路トンネル	農道 農業用ダム パイプライン 頭首工
			1164	畜産業用生産 施設	畜舎	ふん尿処理施 設
			1165	林業用生産施 設		
			1166	水産業用生産 施設	養魚施設	漁船 漁港施設
			1167	水産業生産基 盤	海岸施設	魚礁
	117	バイオマス	1171	資源作物	ナタネ	サトウキビ テンサイ ソルガム
			1172	食品廃棄物	食品残さ	食品加工残さ 廃食用油
			1173	畜産廃棄物	消化液	メタン発酵

2. 応募課題の研究内容・目的もしくは手法として最も適合する単語をB研究内容・目的、あるいはC研究手法に属するキーワードから1～3つ選択して下さい。ただし、少なくとも1つはB研究内容・目的に属するキーワードから選択してコード(4桁)を記載して下さい。

B研究内容・目的	分類番号	研究内容カテゴリ	コード	キーワード	備			考			
分野共通	201	健康管理	2011	人獣共通感染症対策							
			2012	アレルギー対策	アレルゲン低減	アレルギー抑制	消化管免疫				
			2013	食品機能性・食品栄養	抗ストレス・睡眠	がん予防	免疫系制御	老化予防・骨密度維持	虫歯・歯周病予防		
			2014	代謝生理	生理活性物質	生理障害	脂質代謝異常	腸内フローラ			
	202	安全対策	2021	農薬対策	ドリフト対策						
			2022	リスク管理	暴露評価	リスク低減	生産工程管理				
			2023	食品危機管理	異物混入	偽装対策					
	203	環境対応	2031	地球温暖化対応	環境変動						
			2032	環境保全	水圏環境保全	土壌環境保全	大気環境保全	水質保全			
			2033	生態保全	生物多様性						
	204	災害回避	2041	防災	農地保全	海岸保全	治山・砂防	農地地すべり			
			2042	災害対策	耐震設計	風水害対策					
	205	エネルギー確保	2051	代替エネルギー	新エネルギー	自然エネルギー					
			2052	省エネ技術	エネルギー変換システム	未利用エネルギー利用技術	廃熱利用技術				
	206	新需要創造	2061	工学系新素材開発							
			2062	農林水産業系新素材の開発	飼料化						
			2063	食品系新素材・用途開発	食品素材化						
			2064	医薬品系新素材開発							
	210	システム化	2101	装置化・ロボット化	センサ技術	位置制御	自動化				
			2102	計測制御システム	環境計測システム・制御	生長計測・制御システム	生体情報予測・制御システム				
			2103	情報処理システム	精密農業システム	精密栄養管理システム	リモートセンシング	生育予測システム	意思決定支援システム		
			2104	シミュレーション	構造解析	流体解析	植物成長解析	物質移動解析			
	211	経営・経済	2111	経済・経営分析	費用対効果	経営的評価	経営シミュレーション				
			2112	マーケティング分析							

B研究内容・目的	分類番号	研究内容カテゴリ	コード	キーワード	備 考				
農業分野	301	農業形質改善	3011	病害抵抗性・虫害抵抗性					
			3012	環境耐性					
			3013	新形質付与	高品質品種				
			3014	クローン植物利用	増殖法				
	302	農業生産性向上	3021	生産体系改善	低コスト生産	安定生産	高付加価値生産	省エネルギー生産体系	
			3022	省力軽労化					
			3023	環境保全型農業	有機農業	特別栽培	IPM	生物的防除	耕種の防除
			3024	農業生産基盤	ほ場整備	用排水整備	水田汎用化		
			3025	養水分管理	養液栽培	養液土耕	灌水システム		
	303	農作物生育・環境管理	3031	生育開花生理	生育環境	生育調節	開花調節		
			3032	生産力増強	生育促進	生理障害回避			
			3033	土壌管理・肥培管理	土壌理化学性改善	土壌生物性改善	栄養診断		
	304	農作物被害防除	3041	雑草防除・畦畔管理	カバー植物				
			3042	植物病害防除技術	病害診断	病害発生生態	発生予察		
			3043	植物害虫防除技術	害虫発生生態	発生予察			
			3044	鳥獣被害防除技術					
			3045	生産工程管理	GAP	危害要因低減技術			
	305	地域活性化	3051	地域マネジメント	都市農村交流	耕作放棄地対策	限界集落		
			3052	コミュニティ再生	住民参加型ワークショップ				
			3053	地域資源保全	ストックマネジメント	機能診断技術	劣化予測	ライフサイクルコスト	
食品分野	401	食の安全・信頼性確保	4011	検査・評価	異物検出	微生物予測モデル	低コスト危害要因分析技術		
			4012	危害要因の低減	殺菌・除菌・制菌	アレルゲン低減	カビ毒低減	ダイオキシン低減	危害要因発生抑制食品加工技術
			4013	生産流通情報	トレーサビリティ				
			4014	判別	品種判別技術	生産地判別技術	来歴判別技術		
			4015	品質管理	HACCP	オンライン危害要因検出技術	品質管理システム	品質変化予測技術	
	402	品質評価	4021	品質評価	鮮度評価	食感・テクスチャー評価	食味評価	香り評価	標準化技術
			4022	品質保持新技術開発	貯蔵技術	品質保持輸送技術	品質保持包装技術		
	403	食品製造加工	4031	新食品開発	機能性食品	高齢者用食品	発酵食品		
			4032	食品加工新技術開発	高付加価値化技術	品質保持技術	殺菌技術	発酵技術	
	404	食品産業のコスト削減	4041	流通・包装技術	流通管理システム	低コスト流通	包装ロス削減	簡易包装	包材再生利用
			4042	食品廃棄物の発生抑制					
			4043	省エネルギー	低コスト冷凍技術				

B研究内容・目的	分類番号	研究内容カテゴリ	コード	キーワード	備考
畜産分野	501	家畜生産	5011	草地管理	草地生産 自給飼料生産
			5012	家畜飼養	家畜管理 放牧
			5013	家畜飼料	飼料栄養 飼料評価 飼料機能性
			5014	動物福祉	アニマルウェルフェア
	502	家畜衛生	5021	家畜疾病対策	疾病予防 疾病治療
	503	家畜育種・繁殖	5031	家畜改良	
			5032	家畜繁殖技術	クローン動物 繁殖障害
林野分野	601	森林環境整備・利用	6011	森林資源管理	樹木病害虫管理
			6012	森林生態管理	森林生物管理
			6013	森林機能保全・利用	公益的機能
			6014	森林景観保全	森林風致
	602	木材利用	6021	木材材質・物性	材質評価
			6022	木材加工	木材接着
			6023	木材構造物	高強度構造
			6024	都市緑化	屋上緑化
水産分野	701	水産業	7011	漁具・漁法開発・改良	巻網 定置網 釣り具 底引き網
			7012	水産資源管理	資源動態 資源調査 資源推定
			7013	海洋環境	漁海況予報
			7014	魚類増養殖法開発・改良	飼料 飼育システム 魚礁環境 種苗生産 放流
			7015	水産疾病	疾病予防 疾病治療
			7016	水産有害動物防除・除去	

C研究手法	分類 番号	研究手法カ テゴリ	コード	キーワード	備	考
	801	生化学	8011	代謝生理	生理活性物質	生理障害
	802	遺伝子	8021	遺伝子	遺伝子解析	遺伝子診断 遺伝子発現 遺伝子機能 遺伝子組換え
	803	育種手法	8031	育種一般		
			8032	育種その他	突然変異育種 DNAマーカー育種	遺伝子組み換え育種
	804	先端技術	8041	ナノテクノロジー	評価技術 加工技術	安全性
			8042	網羅的解析	DNAマイクロアレイ LC-MS/MS	ハイスループット

必要書類チェックシート

1 応募に必要な書類等

- ☐ 応募書類（研究実施計画（様式 1～5、「機関連携強化型研究」にあつては、「研究連携協定」（任意様式））の電子ファイル（Word、一太郎）
※ e-Rad へは、当該電子ファイルを PDF ファイル化してアップロードします。
- ☐ 補足資料（各 1 部）
※様式 1（研究課題総括表）の写しを必ず同封して（社）農林水産技術情報協会に郵送して下さい。

2 応募書類（研究実施計画）の内訳

☐ 研究課題総括表	様式 1
☐ 研究課題概要図（1 枚）	様式 2
☐ 研究課題内容	様式 3
☐ 研究管理運営機関を活用する理由書（1 枚）（活用しない場合は提出は不要）	様式 4
☐ 経理事務体制について	様式 5
☐ 研究連携協定（機関連携強化型研究の場合は必須）	任意様式

3 補足資料の内訳

民間企業、私立大学、公益法人、NPO 法人または協同組合が、中核機関又は共同機関として参画している場合には、（１）又は（２）の該当するものを補足資料として提出して下さい（地方公共団体、地方独立行政法人、国立大学法人及び独立行政法人の場合は提出の必要はありません。）。

なお、補足資料を提出する際は、様式 1（研究課題総括表）の写し 1 部を必ず同封の上、下記あて郵送して下さい。

【送付先】

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 1 5－6 製粉会館 6 階
（社）農林水産技術情報協会 研究開発部 あて
電話：03-3667-8931

【補足資料の送付期限】平成22年2月末日

（１）民間企業の場合

- ☐ 定款
- ☐ 経歴書（経歴が確認できる会社案内等も可）
- ☐ 最新の決算（営業）報告書 1 年分（又はそれに準じるもの）

（２）私立大学、公益法人、NPO 法人または協同組合の場合

- ☐ 定款又は寄付行為
- ☐ 最新の決算（営業）報告書 1 年分（又はそれに準じるもの）

(参考)

個別課題に関して研究機関のマッチングのあっせんや提案書の
ブラッシュアップ等についての相談先一覧

地域名	組織名及び連絡先（電話/FAX番号）
北海道地域	組織名：NPO法人 グリーンテクノバンク 連絡先：〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 三博ビル3階 TEL/FAX 011-210-4477
東北地域	組織名：東北地域農林水産・食品ハイテク研究会 連絡先： （農林水産省東北農政局内）TEL 022-263-1111（代）内線4109
東海地域	組織名：NPO法人 東海地域生物系先端技術研究会 連絡先：〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学国際教育協力研究センター内 TEL/FAX 052-789-4586
近畿地域	組織名：NPO法人 近畿アグリハイテク 連絡先：〒606-0805 京都市左京区下鴨森本町15 （財）生産開発科学研究所内 TEL/FAX 075-711-1248
中国四国地域	組織名：NPO法人 中国四国農林水産・食品先進技術研究会 連絡先：〒700-8530 岡山市北区津島1-1-1 岡山大学農学部3号館102号室 TEL 086-237-3340、FAX 086-201-0551
九州地域	組織名：九州バイオリサーチネット 連絡先：〒860-0842 熊本市南千反畑町2-6 （株）日本政策金融公庫 熊本支店内 TEL/FAX 096-353-3651

—— 本公募要領に関する問い合わせ先 ——

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課
産学連携室 産学連携振興班
電 話：03-3502-8111（内線5894）
FAX：03-3593-2209

—— ホームページアドレス ——

http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2010/fund_2010.htm

作成上の留意事項

所定の様式（Word、一太郎）を用い、様式の改変は絶対に行わないで下さい。作成した様式は、府省共通研究管理システム（e-Rad）に必要事項を入力後、忘れずにアップロードして下さい。

○様式 1（研究課題総括表）

1. 「受付番号」について

農林水産省が応募書類を受理した際に記載する欄であり、空欄として下さい。

2. 「提案区分」について

応募書類様式の別添「提案区分表」に従い、該当する区分番号、研究区分名（研究領域設定型研究にあつては、研究領域番号及び研究領域名）を記載して下さい。

(記載例)			
・「研究領域設定型研究」で「温度、光制御等による花きの周年出荷・開花調節技術の開発」(例)を提案する場合			
提案区分（別添 1 参照）			
区分番号	研究区分名	領域番号	研究領域名
1	研究領域設定型研究	(1)	競争力強化のための生産システムの改善
・「現場実証支援型研究」で提案する場合			
区分番号	研究区分名	領域番号	研究領域名
2	現場実証支援型研究	空欄	空欄

注： 緊急対応型調査研究の年度途中採択に向けた公募については、別途、農林水産省のホームページ等でお知らせします（年度当初の募集は行いません。）。

3. 「研究課題名」について

40文字程度で記載して下さい。

なお、課題名については、原則として研究期間終了時まで変更できないことに留意して下さい。

4. 「研究目的」について

行政推進上や現場で解決が求められている問題点など研究の背景・目的について、簡潔に200文字以内厳守で記載して下さい。

5. 「研究概要」について

4. の問題点を解決するために本課題で行おうとしている研究の概要について、簡潔に200文字以内厳守で記載して下さい。

6. 「研究成果の導入地域」について

本課題での研究成果をどの地域で活用するのか、あるいはどの地域をターゲットにした研究開発か、地方名、県名等を記載して下さい。

記載例：「全国」、「関東地方」、「〇〇県及び〇〇県」等

7. 「研究実施期間」について

3年以内を原則として研究終了年度を西暦で記載（（ ）内は、研究実施年数を記載）して下さい。ただし、研究開発の特殊性や技術の性格等からみて、それ以上の実施期間が必要であるとの客観的かつ明確な理由があるものは、3年を超えて設定することも可能です。

この場合、様式3の4の（1）研究課題の構成及び年次計画の下部にその理由を記載して下さい。

8. 「研究費の見込額」について

研究実施期間中の研究費の見込額について、各年度の総額（中核機関及び共同機関の経費の総額）を記載して下さい（単位：千円）。

9. 「中核機関」について

中核機関又は研究管理運営機関について、機関名、機関代表者（役職、氏名）及び所在地を記載して下さい。

10. 「研究総括者」について

研究総括者の氏名（フリガナ）、所属部署、役職及び勤務先住所等を正確に記載して下さい。

なお、研究管理運営機関を活用する場合は、研究総括者が所属する機関名を記載して下さい。

11. 「共同機関」について

共同機関名を

① 都道府県、市町村、公立試験研究機関、地方独立行政法人

② 大学、大学共同利用機関

③ 独立行政法人、特殊法人、認可法人

④ 民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合、農林漁業者

のセクター・契約単位別に記載して下さい。都道府県、大学、独立行政法人等の大組織の場合であって、個別の試験研究所や学部等が契約単位とならない場合には（ ）書きで試験研究所等名を記載して下さい。個別の試験研究所や学部のレベルで契約行為を行うことが可能かどうかは各機関の事務担当者にあらかじめ確認して下さい。

（記載例）

共同機関	1 公 立	※県が契約単位となる場合は、試験場名を（ ）書きする。 〇〇県（〇〇県××試験場・〇〇県××センター） ※個別の試験場で契約可能な場合 〇〇県××試験場、〇〇県××センター
	2 大 学	※大学が契約単位となる場合は、学部名を（ ）書きする。 〇〇大学（〇学部、〇学部、××センター） ※各学部で契約可能な場合 〇〇大学〇学部、〇〇大学〇学部
	3 独法等	※独立行政法人が契約単位となる場合は、研究所名を（ ）書きする。 （独）〇〇機構（〇〇研究センター、〇〇研究所） ※個別の研究所で契約可能な場合 （独）〇〇機構〇〇研究所
	4 民 間	〇〇〇〇株式会社、財団法人〇〇〇〇 等 ※農林漁業者の場合：畜産業 〇〇太郎、農業 〇〇栽培研究会

○様式 2（研究課題概要図）

A 4 用紙 1 枚で作成して下さい。必要に応じて用紙を横長に使用しても構いません。

研究計画、研究体制等のイメージ、中課題・小課題間の関係及び達成目標等について、図表、ボンチ絵を用いて、わかりやすく作成して下さい。

○様式 3（研究課題内容）

（必要性について）

1. 「研究目的」について

（1）科学的・技術的観点からの研究目的

提案する研究又は技術の新規性・先導性、実用性が分かるように科学的・技術的観点からの研究目的について記載して下さい。

（2）社会的・経済的観点からの研究目的

社会的・経済的背景を踏まえた研究目的について記載して下さい。その際、食料自給率の向上への貢献、地域の活性化への貢献、その他農林水産省等が実施する取組への貢献、生産者、流通・加工業者及び消費者等が求めるニーズへの対応のそれぞれの視点から、重要性及び緊急性が分かるように記載して下さい。

2. 「事業の趣旨及び行政施策等との関係について」について

（1）研究領域等との関係について

① 対応する研究領域名：

研究領域設定型研究における研究領域及び緊急対応型調査研究における調査研究対象（今後、必要に応じて随時公募）の名称を記載して下さい。

② 研究領域等との関係

提案する研究課題の目的・内容と上記研究領域等との関連性について記載して下さい。

（2）農林水産研究基本計画の重点目標の達成への貢献（現場実証支援型研究、機関連携強化型研究の場合は必ず記載すること）

「農林水産研究基本計画」（平成17年3月農林水産技術会議事務局決定、平成19年3月改定）

（<http://www.s.affrc.go.jp/docs/kihonkeikaku/top.htm>）の付表「期別達成目標」の該当項目、重点目標達成への貢献について記載して下さい（記載例参照）。

① 本研究が貢献する重点目標の該当項目

（記載例）

1. 課題の解決と新たな展開に向けた研究開発

（2）ニーズに対応した高品質な農林水産物・食品の研究開発

① 高品質な農林水産物・食品と品質評価技術の開発

※項目番号及び項目名は省略せずに記載して下さい。

② 重点目標の達成への貢献

提案する研究課題の目的・内容と重点目標との関連性（研究基本計画の期別達成目標の推進を図る上でどのように貢献するのか）について記載して下さい。

（3）その他行政施策等との関係について（現場実証支援型研究、機関連携強化型研究について下記に該当する場合は記載すること）

① 農商工連携等の府省連携の推進に係る取組の概要及び研究の位置付け

農商工連携に係る取組の場合は、「農商工等連携事業計画」の策定に本事業の成果を活用することを前提とした研究計画であるかどうかを記載して下さい。なお、府省連携に係る取組である場合は、その名称、取組の概要及び提案課題との関連等について記載して下さい。

- ② 地域再生計画（地域の知の拠点再生プログラム又は地域の産業活性化プログラム（地方公共団体等が作成する地域再生計画）の概要及び研究の位置付け

地方公共団体等が作成する地域再生計画の名称と概要及び地域再生計画に具体的に本事業名が記載され、本事業で研究開発に取り組むことが明記されているか（具体的には、提案課題名、研究概要、参画機関、研究実施期間等を明記）、又はこれから策定する地域再生計画に明記されることが確実かどうかを記載して下さい。

- ③ 地域における産学官連携への取組の概要及び研究の位置付け

農林水産・食品産業分野の研究開発に関する地域の産学官連携・交流組織や農林水産省が主催するイベント（検討会、展示会等）への取組（参加、出展等）が行われている場合、当該組織やイベントの名称、取組の概要について記載して下さい。また、地域の産学官連携・交流組織のあっせん等を通じて提案課題の研究開発要素となる研究シーズの探索や共同研究グループの構築を行った提案課題である場合は、その旨を記載して下さい。

- ④ その他、地域において、提案課題と密接な関連を有する行政施策の取組として特記すべき事項があれば、上記に準じて記載して下さい。

（効率性について）

3. 「本研究課題に関連する既往の研究成果」について

（1）研究成果の概要

7の（1）「技術開発の目標」を達成する上で、研究シーズとなる知見、技術等の蓄積状況を明確にする観点から、研究に参画する研究機関において、これまでに得られた本提案課題に関連する既往の成果を記載して下さい。

（2）（1）に関連して活用した研究制度等

研究制度名、研究課題名、研究実施期間、研究費総額を記載して下さい。

なお、研究制度名については、当該制度を所管する省庁・機関の名称を（ ）書きで記載して下さい。

（3）先行特許等

本研究と関連する特許権等を既に出願または取得している場合、その概要（発明等の名称、出願番号、出願日、出願人（共同出願人）等）を記載して下さい。

（4）参画機関の知的財産への取組状況（知的財産に係る体制、知的財産ポリシーの作成、その他取組について記載）

中核機関及び共同機関における知的財産部門に係る組織体制の有無（「有」の場合、その体制図）、知的財産ポリシー（知的財産に関する規定）の作成の有無（「有」の場合、当該規定の名称及び概要）、研究成果に関する共同研究グループの知的財産管理の方針（共同発明等成果の取扱い、秘密情報の共有範囲の取扱い等）の作成の有無（「有」の場合、当該規定の名称及び概要。ただし、知的財産ポリシー等に規定されている場合は、その旨を知的財産ポリシーの概要に記載すれば、本事項について記載の必要はありません。）その他知的財産に関して取組がある場合は、その概要を記載して下さい。

4. 研究計画・方法等

（1）研究課題の構成及び年次計画

研究課題の最小単位（中課題又は小課題）における研究期間を矢印を用いて図示し、矢印の上には当該研究項目の具体的な研究内容及び担当する研究機関を記載（研究機関は（ ）書き）して下さい。中課題順にア.、イ.、・・・、小課題順に①、②、・・・と番号を付して下さい。

また、共同機関については、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、課題構成と参画機関の役割分担を明確にするとともに、参画機関数は過度に多くならないように配慮して下さい（1小課題（最小単位の課題）は、原則として1機関で分担する体制として下さい。）。

なお、研究推進会議等に参加するのみで研究を実施しない年度には、矢印を引かないで下さい。

(記載例)			
研究項目	2010年度	2011年度	2012年度
ア. ○○における△△の 確立	←	①・・・の解析 (○○大学)	→
①・・・の解析			
②・・・の開発			
③・・・の試作	←	②・・・の開発 (○○試験場)	→
イ. ◇◇における□□の 確立			
・ ・ ・			
○. 研究管理の運営	←	(○○管理運営機関)	→
○. 普及支援業務			
所要経費(千円)	○○, ○○○千円	○○, ○○○千円	○○, ○○○千円

[研究計画が3年を超える理由] (研究計画が4年以上のものは必ず記載)

研究開発の特殊性や技術の性格等からみて、3年以上の実施期間が必要な場合は、理由を具体的かつ明確に記載して下さい。

[研究費(単年度当たり)の額が大規模になる理由] (研究領域設定型研究にあつては3千5百万円超、現場実証支援型研究にあつては2千万円超となる場合は必ず記載)

研究開発の特殊性や技術の性格等からみて、研究領域設定型研究にあつては3千5百万円超、現場実証支援型研究にあつては、2千万円超の額が必要な場合は、理由を具体的かつ明確に記載して下さい。

(2) 研究課題及び研究項目ごとの研究費見込額

研究課題の最小単位（中課題又は小課題）における初年度の所要見込額を参画研究機関単位で記載して下さい。参画機関別の所要見込額の合計額は、「6. 研究費の見込額の一覧」に記載した経費の合計額と一致させて下さい。

研 究 項 目	研 究 機 関	所要経費（千円） （2010年度）
ア. ○○における△△の確立		8, 0 0 0
①・・・の解析	○○大学	2, 0 0 0
②・・・の開発	○○試験場	3, 0 0 0
③・・・の試作	○○研究所	3, 0 0 0
・	・	・
・	・	・
・	・	・
○. 研究管理の運営	○○管理運営機関	1, 0 0 0
○. 普及支援業務	○○普及センター	1, 0 0 0
参画機関別の所要経費の合計額		(千円)
	○○大学	0 0, 0 0 0
	○○試験場	0 0, 0 0 0
	○○研究所	0 0, 0 0 0
	○○管理運営機関	0 0, 0 0 0
	○○普及センター	0 0, 0 0 0

(注) 1 小課題（最小単位の課題）は、原則として1 機関で分担する体制として下さい。

(3) 研究課題及び研究項目ごとの研究内容

研究課題を細分化した中課題ごとに又は中課題を更に細分化した小課題ごとに具体的な研究内容（試料・材料、対象、調査・分析手法等の詳細）及び課題間の関係について記載して下さい。

中課題順にア.、イ.、・・・、小課題順に①、②、・・・と番号を付して下さい。

（「1. 研究目的」及び「7. 目標とする成果」に対応した内容となるよう留意し、かつ「6. 研究費の見込額一覧」で要求している内容が読み取れるような内容として下さい。）

(4) 研究成果により期待されるマクロ的な経済効果

研究成果を現場等へ導入した場合の技術の代替効果、付加価値の付与等のマクロ的な経済的效果について、可能な限り定量的（試算で可）に記載するとともに、その算出根拠についても具体的に記載して下さい。

5. 共同研究体制

(1) 研究課題について、研究グループとしての地域での活動状況

これまで、地域における研究グループとしての研究活動（研究会・検討会への参画・協力、

他機関との連携等を含む）を行ってきている場合には、その概要を簡潔に記載して下さい。

（２）参画機関（中核機関又は研究管理運営機関及び共同機関）の役割分担

「３．本研究課題に関連する既往の研究成果」及び本研究課題に参画する各研究機関の研究ポテンシャル等を踏まえ、当該研究課題における参画機関ごとの役割分担、責任体制、共同研究による効果等について記載して下さい。

(3) 参画機関の概要

本研究課題に参画する中核機関及びすべての共同機関について、記載例を参考に、契約単位で記載して下さい。

各項目には応募時点のものを記載することとしますが、今後の機関名の変更や市町村合併等による所在地の変更、代表者の変更等が既に決まっているものがあれば、その変更時期及び内容を記載して下さい。

また、電話番号、FAX 番号及び E-mail アドレスは半角文字で記載して下さい。

1) 中核機関名及び共同機関名について

都道府県、大学、独立行政法人等の大組織の場合で、個別の試験研究所や大学院研究科等が契約単位とならない場合には（ ）書きで試験研究所等名を記載して下さい。個別の試験研究所や大学院研究科等を契約単位として、契約行為を行うことが可能かどうかは各機関の事務担当者にあらかじめ確認しておいて下さい。

なお、中核機関について、研究管理運営機関を活用する場合は、様式4を必ず作成して下さい。また、課題が採択された場合、都道府県財政部長の公印を押印したものを別途提出していただきます。

2) 経理事務担当者について

都道府県が中核機関となる場合は、予算措置が可能であり、委託契約の締結が年度当初から可能である旨記載して下さい。

3) 代表者名及び所在地について

機関名の契約単位と対応させて下さい。

4) 研究管理運営責任者について

研究管理運営機関を活用する場合のみ記載して下さい（活用しない場合は空欄）。

5) 業務概要について

本研究課題を実施するにあたってのこれまでの実績、研究施設の整備状況等、本研究課題を実施する機関として適切であるかどうか判断できる内容として下さい。

6) 資本金について

民間企業、農業法人及び公益法人のみ記載し、公益法人にあっては、基本財産を記載して下さい。

7) 従業員数については、民間企業、農業法人及び研究管理運営機関のみ記載して下さい。

(記載例) 記載例は実際の様式と異なりますので、記載する際は実際の様式に従って下さい。

中核機関名 (研究管理運営機関名)	〇〇大学 (〇学部、〇学部、〇〇研究センター)
共同機関名	〇〇県 (〇〇試験場・〇〇試験場) (株)〇〇会社〇〇研究所 (独)〇〇機構 (〇〇研究センター、〇〇研究所)
代表者名	〇〇県知事 〇〇 〇〇
研究管理運営 責 任 者	氏名：〇〇 所属部署：〇〇部〇〇課長 勤務先：〒123-5678 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 電話番号：012-345-7777 Fax 番号：012-345-8888 E-mail アドレス：abc@defg.co.jp
経理事務 担 当 者	氏名：〇〇 所属部署：〇〇部〇〇課長 勤務先：〒123-5678 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

	電話番号：012-345-7777 Fax 番号：012-345-8888 E-mail アドレス：abc@defg.co.jp (都道府県が中核機関の場合) 予算措置見込 (委託契約締結時期見込：○月)		
所 在 地	〒123-4567 住所 ○○県○○市○○1 2 3－4 電話番号：012-345-6666		
業務概要	○○研究所は、○○を目的として○○の研究を実施している機関であり、○○等の研究施設を有している。当研究所では、これまで、○○研究について○○など多くの知見が蓄積されている。		
資 本 金	(千円)	従業員数	(人)

(4) 研究分担者一覧

研究項目には中課題及び小課題名を記載し、研究分担者の氏名及び所属等を記載して下さい。その際、研究総括者には◎、中課題責任者には○、小課題責任者には△を氏名の前に記載して下さい。研究計画の遂行に関し、名目的に名前を連ねるなど、実質的な責任を負わない者は、研究分担者として加えることができないので注意して下さい。

エフォート（研究専従率）は、当該研究者の全仕事時間に占める本研究課題に充てる時間の割合（小数点以下を四捨五入した整数値）を以下の記載例のとおり記載して下さい。同一の研究者が複数の課題を担当する場合は、最初に記載する箇所に数値を記載し、その後は、「前出」として下さい。

(記載例)			
研 究 項 目	氏 名	所属機関・部署・役職名	エフォート (%)
研究総括者	◎農林 太郎	○○大学農学部教授	30
ア. ○○における△△の確立	○農林 太郎	○○大学農学部教授	前出 15
①・・・の解析	△農林 太郎	○○大学農学部教授	
	林業 花子	○○大学農学部助手	
②・・・の開発	△水産 二郎	○○県農業試験場主任研究員	35
・	・	・	
・	・	・	
・	・	・	

(5) 研究者情報

研究総括者の経歴について、「最終学歴」、「学位」、「主な職歴と研究内容」を記載して下さい。

(記載例)

研究総括者名	農林 太郎
最 終 学 歴	西暦〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業
学 位	西暦〇〇年 博士号 (〇〇学) 取得 (〇〇大学)
主 な 職 歴 と 研 究 内 容	西暦〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 西暦〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助教授 西暦〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部教授 〇〇に関する研究に従事 〇〇〇〇の〇〇〇栽培方法を開発 (〇〇年)

注:「学位」は、学士・修士・博士のうち、各自最上位の学位を記載して下さい。

「主な職歴と研究内容」は、職歴とこれまでの研究内容や商品・栽培法・新品種などの開発や指針の作成事例を記載して下さい。

また、様式3 (研究分担者一覧に記載した全ての研究者 (研究総括者を含む) について、その順にそって主な研究論文、著書及び特許 (品種登録等) を下記の記載例に従い記載して下さい。

記載にあたっては、研究者一人当たり近年の重要なものを、in press のものから過去にさかのぼって、発表の順に最大5つまで記載し、本研究課題に関係の大きいものについては、冒頭に◎印をつけて下さい。

雑誌の場合は、タイトル、著者名、学会誌名、巻 (号)、ページーページ (西暦)

書籍の場合は、タイトル、著者名、出版社名、発行年 (西暦)

特許の場合は、特許名、特許番号、取得又は出願年月日 (西暦) の順に記載すること。

なお、民間企業・団体・農林漁業者については、申請課題の研究に関連する資格 (例: 技術士、獣医師)、受賞歴、開発した製品実績等を記載しても可。

(注): 論文・著書名の共著欄には全ての共著者を記載する。外国語論文の場合であっても、日本人の共著者については名前を日本語表記とすること。また、本人及び研究分担者にはアンダーラインを付すこと。他の研究分担者の欄で前出された論文には、冒頭に「前出」と記載して下さい。

(記載例)

氏 名	学位	主な論文・著書・特許 (近年の重要なものを各自5件以内)
農林 太郎 (研究総括者)	博士	<論文> ◎「〇〇〇に関する研究」、 <u>農林太郎</u> 、 <u>水産次郎</u> 、畜産三郎、〇〇学会誌、1(1)、20-30(200〇) ◎「Development of novel analysis method for 〇〇〇〇」 <u>農林太郎</u> 、 <u>Gaikokujin A.</u> 、 <u>林業花子</u> 、 <u>Gaikokujin B. Journal of Agriculture</u> , 1(1) 20-30(200〇) ※外国語論文であっても、日本人の共著者の氏名は日本語表記とすること。 <著書> 「〇〇の現状」、 <u>農林太郎</u> 、〇〇出版社 (200〇) <特許> 「〇〇〇の製造方法」、特願200〇-〇〇〇、出願200〇年〇月〇日

林業 花子	修士	特になし
水産 次郎	学士	＜論文＞ 前出 ◎「〇〇〇に関する研究」、 <u>農林太郎</u> 、 <u>水産次郎</u> 、畜産三郎、 〇〇学会誌、1(1)、20-30(200〇)

(◎は提案課題との関連があるもの)

※著者（共著者）に、本人及び研究分担者が含まれる場合は名前にアンダーラインを付すこと。

6. 「研究費の見込額一覧」について

中核機関又は研究管理運営機関及び共同機関ごとに研究終了年度までの研究予算の見込額及びその内訳を記載して下さい。

中核機関にあっては、国からの委託費として、①直接経費、②間接経費、③試験研究調査委託費（共同機関の直接経費、間接経費）（消費税を含む。）を計上できます。ただし、研究を実施しない研究管理運営機関の場合は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。共同機関にあっては、中核機関からの試験研究調査委託費として、①直接経費、②間接経費（消費税を含む。）を計上できます。

中核機関又は研究管理運営機関（又は共同機関）：機関名を記載して下さい。

(1) 各年度別経費内訳

① 直接経費（中核機関又は研究管理運営機関、共同機関とも共通）

研究の遂行（研究管理運営機関の場合は、研究の管理・運営を含みます。）及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。「人件費」、「謝金」、「研究員等旅費」、「委員旅費」、「試験研究費（賃金、機械・備品費、消耗品費、雑役務費、印刷製本費）」及び「研究推進業務費」について、年度別の所要額を千円単位で記載して下さい。

また、中核機関が行うべき業務のうち、共同研究者や共同機関間の連絡調整、研究推進会議の開催、試作品や一定の見通しが立った技術等の現場への適応確認及びその結果を共同研究者へフィードバックする等、いわゆるコーディネート業務などの一部を共同機関以外の機関に委託する場合の経費は、「研究推進業務費」に計上して下さい。

なお、直接経費の具体的な内容は、公募要領14ページの3（3）①の「直接経費」を参照して下さい。

② a間接経費（中核機関、共同機関とも共通）

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費。

間接経費については、直接経費の30%に当たる額を上限として計上して下さい。なお、機関連携強化型研究にあっては直接経費の35%に当たる額を上限として計上して下さい。所要額については研究機関の経理部門等とあらかじめよく相談の上計上して下さい。

研究を実施しない研究管理運営機関の場合は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。

b一般管理費

研究管理運営業務の遂行に直接関連していないが、当該業務推進のために必要な事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務職員の人件費及び補助職員賃金等であって、直接経費の10%を上限として計上できます。

なお、間接経費の具体的な内容は、公募要領15ページの3（3）②の「間接経費」を参照して下さい。

③ 試験研究調査委託費（中核機関のみ）

参画する全ての共同機関の研究費（直接経費・間接経費）を合計した金額を、中核機関の試験研究調査委託費の金額と一致させて下さい。

(2) 機械・備品費の内訳（中核機関又は研究管理運営機関、共同機関とも共通）

「(1) の各年度別経費内訳（単位：千円）」の直接経費に記載した「機械・備品費」について、「品名・仕様」、「数量」、「単価」、「金額」、「使用目的及び必要性」及び「設置部署」を個々の機械・備品費ごとに記載して下さい。

原則、機械・備品費は初年度に計上すること。

(3) 雑役務費の内訳（中核機関又は研究管理運営機関、共同機関とも共通）

「(1) の各年度別経費内訳（単位：千円）」の直接経費に記載した「雑役務費」について、「件名・仕様」、「数量」、「単価」、「金額」及び「使用目的及び必要性」を個々の業務ごとに記載して下さい。

(有効性について)

7. 「目標とする成果」について

(1) 技術開発の目標（数値目標を可能な限り記載して下さい。）

技術開発等に係る達成目標について、可能な限り数値を用いて記載するとともに、成果がどのような者に、どのような場面で、どのように活用されるのかを簡潔に記載して下さい。

(2) 当該技術の現場への導入・普及により目指す効果（生産性（能率、コスト等）や精度等について可能な限り記載して下さい。）

当該技術が、どのようなプロセスを経て現場へ導入・普及するのか、また、当該技術等を現場に導入・普及した場合に期待される、作業能率（作業時間、作業員数等）、作業精度、コスト（導入経費、ランニングコスト等）、収量性、付加価値等の効果について、可能な限り定量的に記載して下さい。

(3) 当該技術の現場への適応可能性を確認するための取組み

開発途中の技術等について、現場への適応可能性を確認するために行う予定としている小規模な実証試験等の取組内容・方法について記載して下さい。

8. 「期待される効果（他の地域、異分野・政策等への波及効果及び新産業の創出可能性も含め、可能な限り数値を用いて記載する）」について

技術開発等により期待される効果について、当該技術が他の地域へ波及する可能性、異分野等への知的貢献を含めた波及効果、政策の立案・推進上の効果、新産業が創出される可能性と経済効果等も含めて、可能な限り数値を用いて記載して下さい。

(その他)

9. 「他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況」について

研究総括者及び研究分担者（共同機関における研究者）に関して、本提案研究の関連に関わらず、現在実施中の競争的資金制度及びプロジェクト研究に関する委託・助成の実績の有無、現在の申請（申請予定含む）の有無について記載して下さい。また、現在実施中の課題、申請中の課題あるいは申請予定の課題がある場合は、「(3) 研究の内容」に、その研究内容（①制度名（所管省庁・機関名）、②研究課題名、③研究実施期間、④研究費総額、⑤エフォート及び⑥これまでの研究成果（現在実施中の課題のみ））を記載して下さい。

((3) の記載例)

○研究総括者名（所属機関）

ア. 現在実施中の課題

①研究制度名：○○事業（○○省）

②研究課題名：「・・・・・・・・・・・・・・・・・・に関する研究」

③研究実施期間：2009～2011年度（3年間）

④研究費総額：○○，○○○千円

⑤エフォート：○○%

⑥これまでの研究成果：○○について開発中

イ. 現在申請中の課題あるいは申請予定のある課題

- ①研究制度名：〇〇事業（〇〇省）
- ②研究課題名：「・・・・・・・・・・に関する研究」（申請中）
- ③研究実施期間：2010年度－2013年度（4年間）（予定）
- ④研究費総額：〇〇，〇〇〇千円（予定）
- ⑤エフォート：〇〇％（予定）

○研究分担者名（所属機関）

ア. 現在実施中の課題

- ①研究制度名：〇〇事業（（独）〇〇〇振興機構）
- ②研究課題名：「・・・・・・・・・・技術の開発」
 - ・（省略）
 - ・（省略）
- ⑥これまでの研究成果：〇〇について開発中

イ. 現在申請中の課題あるいは申請予定のある課題

- ①研究制度名：〇〇事業（（独）〇〇〇振興機構）
- ②研究課題名：「・・・・・・・・・・の基礎研究」（申請予定）
 - ・（省略）
- ⑤エフォート：〇〇％（予定）

○様式4（研究管理運営機関を活用する理由書）

本事業では、都道府県の農林水産試験場等が中核機関となり、当該試験場等に所属する研究者が研究総括者として応募しようとする際に、当該試験場等が中核機関として応募することが困難な場合に限り、特例的に研究総括者が所属する試験場等とは別の機関（「研究管理運営機関」）が中核となることができることとしています。

これは、特例措置であることから、本様式に、当該試験場等が中核機関として応募することが困難な理由を明確に記載して下さい。

また、本様式を提出するにあたっては、必ず都道府県の財政担当部長の了承を得るとともに、財政部局担当者の連絡先（担当者氏名、所属部署、役職、電話番号及び E-mail アドレス）を記載して下さい。

なお、課題が採択された場合は、別途、都道府県財政部長の公印を押印したものの提出していただくことを予定しております。

○様式 5（経理事務体制について）

1. 「区分経理処理が行える会計の仕組みについて」について
（現在の経理事務体制の整備状況について、該当する項目に○を付して下さい。）

- ・ 現在整備出来ている
- ・ 現在整備出来ていない

内 容

（整備状況について、その内容を記載して下さい。なお、現在整備出来ていない機関にあっては、整備予定時期も記載して下さい。）

例：整備出来ている

- ・ 現在使用している経理システムでは、予算コードを設定出来るため、本委託事業に係る経費について、新たにコードを付与することによって区分経理処理をすることが可能である。
- ・ 資金種別毎に内訳簿を設ける会計の仕組みとなっているため、区分経理処理をすることが可能である。

例：整備出来ていない

- ・ 現在使用している経理システムでは、区分経理に対応できないため、表計算ソフトウェアを利用して、別途内訳表を作成する予定。

整備予定時期：採択決定後

- ・ 現在、受入経費毎に帳簿を作成していないが、本委託事業を実施することになった場合は、新たに本委託事業用の帳簿を備え、対応する予定。

整備予定時期：契約締結時

2. 「経理執行体制について」について

（1）現在の経理体制・職務内容

※ 下記はあくまでも例示であり、各項目について体制・職務内容が分かるものであれば、この書式でなくても構いません。

① 物品購入・役務発注

	役職名等	職務内容
経理執行責任者	経理課長	経理関係事務の総括。
支払責任者	経理係長	発注先からの請求書と検収責任者からの検収報告書を照合し、経理執行責任者の確認のうえ支払いを行う。
検収責任者	経理事務員 A	発注書に基づき検収を行い、検収報告書を作成する。
発注責任者	経理事務員 B	発注依頼書に基づき発注書を作成し、経理執行責任者の確認のうえ、業者へ発注する。
発注依頼者	研究総括者	発注依頼書を作成する。

役職名等には個人名を記載しないで下さい。同じ役職名等で別の者の場合は、適宜 A・Bなどを付して、違う者であることを明確にして下さい（以下、同じ）。

② 旅費

	役職名等	職務内容
経理執行責任者	経理課長	経理関係事務の総括。
支払責任者	経理係長	出張伺書、旅費計算書、必要に応じ領収書を照合し、経理執行責任者の確認のうえ支払いを行う。
旅費計算責任者	経理事務員 B	出張伺書、または出張報告書に基づき旅費計算書を作成する。
出張者	研究総括者	出張伺書、出張報告書を作成する。

③ 人件費・賃金

	役職名等	職務内容
経理執行責任者	経理課長	経理関係事務の総括。
支払責任者	経理係長	勤務時間管理報告書、給与・賃金計算を照合し、経理執行責任者の確認のうえ支払いを行う。
給与計算責任者	経理事務員 A	勤務時間管理報告書をもとに給与・賃金計算書を作成する。
勤務管理者	総務課長	該当者の勤務時間管理報告書を作成する。

(2) 内部牽制について

※上記 1 に基づき、内部牽制が担保できていることを記載すること。なお、担保できていない場合は、出来ていない部分についての対応策及び対応予定時期も記載すること。

担保出来ている・出来ていないの判断基準

- ・発注者および各責任者が同一者で無い体制となっていること。
- ・外部との契約、および支出の際には経理執行責任者の確認を経た上で行う体制となっていること。

例：担保できている場合

上記 1 のとおり、物品購入・役務発注にあつては、発注責任者、検収責任者、支払責任者を、旅費・人件費・賃金支払に当たっては、計算責任者と支払責任者を別の者としており、また、外部との契約、および支出の際には、経理執行責任者の確認のうえ行うこととしていることから、内部牽制は担保されている。

例：担保できていない場合

物品購入・役務発注について、現状、検収責任者と支払責任者が同一者となっているが、委託契約締結時において、検収責任者を雇用し、各責任者が同一者とならないよう配置する予定である。なお、旅費・人件費・賃金支払に当たっては、計算責任者と支払責任者を別の者としており、また、外部との契約、および支出の際には、経理執行責任者の確認のうえ行うこととしていることから、委託契約締結時において、内部牽制は担保される予定である。

●提出する補足資料の内訳

民間企業、私立大学、公益法人、NPO法人または協同組合が中核機関又は共同機関として参画している場合には、(1)又は(2)の該当するものを補足資料として下さい。この場合、決算報告書(連結決算でよい)には、貸借対照表、損益計算書を含めて下さい。

(1) 民間企業の場合

- ・定款
- ・経歴書(経歴が確認できる会社案内等も可)
- ・最新の決算(営業)報告書(又はそれに準じるもの)

(2) 私立大学、公益法人、NPO法人または協同組合の場合

- ・定款又は寄付行為
- ・最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準じるもの)

●補足資料の送付先及び送付期限

補足資料を送付する際は、必ず応募書類(研究実施計画)の様式1(研究課題総括表)のコピーを同封し、下記あてに郵送して下さい。

〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町1-5-6 製粉会館6階

(社)農林水産技術情報協会 研究開発部 あて

電話：03-3667-8931

送付期限：平成22年2月末日

本Q&Aは、問い合わせが多い質問について回答を紹介しているものです。
今後、これ以外の質問についても問い合わせが多いものは、随時紹介して参りたいと考えておりますので、当ホームページを確認して下さい。

Ver.1.0
21.12.24

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 平成22年度の応募に係る主なQ&A

(応募・採択までのスケジュールについて)

Q1. 「研究領域設定型研究」、「現場実証支援型研究」と「機関連携強化型研究」の応募・採択までのスケジュールが異なるのはなぜですか。

A1. 機関連携強化型研究については、研究課題の応募要件として、都道府県（公設試験場を含む。）の間の「研究連携協定」の策定を求めているため、当該協定の策定には相当の時間を要することに考慮し、研究領域設定型・現場実証支援型研究の応募から1か月程度遅らせて公募を行うことを予定しています。

なお、機関連携強化型研究の募集の開始は3月上旬を予定しておりますので、2月下旬に再度、本ホームページでご確認下さい。

(受付期間について)

Q2. 受付期間が、2月1日～19日までと、昨年度に比べ短縮されていますが、どうしてですか。

A2. 受付に関しては、昨年度から全て、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を使用していますが、応募情報の入力状況の傾向として、昨年度応募を開始した1月中旬から2月上旬にかけては、ほとんどデータの入力が行われていないこと、また、受付期間が長い分、説明や相談の時間が十分に確保できていないことから、本年度は研究タイプが再編、新設されたことに鑑み、十分な説明時間を確保するため、このような対応とさせていただいたところです。

受付期間が短くなっていますので、十分な余裕を持ってe-Radへの入力を行っていただきますようお願いします。

(共同研究グループについて)

Q3. 共同研究グループでの応募が必須となっていますが、複数の民間企業がグループを構成し応募することはできるのでしょうか。

A3. 本事業は、産学官による連携研究を推進する観点から、4つのセクターのうち、2以上のセクターの機関から構成される共同研究グループを構築することを必須としています。このため、民間企業同士のグループや大学同士のグループ、また、民

間企業単独での応募は募集対象になりません。必ず、2以上のセクターの機関から構成される共同研究グループで応募して下さい。

ただし、機関連携強化型研究については、公設試・地方独法の間の連携強化を支援する観点から、2以上のセクターの機関から構成される共同研究グループでの応募要件を適用しないこととしています。

(共同研究グループの例)

- ① 中核機関：〇〇大学、共同機関：〇〇試験場、〇〇大学、(株)〇〇
- ② 中核機関：〇〇(株)、共同機関：独立行政法人〇〇研究所、生産法人〇〇〇
- ③ 中核機関：〇〇試験場、共同機関：〇〇大学、(株)〇〇、〇〇普及センター

(中核機関・共同機関等について)

Q4. 研究のコーディネートを行っている都道府県の産業振興センター等が中核機関となり、大学、民間、公設試、独法等の研究者を研究総括者として配置し、本事業へ応募することは可能ですか。

A4. 中核機関の要件としては、「研究を実施できる能力・体制を有していること」となっており、中核機関は自ら研究を行う機関であることが必要です。また、研究総括者の要件としては、「原則として中核機関に常勤的に所属していること」となっており、自らの機関に所属する研究者を研究総括者として配置する必要があります。これらの要件を満たさない場合には、中核機関として応募することはできません。

ただし、公募要領に記載されているとおり、事前に予算措置を要する等の地方公共団体の特殊性を考慮し、都道府県の公設試験場に所属する研究者が研究総括者として応募する際に、公設試が中核機関となることが困難と認められる場合に限定して、研究を実施しない機関も含め、研究総括者が所属する機関とは別の機関(「研究管理運営機関」)が中核機関となることが出来ます。

なお、この措置は、都道府県の公設試験場が中核機関として応募する場合の特例措置であり、大学、民間、独法等が中核機関として応募する場合は認められません。この措置を希望する場合は、応募書類の様式4(研究管理運営機関を活用する理由書)を作成して、応募時に提出して下さい。

Q5. 産業振興センター等が中核機関から研究支援等の委託を受けて行うことは可能ですか。

A5. 公募要領に記載されている中核機関の活動の他の機関への一部委託は、共同研究者や共同研究グループ内の連絡調整、研究推進会議の開催、試作品や一定の見通しが立った技術等の現場への適用確認及びその結果の研究者へのフィードバックなどのいわゆるコーディネート業務を想定しており、これらの業務であれば、中核機関から委託を受けて行うことが可能です。

なお、中核機関が当該業務を委託するに当たっては、農林水産省との委託契約締結後に、基本的に競争により委託先を選定することを想定しています。

Q 6. 中核機関の活動の一部を他の機関に委託できるとなっていますが、委託できる機関としては共同機関も入りますか。

A 6. 基本的には、共同機関とは別のコーディネート機関を想定していますが、研究分担者として参画している共同機関も対象になりうると考えています。

なお、一部委託に係る業務としては、研究推進のための中核機関としての役割のうち、共同研究者や共同研究グループ内の連絡調整、研究推進会議の開催、試作品や一定の見通しが立った技術等の現場への適応確認及びその結果の研究者へのフィードバックなどいわゆるコーディネート業務を想定しています。

Q 7. 「現場実証支援型研究」、「機関連携強化型研究」における「普及支援組織」とは、具体的にどのような機関が、どのような役割を担うことを想定していますか。

A 7. 「現場実証支援型研究」、「機関連携強化型研究」においては、研究成果を個別の地域の生産現場等へ迅速に導入・普及させるための技術開発を行うこととしており、普及支援組織は、当該研究成果を現場に導入した際に発生する問題点の抽出、当該問題点の研究側へのフィードバック、問題点を改善し改良された技術の現場への再導入など、研究実施側と個別の生産現場等とをつなぐ橋渡しとしての役割を想定しています。

このため、農林水産系の技術開発では、都道府県の改良普及センター等のような技術指導機関や協同組合、食品製造系の技術開発では、食品メーカー等の民間企業がその役割を担うことを想定しています。

Q 8. 当方は食品製造メーカーであり、中核機関として、新たな食品の製造技術に関する研究課題を現場実証支援型研究に提案しようと考えていますが、この場合、他の食品メーカーを普及支援組織として参画させる必要がありますか。

A 8. 現場実証支援型研究は、より現場に密着した技術開発や現場への迅速な導入・普及を目指す研究タイプであり、普及支援組織の参画を必須としています。このような事例の場合は、中核機関自らが現場に密着した機関であり、普及支援組織としての役割を兼ね備えていることから、あえて他の食品メーカーを普及支援組織として参画させる必要はありません（ただし、共同研究の推進という観点から、他の食品メーカーの参画を妨げるものではありません。）。

Q 9. 「普及支援組織」として、農業改良普及センターを参画させようと考えていますが、技術指導を専門に行う（研究を行わない）機関も共同研究グループの構成員となるのですか。

A 9. 普及支援組織も共同研究グループの構成員となります。

現場実証支援型研究では、普及支援組織の参画を必須とし、当該機関を共同研究グループの構成員として参画できるように事業の仕組みを構築したところです。共同研究グループに参画する普及支援組織の要件としては、従来の共同機関の要件に加え、①開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための技術能力を有していること、②研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること、の二つの要件を満たしている必要があります。

なお、普及支援組織についても、委託契約の際は中核機関との再委託契約を締結する必要があります（委託契約について、不明な点等がある場合はご相談下さい。）。

（研究区分の対象範囲等について）

Q 10. 「現場実証支援型研究」は、これまでの研究タイプである「現場提案型研究」を再編したとのことですが、違いは何ですか。

A 10. 従来の現場提案型研究は、その研究のステージを実用技術の開発までと限定しており、例えば、機械や資材・食品等の製品開発の場合は、試作品の製作及び実用規模での製品製造技術（いわゆるプロトタイプまでの製造）の開発を対象としていました。

今般、再編した「現場実証支援型研究」では、製品化を視野に入れた商品の開発や実用規模での製造試験、製品の性能・特性試験までを対象としており、これを農作物の生産に関する研究開発に置き換えた場合は、地域の個別条件に適応させるため、個別地域の生産者のほ場で適性試験等を行い、その結果を研究開発にフィードバックし、さらに改良研究を行うところまでを対象としています（より現場に近い技術開発や現場実証による改良研究を切れ目なく実施）。

このため、本研究区分では、実際の現場との橋渡しをする「普及支援組織」の参画を必須としており、機械や資材・食品等の製品開発の場合は、製造や販売を行う民間企業等、農作物の生産に関する研究開発の場合は、都道府県普及支援センターや農業法人等の参画を必須としています。

Q 11. 「研究領域設定型研究」の対象範囲はどのようになったのですか。

A 11. 従来の対象範囲からの変更はありません。

研究領域設定型研究は、まずは、研究課題が研究領域のコンセプトに合致した内容であることが重要であり、その上で、公募要領で示した研究成果の波及効果の範囲が、概ね1ブロックレベルの研究課題を対象としているところです。このため、

広い範囲で活用可能な基幹的な実用技術の開発を目的としており、現場実証支援型研究の対象範囲である地域の個別条件に適應させるための生産者ほ場での適性試験等までを対象としていません（従来の対象範囲から変更はありません）。

このため、本研究区分では、現場実証支援型研究のように、「普及支援組織」の参画を想定していません。

なお、研究領域設定型研究と現場実証支援型研究との対象範囲について、端的に違いを述べるならば、研究領域設定型研究は、主幹となる技術の開発、現場実証支援型研究は、その枝葉となる技術の開発を行うということです。

Q 1 2. 「研究領域設定型研究で示されたどの研究領域のコンセプトにも該当しないと判断されるものにあっては、波及効果いかににかかわらず現場実証支援型研究の対象とします。」とありますが、研究区分が「現場実証支援型研究」に変更された場合、普及支援組織の参画が必須となりますが、どのように対応すればいいのですか。

A 1 2. 研究領域設定型研究に応募された研究課題のうち、どの研究領域にも該当しないと農林水産技術会議事務局が判断した場合は、同事務局が当該研究課題の研究総括者にその旨を連絡し、引き続き、「現場実証支援型研究」の研究課題として応募するかどうかの確認をさせていただきます。その際、研究総括者には、普及支援組織を参画させた「現場実証支援型研究」としての応募書類を速やかに提出いただくこととなります。

上記の対応は、短期間に行っていただく必要があり、対応状況のいかにによって提案された研究課題が審査に回らない可能性がありますので、研究区分や研究領域の内容を十分に把握した上で、提案いただくようお願いします。

（研究領域について）

Q 1 3. 「領域設定型研究」の〈課題例〉以外のものは応募対象にならないのですか。また、〈課題例〉に示されたものは課題採択の審査に当たって考慮されるのですか。

A 1 3. 「領域設定型研究」では、公募要領の本文中に、当該領域で対象とする技術開発内容(コンセプト)を示しています。また、当該領域の〈課題例〉として数課題お示ししていますが、これは、技術開発内容が応募者に具体的にイメージ（想定される研究課題と課題の規模等）できるようにあくまでも例として示しているものであり、当該課題を応募したからといって、採択の審査の際に特段考慮されるものではありません。当該領域のコンセプトに合致する内容の研究課題であれば、応募対象になります。

(異分野技術の活用・新産業の創出を促進するための措置について)

Q 1 4. 異分野技術を活用した研究課題や新産業の創出を目的とした研究課題は審査において一定の配慮がされるとのことですが、どのような趣旨からですか。

A 1 4. 従来の農林水産業分野の研究に異分野の技術を導入した研究は、新たな需要や新産業の創出につながる研究成果の創出が見込まれ、農林水産業の6次産業化にもつながることや、それに伴う地域の活性化も期待できることから、今回、このような研究課題について、審査に当たって優先的な取扱いを行うこととしたところです。
ただし、審査上の取扱いであり、採択を約束するものではありません。

(府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について)

Q 1 5. 応募に当たって、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)には、共同機関も全て機関登録を行う必要がありますか。また農林漁業者も登録が必要ですか。農林漁業者の場合は所属研究機関が存在しませんが、その場合、所属研究機関コードはどうすればいいのですか。

A 1 5. 21年度の募集から、e-Radでの応募が必須となりました。したがって、応募を行おうとする共同研究グループは事前に所属研究機関コードと研究者番号の取得を必ず行って下さい。

所属研究機関コードと研究者番号を取得しなければならない、機関及び研究者は以下のとおりです。

農林漁業者のように研究機関に所属しない者についてもe-Rad上、研究者という扱いとなり、共同機関として研究費の交付を受ける場合には、研究者番号を取得していただく必要があります。e-Radシステムでは、このような研究機関に所属していない研究者は個人として登録(個人の場合の所属研究機関コードは「999999999」となります。)できることとなっており、農林漁業者個人が本事業に参画する場合は、個人登録を行い必ず研究者番号を取得して下さい。

所属研究機関コード	研究者番号
◎中核機関(研究管理運営機関)	◎研究総括者、分担者A、分担者B、・・・・・・・・
◎共同機関 1	◎分担者C(筆頭研究者)、分担者D、分担者E、・・・・
◎共同機関 2	◎分担者F(筆頭研究者)、分担者G、分担者H、・・・・
◎共同機関 3(普及支援組織)	◎分担者I(筆頭研究者)、分担者J、分担者K、・・・・
「999999999(機関コード)」	◎分担者L(筆頭研究者:(機関に所属しない) 農林漁業者等の個人)

◎を付した機関及び研究者が取得(必須)対象

(参考) 所属研究機関及び研究者の申請・登録

e-Radシステムのポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセス

- ① 所属研究機関の申請・登録の場合は、所属研究機関向けページからアクセスして「様式12 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 研究者情報登録/変更申請書 (所属研究機関用) (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/index.html>) をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を同封の上、府省共通研究開発管理システム運用担当に提出
- ② 研究者 (研究機関に所属しない個人) の申請・登録の場合は、研究者向けページからアクセスして「様式3 研究者番号登録依頼書」(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/download/index.html>) をダウンロードし、必要事項を記載、必要書類を同封の上、府省共通研究開発管理システム運用担当に提出。なお、登録手続きに2週間程度の日数を要しますので、余裕を持って申請・登録を行ってください。

Q 1 6. 都道府県所属の研究機関 (例えば〇〇県△△研究センター。以下「公設試」という。) が既に所属研究機関コードを取得している場合であっても、都道府県庁が中核機関となる場合には、応募に当たって、別途e-Radシステムの所属研究機関コードを取得する必要がありますか。

A 1 6.

- (1) 以下の場合は、都道府県庁が中核機関として応募するに当たって、あらためて機関コードを取得する必要はありません。
 - ① 研究総括者の応募内容について機関承認を行う権限 (以下「機関承認権限」という。) が研究総括者が所属する公設試に委任されている場合
 - ② 機関承認権限が都道府県庁にある場合であって、公設試が機関登録に当たって都道府県庁内部局の職員を事務代表者・事務担当者として登録している場合 (機関登録に当たって公設試に所属する職員を事務代表者・事務担当者としている場合には、その変更が必要となります。)
- (2) 上記以外の場合にあつては、都道府県庁が機関コードを取得して応募する必要があります。この場合、公設試が既に機関登録している場合であっても、都道府県庁が、これとは別に機関登録することが可能となっています (なお、国からの契約の相手方については、契約時に再度確認したいと考えています。)

Q 1 7. e-Radシステムでの申請では、研究総括者が応募情報を入力し、応募書類ファイルをアップロードすれば応募が完了するのですか。

A 1 7. e-Radシステムでは、研究総括者がシステムに応募情報を入力し、応募書類ファイルをアップロードしたあと、所属研究機関の「応募承認」がなければ提出が完了したこととなりません。当方でも応募情報を受理 (ダウンロード) することができませんのでご注意ください。(機関承認はe-Radで事務代表者が「承認」の操作を

することによりなされます。詳細は、e-Radポータルサイトの所属研究機関用マニュアル（<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html>）をお読み下さい。）

※ 中核機関の事務代表者が「承認」を行わない限り応募が完了しませんので、研究総括者は入力終了した旨を必ず事務代表者にお伝え下さい。

Q18. 地方公共団体においては、あらかじめ当初予算で予算措置がなされていなければ、中核機関又は共同機関になることはできないのですか。

A18. 課題が採択された場合に、中核機関においては、農林水産省及び共同機関と、また共同機関においては中核機関と各々早期に委託契約を締結する観点から、年度当初に必要な予算措置がなされていることが基本と考えていますが、それが難しい地方公共団体にあっても、早期契約締結に支障がないよう必要な措置を行っていただきたいと考えています。

Q19. 「1小課題（最小単位の課題）は、原則1機関で分担する体制として下さい。」とありますが、複数の機関で担当することはできないのですか。

A19. 参画機関については、研究を効果的・効率的に実施するために、課題の構成に基づいて役割分担を明確にすることが重要であり、この点については研究計画の効率性の観点から審査の視点のひとつとなることから、1小課題は、原則1機関で分担する体制とし、参画機関は過度に多くならないこと（名目的に名前を連ねることは避けて下さい。）が望ましいところです。

Q20. 現場実証支援型研究では、公設試験場、地方大学等を中核とした参画を促すとの観点から、「行政的観点の審査に当たって、提案課題の内容と中核機関の属性との整合性に配慮して審査を行います。」とありますが、具体的にはどのようなことですか。

A20. 行政的観点の審査において研究内容により判断することとしており、具体的には、提案課題の内容が数県レベルで実施すべき内容の課題であると判断される場合に、公設試や地方大学等の地域機関が中核機関となって提案された課題を優先する等の運用を行うことで考えています。

（ヒアリング審査について）

Q21. 「研究領域設定型研究」、「現場実証支援型研究」の2次（ヒアリング）審査及び「機関連携強化型研究」のヒアリング審査は何処で行うのですか。

A21. 昨年度の場合は、農林水産省内で行いました。本年度についても同様に考えて

おり、対象課題の研究総括者には、開催日、開催時間及び開催場所を連絡いたします（ホームページ上でもお知らせします。）。

なお、ヒアリング審査では、研究総括者による研究内容等のプレゼンとそれに対する質疑・応答を行うこととしており、パワーポイントによりプレゼン資料を作成いただくこととなります。

（新規採択予定について）

Q 2 2. 公募要領に平成22年度の新規採択予定が記載されていますが、実際の採択数を示したものですか。

A 2 2. 新規採択予定については、公募を行うにあたって一定の目安を示したものであり、必ずしも記載した課題数が採択されるものではありません。公募要領にも記載していますが、実際の採択数については、全体予算額の水準、応募課題数や応募課題の単価によって変動することがあります。

（研究費の規模について）

Q 2 3. 研究領域設定型研究では3千5百万円、現場実証支援型研究では2千万円を超えて申請した場合は審査で不利になりますか。

A 2 3. 各々の研究タイプで、3千5百万円、2千万円を超えて申請したとしても、それが研究計画に沿って精査されたものであり、かつ、その経費が必要である理由が明確であれば審査上不利にはなりません。

なお、この場合は、応募書類の様式3の該当箇所にその理由を明確に記載して提出して下さい。

（経理関係について）

Q 2 4. 2年目から研究を実施する共同機関について、研究開始初年度において開催される研究推進会議の参加旅費を計上することは可能ですか。

A 2 4. 研究を実施しない年度について経費を計上することは認められません。このような場合は、中核機関の研究員等旅費に計上し、中核機関から共同研究者へ支払うようにして下さい。

Q 2 5. 当該事業の成果発表のため、海外において開催される国際学会等の参加費及び外国旅費は直接経費に計上することは可能ですか。

A 2 5. 当該事業の成果発表であっても、海外において開催される国際学会等の参加費及び外国旅費については、直接経費として認められません。

Q 2 6．国からの交付金で人件費を負担している職員について、当該事業に従事する時間分の人件費を間接経費に計上することは可能ですか。

A 2 6．国からの交付金で人件費を負担している職員の人件費については、直接経費及び間接経費にかかわらず、当事業費として認められません。

Q 2 7．研究上必要な高額物品や機器の購入はどの程度可能ですか。

A 2 7．委託費の直接経費の用途については、研究遂行上、直接必要なものに限っていますが、その内訳について特に制限を設けていません。しかしながら、通常の研究機関であれば所有していると考えられる機器（遠心分離機、恒温機などの基本機器）や、研究費の大半を占めるような高額機器については、審査の段階において必要性を問われる（不必要と見なされる）ことがあります。提案された課題を遂行するに当たり本当に必要な機器なのか、研究規模に比して購入する機器が過大ではないか、という観点で査定されることが多いので、様式3において、使用目的と必要性を明確に記載して下さい。

Q28. 人件費、賃金について決められた単価はありますか。

A28. 当方において定めた単価はありませんので、応募機関において定められた人件費等の単価に基づき計上して下さい。ただし、高額の場合、査定対象となることがあります。

(応募書類の作成について)

Q29. 様式5（経理事務体制について）は共同研究グループの全機関分を作成するのでしょうか

A29. 中核機関分のみ作成して下さい。